

0815
Sa18
⑦

事故本
欠ページ
P. 557 ~ 560
P. 563 ~ 566
P. 647 ~ 650
63. 5. 11

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50^{mm} 1 2 3 4 5

始



外617

360-179
081.5
SA 18
⑦



山路愛山編

南洲全集

東京 春陽堂發行

大正
4. 8. 24
内交



東風吹雨入花枝
春水浮萍綠滿池

東風吹雨入花枝

白髮多情最可憐
橫看飛雪滿空山
六月風光正似秋

丁未年外物書

丁未年外物書

一 丁未年外物書

一 丁未年外物書

一 丁未年外物書

一 丁未年外物書



西郷吉之助自筆

一 所決采れまゝの一色お相

印鑑あり方ニカクし

一 相をくおあしル中ニ時ニきく

風熱年より痛り方ニカクし

一 二 珍道ニカクし、の存方ニカクし

し

一 終迄にかりての徳義即止おあし

し

一 同かゝる無きおあし、の存方ニカクし

一 中御門經之御

一 中つゝの是れ即信よりあつゝの存方ニカクし

一 下人ありし、の存方ニカクし

一 下人ありし、の存方ニカクし

一 下人ありし、の存方ニカクし

一 岩倉具視卿

犯し十分存方ニカクし

例言

一本書の材料は専ら舊薩藩出身者に就き蒐集したるものなるも今より十數年前史談會幹事たりし故市來四郎氏より得たるもの最も多し

一材料の一部は實物に就き騰寫し其他は寫本に據る寫本には誤字脱字等多かりしも對校本に依りて之を訂正し然らざるものは輕々しく訂正を加へず

一世に隆盛の作として傳へらるゝ者に知賢、辨良奸、賄賂、生財、利民の諸篇あるも之は富田高慶の文にして隆盛の作に非ず又詩にも從來誤り傳へられたる者二三あり此等は皆省くこととせり

一隆盛の遺書は本書に載録する所を以て盡きたりと云ふべからず猶諸所に散佚せる者少からざるべきを以て他日更に増補して全集の實あらしめんことを期す

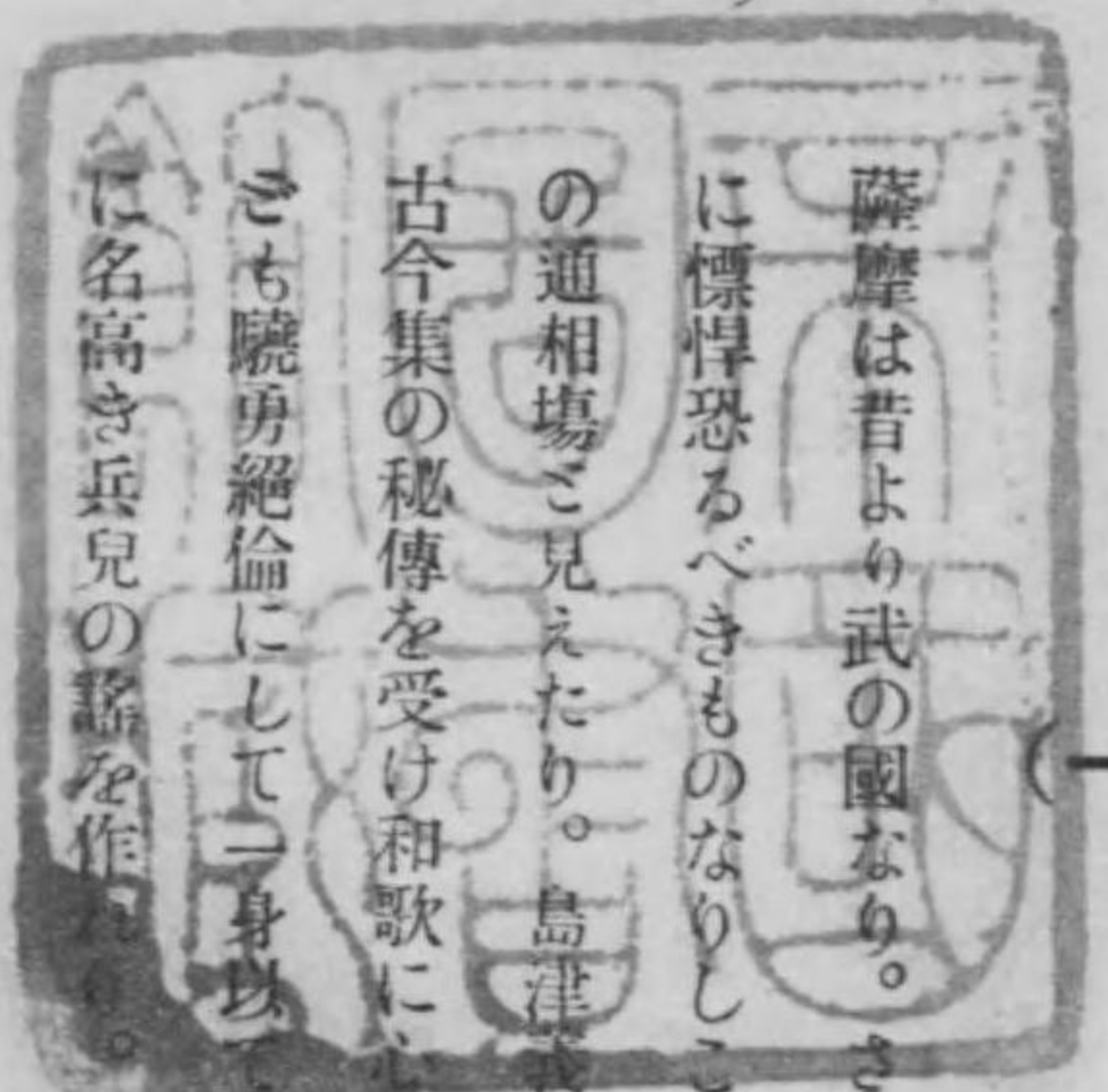
目次

凡	例	一
一年	譜	一
二系	圖	五九
三書	翰	六一
四建言書及公文書		四九九
五雜	書	五〇一
六詩	歌	五一七
七感狀及叙任辭令		五三三
八遺	訓	五四九
九手抄言志錄		五六六
十附錄	來翰	五七九

目次



凡例



薩摩は昔より武の國なり。されば豊太閤征韓役の事を記したる明人の書にも日本兵の中に薩摩の特
に標悍恐るべきものなりしことを述べたり。是は所謂公論の敵に在るものにて薩人の強きは昔より
の通相場と見えたり。島津久の家老新納武藏守忠元は詩文にも疎からず、四書、七書を暗らんに、
古今集の秘傳を受け和歌に心を寄せ、戰場に野宿しながら火繩の光にて歌集を見たる程の雅人なれ
ども驍勇絶倫にして一身以て一藩の干城たり。此人、關原戦争の時、薩摩の北境大口城を守り、世
に名高き兵兒の謠を作

- 肥後の加藤が 來るならば 鹽硝ざかなに 團子會釋
- 團子は何團子 鉛團子 それでも聞かずに 來るならば
- 首に刀の 引出物

是は薩人に取りては愛國の歌なり。國防の詩なり。斯様なるものを歌ひて一國を城とし、天下を戰

凡例

はんざしたる薩人の氣象思ふべし。然るに此勇氣元和偃武の後も衰へず、徳川の世を通じて薩人は猶ほ太平に負けぬ猛者として知られたり。近松門左衛門の「薩摩歌」に薩人菱川源五兵衛の口上を記して

身の國のならひで抜くミ鞘を敲き破り再びさゝず死ぬるが是れ薩摩の正銘。

と言はせ、又同じ人の「博多小女郎浪枕」に海賊の首領毛刺九衛門が若き時、長崎にて薩摩の士と刃傷に及びたるを船中にて物語したる白に

おんごもが二十七の年、薩摩者ミ喧嘩した時、嘘ぢやなかばん、聞へしやれ。九月の七日八日は氏神殿の祭。本踊いろ唐子踊いろ。見事な事ばん。本興善町といふところで石五器に一二杯肝の束へ諸白をひつかけた薩摩二歳。太り男であつたばん。諏訪へ踊見が行く行違ひに、中が赤鯛の小鑑がくさの、おんごもが脇腹さなへ當るが最後、引摺んで壁へ腕摺らうと思ふて、鑑を逆手にやつくるり。それはく見事な事であつたがのう。他國者に投げられては國へ歸つても成敗。死ぬる命は何處でも一つ。二尺八寸引抜いた。こりやんはたゆるなご、又引擔いで投げたがの。角のある溝石でくさ。頭の顛骨が粉微塵に打破れた。ヲ船では破れたといふは忌々しい。頭のさが走つた走つた。血が走るいろ、涙が出るいろ、頭抱へてやさいきにかろわれ。小宿さなへ往

んだがの。

なご云はせたるも其頃薩人の強かりしこを文學に反映したるものなり。世愈よ太平に入りて雄劍鈍り、士氣衰へ、武士の社會は根柢より腐敗したる所謂大御所様時代（將軍家齊の治世、文化文政年間）に於ても薩人の氣風が猶ほ全く昔の面影を失はざりしは頼山陽の文を見るも明かなり山陽、文政元年を以て薩摩に入りし時の事を記し

其國を涉覽するに風氣習俗、屠販のものミ雖も勇決人に過ぐ、猝然として争闘し、動もすれば輒ち人を殺して自殺するに至る。死を視る戯るゝが如し。

ミ云へり。薩人の勇悍は、誠に天性の如しミ謂つべし。かく薩人の強きには勿論仔細あるべし。薩隅日の三國は古代、単人ミ云へる勇悍なる異人種の住みたる所なれば薩人の血液には他の日本人ミ殊なれるものを交へたる故なりミも觀察すべし。或は威力を以て異人種を治むべき境界に置れたる日本人種なれば、勢ひスバルタ市民の強かりしが如く強らざるを得ざりしものにて其強きこが遺傳したるものなりミ云ふべし。さり乍ら薩人の強かりし最大原因は別に在り。他なし其地の日本國の西南端に偏在したるこも則ち是也。

(二)

薩摩は日本の邊土に云ふ中にも別しての邊土なり。肥後より薩摩に赴く坂路峻絶にて箱根の峠に髣髴たるもの三あり。それを越えて始めて平地に達すべし。世に云ふ三太郎峠に云ふは則ち是なり。又日向より薩摩に入るにも地形甚だ便ならず云ふ。文明の進歩今の世の如くならぬ世には誠に天險無双の地とすべし。斯かる土地には昔の社會組織なきも、餘國に於ては既に全く變化したる時に猶ほ殘存する例多し。たゞへば薩摩の士族には城下の士、郷士の別あり。徳川氏の世の末にも城下の士凡そ五六千、所謂百二都城の郷士、凡そ六萬二千程もありし云へり。此郷士の生活は三百家、若くは百家位づゝ地方を食邑として在郷し、小祿の士はみづから耕し、其地、其郷に番頭ありて、月番を以て鹿兒島城に參勤す。都城は郷に云へる義の鹿兒島語なり。五石取、十石取の士も土着して自分の作り取りにするが故に馬も養はれ、自由に暮らされ、身體も他國の士に比すれば丈夫なりき。山陽の西遊稿に郷兵團結百餘區。帶_レ箭人交荷_レ鋤夫_レ云へるは正に此兵農雜居の光景を歌ひたるものにして誠に寫實の詩なり。山陽の詩に又曰ふ。

薩南村女可憐生。竹策芒鞋趁_二曉晴。果下載_レ薪皆_レ牝馬。一人能領_二數_レ駄_レ行。

郷士の女も農女と同じく馬を野徑に追ひたるべき歟。其武健の風想ふべし。さりながら凡そ此等の事、昔は薩摩一國に限るに非ず。足利氏の世の末までは武士は大抵田舎に土着したるに日本國中總て此通りなり。武士の斯様に田舎に土著する上は平民の武士に頭を抑へらるゝことの強かりしは是亦勿論のことなり。されば薩摩にては西郷騷動頃まで武士の平民を壓制したるに隨分甚しきものにて、成島柳北の説に其頃の薩士は平民に對しまさかに昔の如く「鬢に打切る」に云ひて切棄てることなきはせざりしか其代りに刀背にて打擲するに平民は只管に恐入りて唯だ其噴の霧を待つばかりなりしに云へり。此説を聞きたる人は武士の傲慢餘りなることにて苟も明治の世にあるまじき針小棒大の談なりとも思ふべけれども、決して然らず。西郷騷動の翌年、薩摩を旅行したる人の語る所に依れば足、一たび島津氏の舊領に入れば農家は悉く矮陋の茅屋にて殆ど他國の乞食小屋に均しく、士族の家と對照すれば其懸隔甚しかりき。是は舊藩の時代には土地は悉く藩主のものにて平民は小作人の如き境界に在り、土地を賣入、若くは賣買する權なかりし故なり云へり。齊彬の初政頃に「木を伐れば殿様に叱かるゝ」に云ひし農夫ありしこと或書に見えたるに據るも、當時平民に土地を財産とする權利を確保すべきものなく、土地は君侯のものにて平民は土地に附屬したる露國の農奴に均しきものたりしを察するに足る。是も足利氏の末までは日本全國總て皆此様の社

會組織、經濟組織なりしことを知らぬものは獨り薩摩のみの風習なりと思ふべき歟。薩摩にては平時に於て各郷の少壯輩、互に交通を絶ち、殆ど敵國の如くなる半獨立の風ありしも、足利氏の末まで日本國中百騎、二百騎の大將が各「御山の大将己一人」を極め込み、烏無き里の蝙蝠の如く威張り居たる遺風も云ふべし。斯かる郷土土着の風俗は武士をして雄健ならしむるには必要の條件なりしなるべけれど、其代り一藩を擧げて敏捷なる統一の運動をなすには不都合の事多く、些か舊式に過ぎたり。されば豊太閤の征伐に逢ひ、敵將をして無人の地を行くが如く、難なく天險を越え、直ちに鹿兒島城を衝くことを得せしめたるも、畢竟するに城下集中の新兵制が郷土散在の舊兵制に勝ちたるものに外ならず。北條氏が小田原の孤城を支て半歳に至しは八州の豪傑を人質同様城中に集め置きたる故にして島津氏の一敗地に塗れたるは郷兵の組織、容易に變ずべからず、國の勢力自ら四散の形ありたるが爲なり。さりながら容易に龍伯を屈せしめたる豊太閤が島津氏を亡ぼすこと北條氏の如くする能はざりしも亦郷土散在の勇士を恐れたる爲なり。思ふに薩摩に斯様の舊式の兵制を有し、舊式の社會制度を有し、舊式の經濟組織を有したるは其原因は勿論一ならざるべけれども薩摩の日本國中に於て土地の一方に偏し、桃花流水自ら別天地を劃し、世と共に遷ることの容易ならざりしこそ、其最も大なる原因なるべけれ。而して是れ薩人の最も久しく古武士の風を存したる所以也。

(三)

薩摩は日本の極邊土なるが故に古風の社會組織、他州より久しく行はれ、武士は田舎に散在したるを以て氣質も強く、雄々しかりしものなるべしは前文に述べたり。されば昔は薩摩にて他州、他郷へ旅行するには随分六つかしき制限あり。郷中を去り、他郷に出づるものは郡吏に就き手形を受けざるべからず、無證文の出郷は嚴禁なりき。國の内にてさへ此通りなれば國境を出で、他國に遊ぶことは特に藩侯の許可を得たるもの、外は先は不可能なり云ふべき程なりしは勿論の事なるべし。斯様に人を土地に固着せしむる制度も足利氏の末までは日本國中一般の習なりしに。他州にては既に自から制限の解けたる後も薩摩にはその舊慣は依然として残りたり。是亦時世の波の寄せ方の遅き故なり。斯様の點より云へば薩人に云ふは穴熊の様なものにて文明の光り達せざる所に引籠りたる未開人なるべしと思はるれども、それが左様にあらぬ他の理由あり。そは薩摩の君侯島津氏の家は鎌倉以來、九州の政治に於ては口利なりしにて明かなり。頼朝の天下を取りし時小貳、大友、島津の三家は源氏恩顧の大家にして九州島に於ては武家の政治を代表する位置に在りたり是

れ薩人の獨り其國に蟄する能はざる所以の一なり。次に元龜天正の六雄八將時代には薩人の武威盛んにして一時は九州全島を馬蹄の下に蹂躪したることあり。是れ薩人の獨り其國に蟄する能はざる所以の二なり。但し此二のものは所謂歴史上の物語にて薩人も豊臣、徳川の世となりて薩、隅、日の三州に押し込められたる上は昔の事は夢の世と諦めて水の流るゝ如く流して仕舞ひたりとも云ふべけれども、人の心理には一たび得たるものはそれを失ひたる後も再び得んとする慾望の萌すことなきに非る一種の法則あり。たゞへば先年のバルカン戦争に於ても、ブルガリア、セルヴィア等の諸國、何れも往時の盛運を回顧して光榮の復活を望むの情あるを見ても此理は明かなり。薩人既にかゝる歴史を有する上は過去の光榮がその潜在意識となり、機會だにあらば、再び天下の口利きとなりんとする機心の動き出したること已むを得ざる勢なりと云ふべし。されど世には祖先の光榮に全く心を動かさざる子孫なきにしも非れば過去は過去、現在は現在にて、歴史も、傳説も薩人には沒交渉なりきとも云ひ得べけれども、此に薩人として、如何に鈍感、無覺ならしむるも猶ほ世界の状態に眼を開かざるを得ざらしめたる他の事情あり。他なし島津氏が琉球國を併せ領し居りたること是なり。徳川時代に世兒島に行きたるものは、市中にて筆墨なきを賣る琉球人に逢ふことあり。さる時は彼等は我等も福州、北京なきに参りたることありて清國旅行の物語をし鎖國時代の習俗

に泥みたる他州の旅客をして新見、異聞に驚かしむることなきに非ず。山陽の詩に之を歌ひて

相逢南客市鄺間。言語牙々雜漢蠻。御墨京毫語價直。自稱兩度入燕山。

と云へり。琉球は實際薩摩領にて薩摩より家臣を在番せしめ、其政務を監視し居たれども、長き物には卷かれ易き世の譬に漏れず。表面は清國に對して藩屏の禮を執り、兩年に一度、貢船二艘を出したるのみならず、清國冊封使の來るときは在琉球の薩摩官吏並に商人等に至るまで暫く身を山間の村落に潜め、其還るまで顔を出さずして以て其兩屬の實を掩ひ剩へ日本は貿易もせず、日本品は唯だ度加羅島(其薩摩を指す)のもの交易して得るのみなりなき、申立て居たり。斯様に琉球の薩摩と清國に兩屬し居りしことは薩人をして世界の形勢に全く無頓着なる穴熊たること能はざらしめし最大なる原因にして薩摩が徳川時代に於て一方には最も古風の國なりしに關はらず、他の一方に於ては日本に新主義、新思想を鼓吹し得べき可能性をも具へたる國たりし所以なり。さりながら概して云へば薩摩は武の國、鎖國の國、穴熊の如き國なりしが此薩人を驚き覺して薩摩の腹を日本國に押出さしむる下地を造りたる一個の人物あり。島津家第二十五世の主、島津重豪。隱居して榮翁と云ひしは則ち是なり。

(四)

島津重豪は寶曆五年に襲封し、天明七年四十三にて隱居し、齊宣、齊興二代の間健康にて政務に世話を焼き天保四年、島津家代々の中にては稀有の長壽たる八十九歳を以つて死去したる人なり。此侯、將軍家齊の岳父にしてしかも濶達の氣象ありしかば、高輪の下屋敷に隱居したる後も大名の交際繁く、門前に貴人の車轍を絶たざりし故に江戸兒は高輪下馬と稱して其家奢を驚きたり。其政治の是非善惡に就きては今日も、當時も衆訟決せざる狀あり。或人はその思慮なき奢侈に依りて薩藩の財政に癒すべからざる缺陷を作り、禍を後世に残したるのみならず。上國淫靡の風俗を輸入し。折角薩人の長所にして天下に誇りたる剛健、質朴の氣風を賊したることを尤め、或人はその造士館を創立して文藝を奨勵し、本草、物産に關する有益なる書物の編纂を保護し、長崎に行きて大名の身ながら荷蘭船に乗試み、自ら支那語、蘭語を研究したることなきを舉げて非凡の英雄なりし云ふ。孰れも楯の半面を見たる批判にて必ずしも公論とは云ふべからず。さりながら其結果より云へば重豪の開放主義は薩藩の歴代に取りては誠に珍らしきことにて薩士が穴熊の様なる境界を脱して天下の士たることを得しは實に此に淵源す謂つべし。そは先づ安永二年重豪二十九歳の時に出し

たる令を見るに(一)言語、行跡、髮形等の儀、相直し候條に致すべし。(二)御國許温泉へ他國人參り候儀苦からず。(三)諸事指南の爲め女にても他國より參候儀苦しからず。(四)花火、船遊等致し候儀苦しからずあり。是は今迄の様に鎖國政策を固執し居りては物産の販路も開けず、國の繁榮も期し難ければ、薩摩の風俗もわざと時勢に碎け、上方商人杯も自由に入込む様にすれば財政も自ら樂になるべしとて専ら國の經濟の上より考を立て、芝居、或は茶屋等の設立を許し、男女に限らず他國者の入込むことを默許したるものなり。其頃は日本國中大名の問題は何れも財政難にして斯様の政策は何處にても多少は行ひたるものなり。さればかゝる開放主義は謂はゞ寶曆、安永頃の世上一般の氣風とも見るべきものなれば、それを重豪一人の卓見なりしとは言ひ難きことなれども、其結果は今迄社會の隅に引籠り居たる薩人に始て國境以外の空氣を吸はせたり。山陽なごも薩摩は純乎たる古風の田舎なりとのみ思て入込みしに意外にも、鹿兒島城下には芝居も常にあり。上方問屋も云ふ家も五六あり、上方の歌妓百人許りも分わ宿して日夜技を賣り、士人の家にも往來し、士人に對しては容貌、薩語仕附方なき云ふ役人ありて専ら上國風の輸入に汲々たるを見て一驚を喫したるものゝ如し。(管茶山著「筆のヌサビ」に依る)。尤も山陽は此政策を善しと思はざりしものも見え、名高き前後兵兒謠を作りて之を刺りたり。その後兵兒謠は則ち

蕉衫如雪不愛塵。長袖緩帶學鄙人。怪來健兒語言好。一操南音官長嘖。蜂黃落。蝶粉褪。倡優巧。鐵劍鈍。以馬換妾體生肉。眉斧解剖壯士腹。

こ云ふものは是なり。薩南の健兒が其剛健、質朴の國風を棄て長袖寛帶の上國人を學び、其國有の南音を以て語らず、却て上國の語を操りし不思議なる事態は如何に多感の詩人を憤慨せしめたりけん、想像に餘あり。山陽が薩摩に遊歴したる後二年、重豪は隱居の身ながら國政の後見、行届きたりこありて將軍家より褒賞せられ間もなく將軍家家門に準じ、加賀の前田氏同様大廊下下の部屋に列するここなりたれば、山陽は重豪の施政を目撃したるものなりこすべし、山陽の此感慨と同じ意見を懷きたる獨り一劍飄然として觀國の客たりし他州の詩人に限らず、薩人自身の間にも存したるここにて、名高き近思錄崩れ(又秩父騷動云ふ)なきも實は重豪の開放政策を危険こしたる有志輩の憤激に基くものなり。山陽もうすく此邊の消息を嗅ぎ付け、窃に反動家の意見を代表して此詩を作りたるものなるやも知るべからず。そは孰れにするも此大膽なる開放主義に依りて薩人が始めて日本國に於ける薩摩の位置を自覺する端緒を開きたるは疑ふべからず。

(五)

重豪の時代に薩藩の士徳田彦次郎云ふもの合傳流泰平無用辯。薩陽武備微、舊貫發揮なき云ふ著述を爲し、義弘時代の古兵法を稱揚し、甲州流は他國浪人の妄説、小幡景能の偽作にして太平時代の芝居見世物たるに過ぎず罵倒し、合傳流なる兵術を唱道したるここあり。同時に久保七兵衛云ふものも、御家兵法純粹見聞私記、薩陽士風傳を著はしたり。いづれも或る意味より云へば重豪の開放主義に對する反動こして見るべきものにて薩人固有の美風を唱へ、新學藝の輸入に反抗したるものなり。殊に此輩は何も新學の中心たる造士館の教育に不平なりければ、久保杯は同館の教授輩を眼下に見下だし彼輩は少しく詩文を作るのみにて氣節も操守もなきものなり罵りたり。此反動の精神は重豪隱居の後、一時大に勃興し秩父太郎なるもの、齊宣に擢んでられて國老に列し、造士館の教授山本正誼の職を免じ、一日自ら館に臨み助教橋口權藏に近思錄道體篇を講ぜしめて其記誦詞章に流れて切實の工夫を缺くここを詰責したるのみならず、政務に於ては専ら節儉實用を主とし重豪の仕置きたるここを改めたりしかば重豪の嘖を買ひて秩父は切腹を命ぜられ齊宣も隱居せざるを得ざるに至れり。前文に一寸記したる近思錄崩れ云ふは則ち是なり。そを近思錄崩れ云ふ秩父等の黨は其同志を會する時は近思錄の輪講をなすを以て名こしたるが爲なりなき云ふなり。悉しきここは知らず。斯様に薩人の中には重豪の開放主義に反抗するものも多かりしが故に重

豪の死にたる後は薩人は再び舊の如く穴熊の状態に還しなるべしと思ふものもあるべけれども決して然らず。元來薩人に固有の美風ありたるは勿論の事なれども、其美風の價値は自脈を取たるのみにては薩人自身にも、實に分り兼たるに、重豪が開放主義を取りしより、外來の文明と固有の風習とを比較し、此に始めて薩人自身の眞價を解したるもの也。たゞへば獨逸なごも其昔は南歐と佛國より輸入したる外來の文明に依て自ら警發し一轉して獨逸主義を發揮したるものにて如何なる場合に於ても國を開きて他國の新主義に接したる其結果は自國固有の長所を認識するに終らざるべし。されば重豪の開放主義は獨り薩人の腹を天下に押出したるのみならず。之と同時に薩人の自覺、自信を喚び起したるものなりと謂つべし。長州の村田四郎左衛門なごも、長州人の何時までも國侍形氣にて世間を知らざることを歎き、力めて外交を獎勵したれば長州人の自覺を促したり。重豪の開放主義ありたればこそ、徳田、久保、秩父等の薩人主義、國粹主義も生じ、薩人の靜止したる心は此に始めて活動の端緒を開きたり。されば薩摩の近世史を論ずるものは必ず重豪の事に溯らざるを得ず。薩人の眼は實に重豪の爲に開かれたり云ふも可なり。此重豪の未だ存命中なりし文化九年八月その曾孫齊彬は三歳を以て當主齊興の世子となりたり。重豪は殊に齊彬の教育に意を用ひ何卒賢君に仕立てんことを祈りたり云ふ。重豪或時、和蘭舶來の「ギヤマン」(玻璃)の器を得て珍重し

たりしが侍臣過ちて其一個を毀ちたり。大殿様御秘藏の品を不念にて毀ちたり云ふことにて彼の士は重豪の目通りを違けられて暫らく屏居したりける。此時齊彬は猶ほ八九歳の幼年なりしが、重豪に見え、かの「ギヤマン」の器を賜はりなん云ふ。器は既に其一個を毀ちたれば今は無用のものなり、汝に與ふるも益なし云ふに、只管に賜はりなん云ふ。さらば取らせよと悉く出し與へけるに、齊彬やがて重豪に向ひ、御物を破損し候らひしもの、罪蒙むりしはさるるに候へきも、是れは申さば翫弄に過ぎず。士一人はかゝる翫弄に換ふべきには非ず候ひなん。あはれ御許を蒙りてかの士は出仕を得させばや云ふ。重豪笑ひて其言に従ひしかば齊彬は退きぬ。重豪侍臣に向ひ、彼、始より「ギヤマン」を欲しと思ひしには非ず、唯だ重ねて罪蒙るものあらんことを氣遣ひて強て賜はりなんと申しつらん、幼年の身にてかゝる振舞あるこそ誠に思掛けぬことなり云ひし云ふ。是れ薩人阿多某の著はしたる仰止録に記す所なり重豪の齊彬を鑄治したる狀以て想ふべし。

(六)

重豪が深き望を將來に屬したる齊彬を何ぞ賢君になれかしと世話焼きたることにて就きては薩人の間には様々の傳説あるべし。我等は唯だ其詳なることを聞くを得ざるを憾とす。但し我等の見る所

を以てするも齊彬は重豪に似たる所多き様なり。今其一二の著しきものを云はんに二侯共に度量闊大にして絶えて國持大名の臭氣なかりしこゝは其一なり。重豪の開放主義にして交道殊に廣かりしは前に記したり。齊彬も亦此點に於ては正に重豪の血を傳へたるものなり。勝海舟の始めて齊彬に逢ひし時の記事を見るに齊彬の態度、自然に寛濶にして何の挟む所なく、心置きなく物語りしたる光風霽月の襟度に對しては勝氏も流石は賢諸侯の聞え高き人ほゞの事はありけり。深く感心したるものゝ如し。仰止録にも同じ意味を記して「侯の外臣を見る、其臣と異なること無し」と云へり。是は政治家は交際を以て生命とする今の世には些細なることの様には思はるべけれど其時代の國持大名は十人が九人までは自國を云ふことに偏執し、奥深く構へて他藩の家臣、若くは浪人なごは眼中に無きを常としたるに、齊彬の獨り障壁を除き城府を撤し天下の英雄を友とするの概ありしは誠に萬縁叢中紅一點を謂ふべし。其上齊彬一生の心掛を察するに。何事も薩摩一藩の利益のみより打算せず、日本國を一家として天下の人と共に天下の事を做さん欲したるものゝ如し。たゞへば齊彬未だ世子たりしとき、或年、江戸在府の砌、長崎の人、高島四郎右衛門を屋敷に招き西洋砲術の事を問ひ、やがて家臣數名を遣りて其門人たらしめたることあり。其後幕府に於ても高島流砲術の事に注意し閣老水野越前守の差圖に依り其西洋銃陣を江戸の近郊、徳丸原にて演習せしめ、越州自身

見聞し、高島の丹精を褒美したる後、今より御家人の外は高島流砲術傳授せしむべからず、且是まで諸大名家中にて同流傳授を得たるものゝ交名を注し差出すべしと令したり。是は斯様の軍學を大名の家中に廣めては猿に木登りを教ふるにやらん云ふに類し、大藩なごの野心を生ずるものなし。こゝも限らずこの懸念ありし故なりと云へり。齊彬、之を聞きて、越州が首相の任に居り、政事を改革し、諸事儉約を旨とし武備を奨勵して、海防の手當を厚くせんとするは誠にさることにて天下の賢相と稱すること其謂あり。されど高島流砲術の海防に大益あるを知りながら諸大名に傳授すること嫌ふは餘りに心狭き業ならずや。荷蘭人は種類も我等に同じからぬ異人なるに、猶ほ其砲術を秘せずして我國人に傳授したり。異人すらかく偏執の心なきに、越州のみ獨り其傳授を幕府の家人に限りて大名の家中には秘して傳へざらしめんとするは何ぞや。今の時世にては日本國中總掛りとなりて外夷に當たるに非れば海防の事は埒明くまじきに、斯かる狭中小量にては何ぞかせん。是れ必ず越州の意にてはあるまじきて其政策を非難したりと云へり。是は唯だ一場の物語なれども齊彬生涯の主義は實に此の如し。されば幕府が亞米利加獻上の銃器に、廿頃日本人の未だ知らざる善きものありしをわざと秘して諸藩に傳へざりしと聞きし時も幕府たらんものは一の利器だに之を得たらば、直ちに模造して諸藩に頒ち、海防の備に供すべき筈なり。斯くてこそ天子より預り奉る御國を

守る征夷大將軍の職掌に似合ひたることあるべきに言ひき。日本國が世界の氣勢に順應して其國政の仕掛を立直さねばならぬ時に先づ最も大切なるは二百六十の大小藩、各其私心を去り、日本全島を舉げて一塊となるべき公心を奮ひ起すに在り。此公心の起りたる後にこそ一個の完璧なる日本帝國は現出すべけれ。徳川氏の末路に人心自ら舉國一致に向ひ、外様、譜代の隔離的感情も融解し、一藩を思ふよりも寧ろ天下を憂ふるもの、多くなりしは仔細あることにて、言はゞ其世の大勢なれば敢て薩摩一國に限りたることに非れども、薩摩が此潮合に乗り後れず、國持大名の偏執自尊に陥らず。國を舉げて日本帝國の利益に獻するを得たるは先づ重豪ありて薩士の眼を開き、重豪の感化に依りて齊彬の鑄治し齊彬ありて藩士に向ふ所を知らしめられたればなり。

(七)

猶ほ齊彬の殊に重豪に似たる所を云へば西洋の物質的文明に對して同情の濃なりしことも其一とすべし。重豪は和蘭物産の學を好み、和蘭文字を自身書きたる程の人なり。是は重豪の壯年時代は明和、安永の天地にて日本に於て蘭學の始て芽を出し平賀鳩溪、前野蘭化なき云ふ豪傑の出でたる時節なれば重豪も蘭學に覺めたる時代の空氣を呼吸せし故なりと知られたり。其後幕府の首相松平定

信、所謂寛政三博士を保護し、學問の風を一變せしより世間の書物讀みは再び宋學の圈套に落つるもの多かりしかども、其前の人氣は世界的智識の缺乏を感じ「エレキトル」の見世物なきも一時は江戸の見物を騒がせたり。重豪は其時代の人なれば齊彬を教育するにも、必ずさる筋の物語を爲し、西洋の學問の注意すべきを其幼き脳髓に深く鑄り付けたりと思はる。さればこそ齊彬は一生の間、蘭學の保護者にして、日本帝國を西歐の文明に觸接せしむる爲には「ビーター」大帝が露國に爲したると同じ種類の努力をなしたり。たごへば日本蘭學史上の一豪傑高野長英が獄を脱して青山に潜居し、形を毀ち容を變じ、澤三伯と名乗り、風聲鶴唳をも捕吏の登音として恐れし時に齊彬は、内々それを保護し和蘭の書を譯せしめたり。長英の其頃譯述したる兵書は日本新兵學の基礎を造りたるものにして今日の盛んなる國防事業も其淵源は此に胚胎する云ふも可なる程なり。然るにそれを保護して譯業を卒るを得せしめたるは齊彬なり。西郷隆盛は薩藩の豪傑なれども、若き時は水戸學の感化を蒙り蘭學を喜ばず、世間にて薩侯は蘭癖ありと譏るものありしを片腹いたく思ひ、或時齊彬に諷諫を試みたるに逆しまに齊彬より其不見識を笑はれたり。何れの世に於ても外國の文明を探用せねばならぬ時節は己を捨て人に従ふ卓見家の出で、時人の固陋を破るを常とす。申すも畏れなき豊聰皇子、天智天皇なきの御事業いづれも其種類のものなり。齊彬も其事業は稍や小さけれども

日本の新天地を造り出すべき文明の卓見家にして西洋科學の信者なり。されば齊彬の差圖にて長崎派出の薩摩役人は舶來の珍物云へば何程の高價にても買入れて實物研究の材料とし新奇の書籍器械をも輸入次第手に入れて國に送たり。齊彬の熱心此の如くなりしが薩人の中にも蘭書を讀む者も出來、齊彬の命に依り學ぶ所を直に實驗したれば薩南の天地は此處に小き早熟の文明國を開きたり。されば嘉永安政の時代に、薩摩にては獸骨、石灰を肥料に用ひ、應用化學の譯本も出來、電信機も數町の距離に於て實地に用ひられ、硝子の製造も試みられ、瓦斯燈も始めて火を點じたるのみならず、齊彬自身撮影術を試みたることもあり。西洋式の砲臺も出來、造船術も些か眼口の開くやうになりたり。勿論其時代の大名にて西洋文明の利を知りて之を模倣せんことを試みたるは獨り齊彬に限らず、他の諸侯にもそれ〴〵類似の事をなしたるものなきに非ず。殊に肥前侯、筑前侯などは代々長崎警備を任ざれば自然西洋文明の意義を解し易く、早くも洋學の輸入に志し、下總佐倉の城主堀田正篤なども西洋の兵法、醫學を好み蘭辭の渾名ありたれども、齊彬の如く大膽に思切つて西洋文明を消化せんことをしたるは眞に絶えて無くして稀に有るの例なりとすべき歟。思ふに薩人にして若し強きのみならずならば、何程強しとて是れ唯だ陣を陥れ、敵を破るの雄のみ。國運一轉の大機會に際して國家の新經綸に貢獻することはなるまじきに、其然らずして大任を擔當し得たるはかゝる

素養ありしが爲なり。諺に三歳兒の魂は百歳まで續く云へり。幼年の印象は心の底に残りて不_レ知不_レ識壯年の活動となるものなり。我等は重豪の平生に依りて其膝下に愛育せられし齊彬が世界の物質的文明に對して決して冷淡ならざるべきを知り。而して齊彬の西洋文明に對する信心が薩土を警發して新日本の案内者たらしむるに與かりて力ありしことを知り、益す重豪の事業に對して尊敬を拂はざることを得ず。

(八)

齊彬の母は因幡國鳥取の城主松平相模守治道の女にして、室は一橋民部卿齊敦の長女なり。江戸の屋敷に生れ曾祖父榮翁に寵せられ、十六歳にて母を失ひ、十八歳にて結婚し、二十五歳にて榮翁遠逝し、二十七歳にて始て歸國したり。江戸の屋敷に生長し、幕府の公族を娶りたるのみならず、廣大院夫人(榮翁の女、家齊の室)の故に依りて幕府には極めて親しき間柄なり。されば言語なども江戸辯丸出しにて薩摩の方言を操つることも能はず、薩摩に歸りて全く他國の人の如くなりしと云ふ。榮翁が薩國にさへ南音を操つることを禁じたりしと云ふを思へば齊彬の素養察するに堪へたり。齊彬の薩國に在るは之を警ふるに今の世の洋行歸りの人の如し。眼界自ら世界大ならざるを得ず。さ

れば何事も日本國云ふ高所、大所、遠所より著眼して毫も邊土の大名氣質なかりき。其上天性きびしき人にて在國の時は毎朝、役人を召して政務を相談し、晝に及び、晝を過ぎて猶ほ用事片付かざる時は諸事自身にて指圖し、さつさ仕事の時を明け、日暮れに至りて始めて奥に入るこいふ風にて萬事早速なるこゝ所謂櫓櫂の廻り善き人なりき。是亦江戸風の善き模型にて國大名風に非ずと謂つべし。斯くて領分を巡視するにも多くは駕籠にも乗らず馬上或は徒歩にて心行くまゝに田舎道を歩ませたり。固より前廉より其出遊を觸れ知らずこゝも無く、路を清め、街を警むるこゝもせざりしかば民間にても其太守たるを知らず、去つて後、之を聞きて愕然たるものもありき。

(九)

外交に於ては齊彬はペリー提督渡來の前より開國論者なりしと云ふ説あり。薩士の中にては左様の説を有するものなきに非ず。按ずるに天保の末弘化の初には蘭學者は幕府が無二念打拂の舊政策を維持せんとして世界の太勢に反し故なく怨を強國に構ふるこゝを危み、今は世界の形勢も大に變じたれば幕府に於ても變迪の策あらまほしなき、論じたるものありしに、頑固なる幕吏の惡む所な

りて史家の所謂蟹社の厄なるものに逢ひ、新學問、新主義の爲に犠牲となりしものも少からず。高野長英、高島秋帆なきは其例なり。此時代にも齊彬は蘭學者信仰なりしかば其の説を尤なりと感じ、窃に幕政の固陋を歎じたりしに似たり。さりながら其世の蘭學者も雖も實は必しも貿易は天下の公道にして又國家の利益なりなき、明白なる見末の付き居たるに非ず、其の證據には杉田成卿なき嘉永安政時代の蘭學者中にては關西に緒方あり、江戸に杉田ありと呼ばれ、自ら蘭文も作り、難解の蘭書をも大抵は讀み得たる其道の碩學なりしかども、ペリー提督の舉動を憤慨し夷狄の跋扈を惡みたり。佐久間象山なきも蘭學は杉田輩に比すれば言ふに足らぬものなりしかども西洋の事は相應に研究を積みたる人なりしか、それすら猶ほ腹の底は攘夷論の舊套を脱する能はざりき。蘭學者さへ猶此の如くなりしかば齊彬もても高く此時代の水平を脱したるに非ず。ペリー提督渡來の時も、若し米國に商法を許さば佛、露、英の三國にも拒絕の辭なきを以て四ヶ國の商法を開くに至るべき歟。然らんには日本は立行くまじ、第一是まで言ひ延べ置きし琉球國の貿易の事も、日本帝國既に米國に許さるゝ上は是亦拒絕の道なかるべきかこて心配したり。齊彬誠に世界の太勢に通じ貿易の國益たるを知らば左様に商法を開くこゝを恐るまじきなり。されば嘉永の末、安政の初に於ては齊彬も亦其心は一種の攘夷家たりしものなり。さりながら兼ねて蘭學者の説をも聞き略ぼ世界の形勢も知り

たれば今の日本國に於いて直様打拂の行はるまじきは知れ切つたることなれば齊彬は貿易の事は何ごかして三四年も言延べ置き、其の間に海防の手段を講じ、海陸の軍威を盛んにして扱後、和戦を決せんと思ひたり。是れは藤田東湖なごも同論にて所謂内戦外和論なり。さりながら其の後、時勢は急轉直下の勢にて日に變動し、外國に關する智識も遽に進歩したれば安政三年頃には齊彬の意見も大に變じ、純然たる開國論に傾きしが如し。勝義邦の説に依ば幕府が愈よ開國の方針に決し閣老堀田正篤より其旨を以て諸有司を警飭するに至りしは齊彬の忠告に依れり云へり。則ち齊彬は此時に於て全く攘夷論の舊殻より解脫し開國論の新主義に移りたるものなり。尤も其頃にては齊彬は異國の外交官を江戸に住せしむることを欲せず條約にもさる個條を除きたしなご建言したることもありて未だ國際の通義に徹底したりは云ひ難き節なきに非りしかごも大體に於ては既に開國が國家の長計たることを認識したり。是れ皆齊彬實學の結果にして其思想の日々進歩し、敢て一所に固着せざりしを見るべきなり。かゝりしかば齊彬は安政四年九月を以て近臣市來正右衛門（後四郎と稱す、名は廣貫）を琉球に遣はし、汽船購入の事、貿易擴張の事、海外留學生派遣の事なごに盡力せしめたり。

(一〇)

萬延元年頃江戸の風説に薩摩にては十四五年前より内々人物を選舉し三人程づゝ琉球國へ三年間詰めさせ言語、其外琉人の真似が出来たる後、琉人を稱して上海へ渡らせ、夫より和蘭國に遣し諸事稽古せしめ三年、或は五年等熟練次第にて歸國を命ずることせしが既に市木庄右衛門云ふものなごは和蘭へ修業に行き歸國の上硝子所其の外を取立てたり云へり。市木庄右衛門は市來正右衛門の聞誤なり。江戸に薩摩は早くより開國論を懐きたりご信じたるものゝ多かりしごご想ふべし。さりながら此風説も實は凡そ風説ご云ふものに免るべからざる通用性ごすべき針小棒大の想像にして事實は是程の事は非らず。齊彬の海外に留學生を派遣せんご思ひ立ちたるは其死去に先たつ僅に兩三年前の事にして且其計畫も未遂の儘にて齊彬死去ご同時に中止したるものなり。今其の仔細を按ずるに安政三四年頃には齊彬は其智見の進歩ご共に深く西洋實學の價值を信じ、日本國も世界に交りて後れを取らぬ様にするには一旦は西洋を師ごして學び、其文明の真髓を此方に奪ひ取る必要ありご思ひたり。されば安政四年の夏二の丸へ文武演習場を設けし時も、鐵砲の打方隊伍の編制まで總て西洋式ごしたり。此時藩士鎌田出雲は若年寄を以て家老の事務を心得、江戸屋敷に詰めたり

しが、兵制餘りに西洋流に偏したるを諫めんとて書を齊彬に呈し、西洋兵法を採用せらるゝは當時急務とせらるゝ所なるべけれども、唯だ西洋式の外形のみを模せらるゝは宜しかるまじ。西洋兵學の長所を取り別に皇國相應の御趣法御立あらんこそ然るべけれなき云ひたり。齊彬の之に與へたる書簡は善く其西洋文明に對する意見を語るものなれば左に其數節を抄す。

西洋訓練の事、……彼を知り己を知りて後宜敷と存候間、先兩三年は只今通にて一應西洋曾得の上皇國相應の趣法取極候方と存候。當時色々入り交り候而者人氣種々に相成候とも雙方とも全備無覺東存申候間、其方に而も其心得にて西洋流、篤と會得いたし改正の節は加樣と申儀專一と存申候。

鎌田は西洋流と從來の兵學とを折衷し皇國一流の兵式を建つべしと云ひ、齊彬は兩三年は先づ西洋を丸呑にし、其間に西洋流の長短も分りたらば而る後に折衷に従事すべしと云ふ。齊彬の意見は明治の最初十年間は何事も西洋文明の模倣に従事すべしと大體の見据ゑを付けたる大久保利通の説に似たるものなり。齊彬が文明の輸入に急なりしこと想ふべし。思ふに西洋に留學生派遣を思立ちたるも同じ動機に基きたるものならん歟。されば齊彬は斯く一方に於て西洋の訓練を以て藩士を訓練せんこと心掛けしと同時に他方に於て同年八月十五日二の丸茶屋に於て左の内命を市來に與へたり。

(一) 琉人、人品は年齢十七八歳位にて才ありて正實なる者三四人を撰び西洋の中一國に一人又は二人づゝ差つかはし、語學は勿論、物産、醫術、舎密學等を修業さすべし。

(二) 鹿兒島より五六人程琉人と稱し、前文の留學生と一所に遣し、砲術又は造船、航海術等を學ばせ、各國の形勢を搜らすべし。

(三) 右留學生たるべきもの、旅費其外は一切藩より渡すべし。

(四) 留學は五六年の見込なり。海外渡航の手續は當時琉球に在留する佛人に問合はすべし。

市來は此内命を受けて先づ琉球に渡り、琉球の役人と諸事相談に及びたり。

(一)

當時市來が齊彬の内命を受けたるは獨り留學生派遣の事のみならず。

(一) 琉球及び八島に於て和蘭國、或は佛蘭西國と貿易を開き、追而は山川港に於ても開きたきこと。但し當分は中山王一手限りの名を以て開きたる貿易の様に外見を粧ふべきこと。

(二) 蒸氣船(軍艦とも)を買入れたきこと。

(三) 臺灣島の内、便利の地に渡唐船碇泊所を設くること。

(四)福州の琉球館を取廣め商法を盛大にすべきなり。

(五)渡唐の商人へ内諭し大小砲を清國へ賣込ましむべきなり。

此外琉球三司官の内某を黜くべきことなき云ふ訓令を帶びたり。是れ皆市來を琉球に渡らせ同國の國王、攝政以下と相談し實行せしめんとしたりしものなり。市來が此秘密の訓令を帶ひて琉球に渡りたるは同年(安政四年)十月の事なり。齊彬の全然開國論に變じたること思ふべし。殊に臺灣に渡唐船碇泊所を設けんとしたるは外國と交易を開き世界の競争場裏に立入る上は日本島に居すくまり居る可らず、盛に航海の術を開き、西洋諸國の未だ手を着けざる諸島を征服すべしとの意見に基きたる爲にて、其當時に之を航海遠略論と云へり。尤も此種の意見は獨り齊彬のみ懷きたるに非ず、其時代には吉田松蔭さへ略之に似たる説を爲したれば凡そ日本人民中世界の事に眼の開きたるものは大抵同様の説に傾きたるものなりと謂つべし。されば齊彬の偉大なる所以は世間と懸け離れたる獨創の意見を持ちし爲に非ず、世間の聰明なる輿論の先驅となり、先づ之を實行せんとしたる勇猛、精進の態度に在り。外交の事に於て最も然りしすべし。殊に清國との貿易を擴張し、日本に於て兵器改良の結果不用となりし大小砲を清國に賣り込み、彼に於ては長髮賊討平の用に供し、我に在りては國費を補はんとしたるは世界を市場として雄飛せんを欲したる其壯圖を想ふべきもの也。齊彬

は嘗て只今薩藩に於て多大の費用を出し大船並に兵器の製造に従事するは頗る難儀なれども、製造法だに手に入らば後には幕府其外の求に應じ薩藩にて製造したる船舶兵器を賣渡さば其利益にて從來の失費を補ふを得べしと市來に語りたりと云ふ。彼が獨り貿易の原理に於て略は其要點を捉へ得たるのみに非ず。工業立國の主旨をも解したること思ふべき也。齊彬或時其知人に語りけるは

我國産の棉布の中、日本國中にて賣れ行き宜しきものあり。此棉布を更に多く賣出さば國益なるべしと。機械器械二臺を西洋より購ひたり。其價は勿論高けれども織出す高は昔の迂遠なる機の及ぶ所に非ず。斯くて工場を設け、工人を雇ひ、奨勵に努めたれば是まで一年かゝりて産出したるだけのものは四五ヶ月にて出来したりしかば薩國の棉花にては原料に不足したるが故に他國より買入るゝ迄はなりたり。さりながら斯様に新機械に依れる産出多量となりし結果、是迄本業に衣食したる者も職業を失ひ糊口に窮する由聞えしかば暫く機械の運用を中止したり。

今の人の謂ふ所の工業立國の主旨は此談話に包轄して餘蘊なしと云ふべし。一方に於ては航海、海戰の術を講じて世界の強國と生存競争に従事すべく、他方に於ては機械の應用、科學の研究を盛にし、工業を以て國富を増すべしと云ふ。新日本の前途は既に其影を齊彬の心に映し出したりと謂つべし。

(一)

斯くて市來琉球に渡りたる後、色々骨折り先づ保守思想に泥みたる琉球の國王官吏を説諭したる結果琉球人も納得し、愈々齊彬の見込通り海外發展の計畫も實行すべき機會に迫りたるに、不幸にして齊彬病死したりしかば、其後の薩摩は當分齊彬の遺策に依るべき時勢に非ず。所謂順聖公崩れの結果として琉球の名にて佛人より軍艦を購入すべき約束も、運天、大島に貿易を開く計畫も、書生數名を英佛に派遣する一件も悉く廢閣して行はれざるに至れり。されば齊彬の時に既に外國に留學生を派遣したりなき云ふは所謂針程の事を棒程に傳へたるものにて未遂の計畫をば既遂の事の如く信じたるものなり。さりながら齊彬の心に宿したる雄圖は薩人の心に深き刺撃を與へたれば其の世界を舞臺とする主義は間もなく復活したり。斯様の次第にて齊彬は一面より見れば西洋の物質的文明を信じたる利用厚生論者なりしかども、更に他の一面を見れば士道を保存する爲に努力したる人にて薩士を教育して時世相應の役に立つものになれかして苦心したり。されば造士館、演武場の衰微したるを憂ひ安政四年十月特に其掛を任命して文武二道の復興を計りたり。其時齊彬の藩士に訓令したる文には大要左の趣意を記したりき。

(一)學問の標的は修身齊家、治國平天下の道理を研究し、本末前後を知別し、當時の政務を奉行するにも能く其任に堪ふる様に心掛くるが專要なり。

(二)時務を考ふるを以て第一とすべし、井田の法は漢土三代の良法なれども宋朝にては行ひ難しと朱子も思ひ付きたれば時と位を考へ社會の良法を發見したるに非ずや。

是は藩學の趣意は藩士をして一身一家を修め、併て當時の政務に必要な智識を修めしむるに在ることを説きたるものにて其世の士大夫たるものゝ教育はしかあるべき筈なり。就中時務の攻究を以て國學の要旨としたるは齊彬の卓識を見るべきものなり。猶ほ此論書の中には左の個條あり。

(三)當時儒者と唱ふるものゝ中には我皇國をも夷狄同様に心得違ひ、古典は勿論、律令、格式、又は六國史以下に至りても辨別せざるものあるに似たり。孔子の道にも協はず。第一天照皇太神の明慮も畏るべし。

是は日本國の歴史を敬重し、古典を尊ぶべきことを論じたるものなり。又左の個條あり。

(四)經書は勿論、小學、近思錄、大學、中庸の或問、又は論孟精義、語類文集、二程全書、淵源錄に至るまで熟讀の上、今日の實行に相應する修行を第一とすべし。

薩人の學問は江戸學風に倣はず、記誦詞章に流れず、寡言敏行、體驗實踐を長所とす。近思錄騷動

の來歴なきを考ふれば此學風蓋し想像するに堪へたり。齊彬は益す此風を長ぜんとするものなり。此外

(五)孫子にも彼を知り、己を知るものは百戦して殆からずと見ゆるが故に學問に餘力あらば西洋和解の書をも熟覽し、外夷の風俗器械をも辨別し我羽翼とすべし。

と云ふ個條あるは西洋學の研究を奨励したるものにて別に

(六)從來藩内にのみ住みて世間見ずの風ありし大身のもの、藩外遊學を奨励したる

個條もありき。齊彬は是に依りて藩士の氣習を一變し、薩摩の士を擧げて日本帝國の爲に有用の器たらしめんじしたり。

(三)

薩摩には限らぬことなれども、其世にも町人の金力は自ら武士の權威を犯し、藩廳の公役を勤むるものにて金穀を獻納するときは士籍に列する特例ありしを齊彬は嫌ひ、名分正しからざるは政務第一の大害なり。士商の差別は格別にありたしめて左様の場合に家老なきより前例を引きて推薦したるものあれども聞き入れず、町人の勤功あるもの、格式を武士に引とぐることは斷然廢止すべし。

さる輩には褒美を與ふるか町年寄上席迄の格式を與ふることに改めよ。名器は人に假すべからず、名分を正すは士氣振興の一助たるべしと云ひき。一方に於ては米の相場にまで自身注意したる齊彬が他の一方に於ては嚴に士商の區分を明かにし、大賈豪商も雖も決して士格を與ふることを欲せざりしは彼が西洋物質の學を信じたりしと共に日本武士の精神主義を以て國の礎とせんじしたる半面の性格を見るべきものなり。是は幕府中興の英傑吉宗も同様にて吉宗も亦形而トの學問を嗜み、諺に云ふ花より團子の主義なりしかども、同時に武士の特質を失はざる様に骨折り、元祿より正徳に至るまで漸く公家風に移らんじする士風に警鞭を加へて剛健の古風に復へらしめんじしたり。但し元祿の江戸の士は武家の風より、公家風に移らんじしたるものなれども齊彬時代の武士は武士の風より町人風に變ぜんじしたるものなり。武士は公家になりても、町人になりても、其國家の干城たるべき鹽の味を失ふものなり。士道の爲に堤防を築きて其の醇粹を維持せんじしたる二雄の所見正に符節を合するが如しと謂つべき歎。齊彬の吉宗に似たること獨り是のみならず。吉宗も、齊彬も共に民政に意を用ひ、殊に刑律に注意したり。吉宗の刑律に於る功績は此に説かず。齊彬に關しては左の一話あり。

齊彬、襲封の後、初入部の時、例に由り、自身罪人を吟味したることあり。一人は破戒の僧なり。

一人は女盜なり。掛りの役人、其罪を斷じ、僧は死罪に、女は遠流に處すべしと判じ、齊彬の裁許を請ひしに、齊彬は罪の疑はしきは軽くせよとの本文あり。又幕府の令條に照すも其刑嚴に過ぐみて、明清律をも酌量して輕減し、刑の酷に過ぐるは刑を科する本意に非ずとて刑律改正の事を命じたりと云ふ。

人品には自ら類似の模型あるものなり。齊彬の吉宗に似たること正に同模型の豪傑なりと謂つべき歟。吉宗は何事も自身にて切出す人にて、吉宗時代の閣老は名義は國家の大臣なれども諸事吉宗の指揮に従ひ、言はゞ吉宗を師とも、君とも仰ぎたり。齊彬も之に同じ。きびしく、行き届きたる君主にて、何事も自身にて立案し、其實行すらも自身にて指圖したり。其世に大名らしき大名と云ふは成を老臣に仰ぎ、自身は沈重の態度を取り、社殿の中の神體の如く黙して不測の威嚴を養ふものを云ひしが齊彬は此點に於ては所謂大名らしき大名には非ず、其老臣、近臣をも自身の書記、番頭の如く追ひ使ひて自ら勤勉なる公僕として活動したる人なりき。酒を嗜まず、聲色に誘はれず、日夜政務に辛勞し、夜は今の十時頃まで書きものをなし。天下國家の爲に寸陰を惜みたる其精勵の態度は眞に傍人を感動せしむるに足りしと云ふ。薩摩士風の淵源する所は古し、薩人の幕末に於て雄飛したるは獨り齊彬の鼓舞激勵に依れりとは云ふ可らず。されど齊彬ありて、薩人の素養に新しき

訓練を加へ、薩士の氣風に新しき刺撃を與ふるに非んば何ぞ國家に大造ある彼の如きを得んや。國は一人を以て興り、一人を以て亡ぶと云ふは宜なる哉。

(一四)

齊彬は薩人を訓練教育して日本帝國に大造あらしめたる豪傑なり。されど齊彬は薩人の總てに非ず。薩摩の近世史、現代史に寄與したる功罪を論ぜんならば獨り齊彬を記すを以て足れりとするべからず。更に進んで齊彬の治下に在りし薩士に就て特別の研究を爲さざるべからず。仔細は物は見方に依りて色々に解釋せらるゝものなり。たゞへば齊彬を中心として見れば薩士は齊彬の爲に造られしものなり。さりながら薩士を中心として見れば齊彬は薩士の爲に造られしものなりと云ひ得ざるには非ず。主人が家來を訓練するは陶工が泥を以て好む所の器を造るが如きものには非ず。三軍の帥をも奪ふべし、匹夫の志をも奪ふべからず。主人には主人の志あれば、家來には家來の志あり。此の獨立の心と心とが相觸れ相ひ和して政治、經濟の實相となるものなれば一國、一社會の運動は主人のみを見ては其眞髓に達し難きものなり。按ずるに薩士の中にて幕末に働き出したるものは大抵寒微の出身にて貴族世家は僅に指を屈すべきのみ。是は獨り薩摩に限りたるに非ず、其世には天下

何れの地も同様の事なりき。そは貴族世家は元來膏粱の子弟にして人生の辛酸を知らず。姑息の愛に育ち、家中の諸士に阿諛せらるゝが故に切磋琢磨の功を積まず、自然に馬鹿に鍛へ上げらるゝを以てなり。されば薩摩にても此輩の中にはたま／＼造士館に出席して學問するものもあれども、所謂殿様藝にて役に立たざるが常なりき。其上小身微祿の輩は浮世の風に揉まるゝこゝ多けれども此の輩は世間を見ず、獨り天狗にて世を送るが常なれば所謂懐子の坊様にてたま／＼主人の江戸參府に隨行し登城拜禮、若くは他國者に應接の事なきあるときは直ちに其の愚を露はすもの少からず。左様の輩が何として天下國家を眞實に擔當し得べきや。貴族、世家の爲すこゝなかりしは勿論と謂つべし。されば薩摩に於て近世の英傑と呼ばれたる調所笑左衛門なごも其の初は茶道坊主より起り遂に家老職に上り其の手腕を揮ひしものなり。世態既に此の如くなれば英主、賢宰の用ふる所も多くは小身、寒族ならざるを得ず。西郷吉兵衛が小姓組の小身にて齊彬の懐刀なき云はれたるも此の世態に依れり。但し齊彬に信用せられたるこゝ西郷程のものは無しにて齊彬、西郷の君臣は恰も水魚の如くなりしと思ふものあらば、そは誤解なり。成程齊彬は西郷を信任したるに相違なし。さりながら齊彬の生時に於て君側に勤め機密に預りしものは獨り西郷に限りたるに非らず。たゞへば中山次左衛門なごは右筆より立取てられ、君側に勤め、齊彬の幕府へ建白する書面なごも内示せられ、

世子虎壽丸の抱守を命ぜられし人にて、其子の中左衛門も亦御書物掛と稱して君側を勤め國事上の機密を取次ぎ、久光の時に在りても信用せられ、大久保一藏を久光に推薦したり。其外豎山武兵衛伊東才藏、なごも君側を勤めて國事上の機密を取次ぎ、山田壯右衛門は其垂死の病床に侍して遺訓を受けたり。齊彬の人を用ふる決して一人に偏せず、市來四郎、江夏十郎の徒も亦相應の機密に預りたり。西郷の薩士に在りて特絶なる位置を占むるに至りたるは他の理由あり。西郷獨り齊彬に知られ、獨り齊彬の遺鉢を受けたりとは云ふべからず。

(一五)

齊彬時代の薩摩の士も他の諸藩に均しく毛色を殊にしたる様々の黨派あり。尤も唯今の政黨の様に黨員の名簿もなく主義、綱領と云ふ様なるものは無かりしかども、其國の歴史にて自ら生じたる同志の仲間ありて議論感情を同うし、出處進退を共にしたり。其中にて嘉永二年の内訌に縁を引き所謂近藤黨と目せられしもの、並びに其子弟、若くは同志、後繼者とも云ふべき一派あり。たゞへば關勇助、有馬一郎、大久保次右衛門（大久保一藏の父）森山新藏なごは此一派に於ては先輩の株なり。西郷吉兵衛、大久保一藏、大山正圓、（則ち大山格之助なり）伊地知正治、吉井幸輔、有村俊齋

なき云ふものは皆な其後輩なり。其中にて關勇助廣國は和漢の學者にして大久保、西郷なきの師に仰ぎたる人なり。梁川星巖なき、氣脈を通じ、薩國勤王の下働は全く此の人の手に成れり云ふも可なり。有馬一郎は朱子學者なり。森山新藏は東園と號し、鹿兒島城下の町人にて富豪なり。西郷、大久保等の爲に運動費を供給したるは此人なり云ふ。此一派は薩士中に在りては多くは微官小身の徒なり。其中にて西郷一人先づ齊彬に見出されて庭方役となり。國政の機密に參することを得たれば云はゞ西郷は此一派の代理者として此一派に齊彬との氣息を相通すべき導管となりしものなり。西郷は齊彬の在世中庭方役以上に進みたるものに非らず。されば西郷は正しく言へば君側を勤めたるには非らず。唯主人が園中を散歩する時、人を避けて機密を談するを得たりしのみ。さりながら是れは西郷に取りても、齊彬は取りても至極都合宜しき位置なりき。若し西郷が君側に拔擢せられ、毎日詰所に出仕する様にならば所謂一たび侯門に入れば深きこゝ海の如く、彼は又天下の士にも、藩士にも交ることを得ざりしなるべし。何となれば君側の外交は其世に於ては各藩共に禁忌としたる所なりしが故なり。或は又主人の心寛くして外交を自由にすることも、元來が窮屈の役なれば、自然運動の自由も拘束せらるべき筈なり。然るに庭方役の勤向は君側の役の如くならず。謂はば放し飼の様なることなり。されば西郷は此役を勤めながら依然として同志者の中心となり、依然

として天下の英俊に交り、自由、自在に世界の大氣を呼吸するを得たり。此呼吸がやがて齊彬をして活世界を解釋せしむる眼鏡となりぬ。唐の詩人は居るこゝろ高ければ聲自ら遠し云へり、居は志を移し、養は體を移す。西郷が志士の魁となり、齊彬志士の聲息を通すべき媒介となりたること實は其位置に依れり謂つべきなり。西郷を齊彬に薦めたるものは筑前侯黒田長溥（齊彬の大叔父）なり云ふ説あり。或は齊彬の小姓伊藤才助西郷の人を爲を説きて齊彬に薦めしかば、齊彬竊に引見して其非凡の人物たるを知り庭方役を出願せしめたり云ひ或は西郷を薦めたるものは福崎七之丞なりとも云ふ。未だ孰が是なるを知らず。但し西郷が後年大久保に與へし書簡に「美濃守様（長溥）には格別の御鴻恩を戴き居り候事にて我々共は死を以て盡すべき筈なり」この趣を記したるに依るも、齊彬が筑前侯より西郷の事を聞きて遂に之れを拔擢するに至りたる事情は略ぼ推測すべきに似たり。薩人重野博士の説にも齊彬に西郷を推薦したるは筑前侯なりあり。推薦する人、既に此の如く重し。齊彬の西郷を見る尋常ならざりしこと亦宜なり謂つべし。

(一六)

西郷吉之助を中心とする一派の薩士が藩内に於いて當の敵としたるは國老島津豊後、新納駿河なき

云ふ齊興以來の權臣なり。齊彬の書翰にも此輩を奸物と記したるものあるに依れば流石の齊彬も心中此輩に對して不快の感を懷き居りしことを察すべし、西郷等の信する所にては此輩は齊興の妾岡田氏及び奥向の婦女等に結び、齊彬の男子を呪咀し、若くは毒殺し、或は齊彬自身にさへも、危害を加へんことを云ふ。尤も是は黨派の僻目に出でたる誤解なりしやも知るべからざれども、實際齊彬の死後、豊後、駿河等が齊興を助けてしたる政治の迹を見れば事毎に齊彬の仕置を打壊したる事實は掩ふべからず。されば其齊彬を惡みたる心事は明白なりと謂つべし。然るに齊彬は此老臣をも寛容し、はれ物にさはる様に致し置きたれば隆盛等は不平に堪へず、其不平の高まり來るに共、水戸藩に對する親密の情は加はり來れり。元來其時代の水戸は天下に最も評判宜しき藩にて所謂正義の士、俗論を破りて齊昭に家を繼がせ、齊昭も亦た非凡の英傑にして藩政を改革し、東海の濱、太平洋の岸に時代の懶眠を破るべき新政を施したる其跡を見れば恰も三百諸侯の爲に政治改革の模範を示したるが如し。其上水戸藩には文才あるもの多く、自畫自贊の筆法を以て自國の政治を歎美し、若くは辯護したる書物を作り、追々他藩の人にも讀ませたれば天下の士、いづれも自國に比較し、水戸を善きものに思ひたり。是は佛國改革の時代に人權の宣言、世界に雷鳴し、英國の詩人なきも大抵自由、友愛、平等の主義に感化せられ、新しき時代の曙光をりて歓迎したるに似たり。

其上源黃門光圀より立原翠軒、藤田幽谷、會澤正志に至るまで水戸の學問は次第に進みて一種の信仰を形造り所謂天保學、若は水戸學と云ふ外に對しては日本中心主義、内に向つて皇室中心主義の哲理を唱へたれば是れ亦當時の讀書生に歡迎せられたる其有様は仁齋、徂徠の學が一時に風靡したるよりも甚しきものあり。されば水戸は政教共に天下の模範の様に云はれたり。斯様の國柄なれば、何等の緣故なき藩士にても自然に之を尊敬するが常なるべきに、隆盛等の同志に水戸に依りて其敬愛する主人の位置を安全ならしめんとする下心もありしかば倍す水戸の士に接近したり。其世には藩内に於て強者の爲めに壓迫を蒙れる弱者は藩外の有力者に依りて其苦痛を脱せんとするは例あることなり。たゞへば齊彬の世子たる位置の危殆を感じたりしとき西郷等の先輩たる人々は筑前侯の救を求めたり。幕府の老中阿部正弘は固より齊彬に對して厚き同情を懷ける人なり。正弘の薦に依り海防掛の重任に居り、殆んど天下大元帥の看ありし徳川齊昭は齊彬の尊敬する所にして齊彬の世子時代より書簡の往復を絶たざる人なり。而して水戸の政治は天下の模範と稱せられ、水戸學は時世に最も相應したる學問なりと稱せらる。西郷等が其先輩の嘗て筑前侯に依りたるが如く水戸に依らんことを自然の勢なりと謂つべし。されば或時、西郷等は水戸の戸田、藤田に相談し、書面を幕府の目付に出し、豊後、駿河等の非を鳴らし、幕府の力に依りて彼等を黜けんと計畫した

るここありて、齊彬より其不心得を懇諭せられたり。其水戸を頼もしきものと思込みたる情察すべし。世の諺に坊主が悪くければ袈裟まで悪くし云へり。又惚れたる眼には痘痕も醫に見ゆる云へり。西郷等の水戸に依らんとするの情、此の如し、其水戸學に心酔し、東湖に感服したるここ亦宜ならずや。

(一七)

西郷は安政元年正月の末二十八歳にて齊彬東觀の節中小姓の列に入りて出府す。西郷の江戸に出でたるは是を始す。間もなく庭方役に拔擢せらる。西郷が齊昭の側用人藤田東湖に逢ひしは此前後に在るべし。前文に記す如く水戸は天下の人望を集めたれば西郷同志の徒は西郷が出府せざりし前より水戸の士と往來し、樺山三圓なごも其頃東湖に逢ひ其次第を西郷まで報知したる様子なれば西郷も世に云ふ見ぬ戀ほごの景慕の情を以て東湖の風采を想望したりしならん。而して此期待は東湖に會見するに及びて空しからず、一たび自ら東湖に接するに共に深く之に傾倒したるが如し。東湖は色黒の大男にて、辯説爽かに、應對神速なり。眼は大きく其光は人を射る。劍客、武人の流に非れども、槍も使ひ、劍術は千葉周作の門人なり。學門は所謂經世實用の學にて史學は水戸流の特長

なれば談論の間にも古今を通觀して例を挙げ證を引くこと頗る自在なり。其上頭の働きの敏捷なる人にて談話しながら即時に問題の中心を捉へ、上手に言ひ廻はすこと所謂議論風發留滯なし云ふべきものなれば訪客は先づ其才に驚かされたり。かく容貌の魁偉にして才氣の溢るる許なりしのみならず。一種の愛嬌者にして善く訪客を歓迎し一見の人をも長く思ひ付かせたり。東湖の碑文に「身、劇職に在りし雖も、常に異能の士を延き、酣暢談論して、其歡情を盡くす」あるは則ち此愛嬌を書き現はしたるものなり。されば東湖に逢ひしものは何人も其人物に魅せられざることなし。横井小楠も一見して「虚心交膝總忘予」云ひ、土州の豪傑吉田東洋も相見えて直ちに其人を爲りに服し、佐久間象山、梁川星巖なご、いづれも東湖を頼もしきものに思ひたり。大名にては土佐の容堂も一生東湖の自身に與へし感觸を忘るゝ能はざりしが如し。先以て人たらしの上手なる人物と謂つべきなり。斯様の人物なりければ西郷が一見して大に敬服したるここ是しかしながら自然の勢と云べし、其上西郷と東湖とは年輩も二十ほご違ふなり。東湖の身には水戸と云ふ後光がさし、其上に親ほごの先輩なり。人の善に感じ易かりし西郷が東湖に於て理想の豪傑を發見したりしこと敢て怪むに足らざるなり。是より後西郷及び同志者は數は東湖、其外の水戸人と往來したりければ、朱に交れば赤くなること云ふ譬に泄れず、自ら水戸流の思想に薰染したり。安政一年八月西郷が江戸

より國に在りし樺山三圓に與へし書に幕府にて有名なる儒者に謁見を賜ひしことを報じ、兼て西郷の徒が慕ひ居りし水戸の會澤伯民も、それが爲に出府したり、會澤には兼ねて面會の機會を得たしと思ひ居りしに奇妙に望が達したるは嬉しきことなり云ひ

越前の矢島錦助三申人、靈岸島の下屋敷學問所に被三罷居、至極閑所に而津田企に而柳川池邊藤左衛門、原田、月々兩度づゝ定日相定め、朝より終日の會にて誠に面白、先度共は貴兄の噂共津田仕出申候。御遠察可被下候。皆々水府與にて至極深密の談話に相及び雄會相催候

と結びたるを見れば熊本津田山三郎、越前の矢島錦助、柳川の池邊藤左衛門、薩摩の原田才助、西郷三共に水戸學の信者にて會澤の新論なきは其信仰個條の様に讀まれたること察するに堪へたり。されば其年十月二日の江戸大地震に戸田、藤田の歴死したるを聞きて西郷は大に失望し、書を樺山に與へ

頓三此限にて何も申口は無御座候

と云へり。肉體の父母は必しも思想の父母に非ず、肉體の領域は必しも思想の領域に非ず。西郷並に其仲間は薩摩の子にして薩摩の臣たりしには相違なかりしかども、思想の上より云へば概して水戸學に感染し、水戸氏を尊敬したるものなりと云ふべきは前文に説く所の如し。されば日下部伊三

次が實父の古主薩摩に歸參せし時も西郷は大に之を喜び水戸の家風を熟知し、水戸家に在りし時、同家の爲に盡力し身の危きをも思はざりし此壯士を尊敬し、數ば會見して之を益友三したり。加之、西郷等の間に人望あり、齊彬の爲に特に信任せられ、安政四年若年寄を以て江戸に至り家老の事を攝したる薩摩の門閥鎌田出雲も水戸の武田伊賀守、安島帶刀に親交したりき。思ふに西郷等の勸めに基くものなるべし。鎌田が水戸の説に感染したりしはその齊彬の兵制改革が餘りに西洋流に偏したるを諫め、和漢の兵制をも參酌したしと建白したるにて略ほ察せらる。西郷も齊彬の西洋癖には多少の不平なかりしに非らず、或時殿が兵備を整理せらるゝは誠に盛舉に相違なきことなれども世間にては薩侯は蘭癖ありと噂するけに候。此段某も殿の爲に窃に惜みまらする所なりと諫め、却て齊彬より其固陋を笑はれしと云へり。是れ皆西郷の徒が水戸與にして齊彬自身は思想、感情に於ても多少の差違ありしことを暗示するものなり。尤も西郷も戸田、藤田の死後は水戸の面目は大に變じ、烈公も従前の人の如くならずなりぬと云ひたるさうなれども、是は後日の事にて二田の死去と同時に水戸を見限りたるに非ず、當分の間は水戸は猶西郷一派の爲には頼もしく、信すべき同論者たりき。此事實は維新の歴史に於ける薩士の動靜を知らんとするものゝ必ず忘るまじき捉まへ所なり。何となれば西郷が、齊彬の命に依り、東西に奔走し國事に盡力したるは勿論薩摩一國の運

動には相違なかりしかども、他の一面より見れば西郷は水戸の黨にして其周旋盡力は則ち水戸派の運動てふ大なる概念中に包轄すべきものなりしが故なり。

(一八)

本書載する所西郷の書簡、詩文、は齊彬の死後に成るもの多し。雖も、讀者若し仔細に之を讀まざれば、以て其思想の變化、世に處し人に接する大概を窺ふを得べし。故に我等は此に之を贅せず特に薩人の維新史に大造ありし淵源を論じて之を參看に置く。云爾。

年譜

隆盛通稱は吉之助南洲と號す初めの名は隆永又武雄幼時小吉と稱し後善兵衛又吉兵衛と改む菊池源吾、大島三右衛門は皆變名なり父は九郎後吉兵衛と改むと稱し藩の勘定方小頭なり母は椎原氏政子と稱す隆盛は其長子なり

文政十年丁亥 (西曆千八百二十七年) 一 歳

十二月七日鹿兒島城下加治屋町に生る

文政十一年戊子 (西曆千八百二十八年) 二 歳

家に在り

文政十二年乙丑 (西曆千八百二十九年) 三 歳

家に在り

天保元年庚寅 (西曆千八百三十年) 四 歳

家に在り

天保二年辛卯 (西曆千八百三十一年)

五歲

家に在り

天保三年壬辰 (西曆千八百三十二年)

六歲

家に在り

天保四年癸巳 (西曆千八百三十三年)

七歲

家に在り

松本某の門に入る

是年二弟吉次郎生る

天保五年甲午 (西曆千八百三十四年)

八歲

家に在り

天保六年乙未 (西曆千八百三十五年)

九歲

家に在り

天保七年丙申 (西曆千八百三十六年)

十歲

家に在り

天保八年丁酉 (西曆千八百三十七年)

十一歲

家に在り

天保九年戊戌 (西曆千八百三十八年)

十二歲

家に在り

天保十年己亥 (西曆千八百三十九年)

十三歲

家に在り

是より先藩の學館聖堂に入る是年聖堂の歸途友人と争闘して右臂に負傷す

天保十一年庚子 (西曆千八百四十年)

十四歲

家に在り

天保十二年辛丑 (西曆千八百四十一年)

十五歲

家に在り

是年元服す

天保十三年壬寅 (西曆千八百四十二年)

十六歳

家に在り

天保十四年癸卯 (西曆千八百四十三年)

十七歳

家に在り

是年三弟信吾生る

弘化元年甲辰 (西曆千八百四十四年)

十八歳

家に在り

是年藩の郡方書役助と爲り郡奉行迫田太次右衛門の配下に屬す後森新藏の配下に轉じ屢地方を巡廻す

弘化二年乙巳 (西曆千八百四十五年)

十九歳

家に在り

十一月朔日太刀流師範家大山後角右衛門の門に入る

弘化三年丙午 (西曆千八百四十六年)

二十歳

家に在り

是年郡奉行大野五右衛門の配下と爲る

弘化四年丁未 (西曆千八百四十七年)

二十一歳

家に在り

嘉永元年戊申 (西曆千八百四十八年)

二十二歳

家に在り

嘉永二年己酉 (西曆千八百四十九年)

二十三歳

家に在り

十二月藩の志士近藤隆左衛門、高崎五郎右衛門、山田一郎左衛門等數人君側の姦を除かんとし事發覺して處刑せらる隆盛之を聞き大に憤激す

嘉永三年庚戌 (西曆千八百五十年)

二十四歳

家に在り

三月赤山朝負また近藤等の餘黨として自刃を命せらる隆盛父より赤山の壯烈なる自

刃の状を聞き其齋らせし血衣を見て奮然興起し先輩志士の精神を繼承し藩國を救濟せんと決心す

是年四弟小兵衛生る

嘉永四年辛亥（西曆千八百五十一年）

二十五歳

家に在り

二月英主島津齊彬封を襲ぐ隆盛之を聞き大に歡喜す

此頃大久保正助利通長沼嘉兵衛、有村俊齋海江田信義等と屢會合して近思錄を講じ又伊藤茂

右衛門に就き陽明學を修め高僧無參禪師に就き禪學を修む

嘉永五年壬子（西曆千八百五十二年）

二十六歳

家に在り

九月二十七日父吉兵衛歿す

十一月二十九日母政子又歿す

是年有村俊齋大山正圓綱樺山三圓資等の東上を送る

嘉永六年癸丑（西曆千八百五十三年）

二十七歳

家にあり

江戸に在る有村俊齋、樺山三圓等より東上を促し來るよりて答書して來春藩主の參

觀に扈隨して東上するの意あるを報す

安政元年甲寅（西曆千八百五十四年）

二十八歳

家に在り

正月中小姓と爲り藩主齊彬に扈隨して鹿兒島を發す途水神坂上に於て始めて齊彬に

謁す

三月六日江戸に着し高輪藩邸に入る同夜樺山三圓、有村俊齋、大山正圓、有川彌九

郎、税所喜三左衛門（篤）等來訪し久濶を談す

四月十日樺山三圓と小石川水戸邸に往き始めて戸田忠太夫藤田東湖に面見す

是月庭方役と爲る爾後直接齊彬に謁し屢意見を述べ

五月十日樺山三圓と戸田忠太夫を水戸邸に訪問し饗應を受く

二十日樺山と鮫島庄助、津田山三郎熊本の藩士の歸國を川崎に送る

七月五日有村俊齋、樺山三圓等と共に一瓢を携へ藤田東湖を水戸邸に訪ふ東湖時事を談ず隆盛大に東湖の人物識見に推服す

閏七月廿四日藩の世嗣虎壽丸突然天亡の報に接し樺山三圓、有村俊齋、伊藤才藏等と會し大に藩の不幸を歎ず

八月廿七日樺山三圓と藤田東湖を訪問し大に時事を談ず

十一月十七日樺山三圓と櫻任藏水戸藩士を上野に訪問し時事を談ず

安政二年乙卯 (西曆千八百五十五年)

二十九歳

江戸に在り

六月越前藩士矢島錦助の寓に於て水越柳川肥後藩士等と屢會合し大に國事を談論す

七月廿四日世嗣の一周忌により高輪大圓寺に墓參す

十二月廿六日越前の橋本左内始めて來訪し大に國事を論ず隆盛橋本の人物識見に感

す

二十七日橋本を水戸藩士原田八兵衛の曹舎に訪ひ大に國事を談ず

是年有村俊齋、大山正圓等と謀り藩の權臣姦女輩を除かんとし有村を歸藩せしむ會齊彬に計謀を覺られ其懇諭に逢ひ大に感激して遂に擧を止む

安政三年丙辰 (西曆千八百五十六年)

三十歳

江戸に在り

十一月齊彬の女篤子將軍家定と成婚す隆盛婚儀の用度を命せらる

安政四年丁巳 (西曆千八百五十七年)

三十一歳

江戸に在り

四月江戸を發し歸藩す

十月朔日徒目附鳥預庭方兼役と爲り江戸詰を命せらる

十一月朔日鹿兒島を發し東上す

四日熊本に至り長岡監物を訪ふて時事を談ず監物橋本左内に贈る書を託す

十二月初旬江戸に着す

八日橋本左内を越前邸に訪ひ將軍建儲の事に關する齊彬の書を越侯松平慶永に呈す
慶永橋本をして物を賜ふ

十三日橋本來訪す

十四日橋本一橋慶喜の行狀記を贈る

安政五年戊午（西曆千八百五十八年）

三十二歳

江戸に在り

二月十日越藩中根雪江來訪し徳川齊昭の鷹司政通に贈る書を齎らすよりて十一日其
書を齊彬附の老女小野島に託し幕府の後宮に贈る

二十六日江戸詰家老鎌田出雲純政を訪問す

二十七日越前邸に中根雪江を訪ひ後宮の消息を内示す

三月上旬將軍簾中の近衛忠熙に贈る書を携へて江戸を發し京師に至り月照、村岡近衛家老
女等に倚り建儲の内勅降下に附大に盡力す

二十日近衛忠熙の答書を携へて京師を發し江戸に至る

二十五日堀仲左衛門後伊地知貞馨と共に鎌田出雲を訪問す

五月上旬書を齊彬に鹿兒島に贈り井伊直弼大老と爲り建儲の形勢一變せし旨を報す

十六日越前邸に赴き明日歸藩の途に就く旨を橋本に告ぐ松平慶永橋本をして齊彬に
贈る書を託し又物を賜ふ

十七日江戸を發し歸藩す

六月七日鹿兒島に着し直に齊彬に磯邸に謁して慶永の書を呈し具さに關東の形勢を
陳ぶ

十八日齊彬の慶永及川路左衛門尉聖に贈る書を携へて鹿兒島を發し東上す

二十四日福岡に至り藩主黒田長溥に謁し使命を陳ぶ

七月七日大阪に着し吉井仲助友實と大久保要を訪ひ關東の形勢一變せしを知る

十日吉井と京師に入り梁川星巖春日讃岐守等に會して關東の形勢を探り續きて大阪
に往き再入京して錦小路上る柳馬場鍵屋に宿す

二十四日突然齊彬の訃に接し大に驚愕し將に歸藩して殉死せんと決心す月照之を聞

き大に慰諭す爲めに漸く歸藩を止む

八月近衛忠熙の囑に依り水尾二藩に賜ふ内勅を携へて京師を發し江戸に向ふ

七日江戸に着す時に幕府水尾二藩に壓迫を加ふるを以て内勅傳達の目的を果すを得ず止むを得ずして内勅を有村俊齋に託し近衛家に奉還す

二十四日江戸を發し上京す

三十日京師に着し諸有志と謀り諸藩聯合して朝廷を守衛し井伊大老等を排斥して幕政を改革せん事を企圖す

十日幕吏月照を捕へんとすよりて有村俊齋と月照を伴ひ伏見に至り更に大阪に送り大久保要方に潜匿せしめ再び入京す

十三日夜水藩留守居鶴飼吉左衛門を訪ひ月照の消息を告ぐ

十五日大阪に往き書を齊興齊彬の父江戸より歸藩の途大阪に在りに呈し滯阪中の江戸邸守衛交代兵を以て禁闕警衛に充てんと請ふ

十七日京師に還り近衛忠熙に謁し藩兵禁闕警衛の事を申告す

十九日老中間部詮勝入京して勤王志士の逮捕に着手すよりて伊地知正治、有村俊齋等と難を大阪に避く

二十四日捕吏また大阪に追跡し來るよりて月照有村の二人を伴ひ僅に大阪を逃れ海路歸藩す

十月朔日月照潜匿の準備を爲んが爲め下關に於て月照を有村に託し一時筑前に潜匿せしむ

六日鹿兒島に着し三助と變名す

十月月照筑前藩士平野次郎國と鹿兒島に着し日高在龍院に投ず

十四日筑前藩の捕吏來る藩廳よりて隆盛に命じ月照等を伴ひ日州紙屋又は志布志邊に潜匿せしむ隆盛大に藩廳の無情を憤慨す

十五日月照に藩命を傳ふ月照自己の決心を告ぐ隆盛よりて死を共にせんと約し同夜平野等を伴ひ下町津畑より乗船す

十六日黎明大崎ヶ鼻沖に於て月照と相抱きて海に投ず平野等之を救助し隆盛は蘇生

せしが月照は遂に死す

是月藩廳變名して大島に渡航すべき旨を命ずよりて菊池源吾と變名す

十二月三十日鹿兒島を發し大島に向ふ是月大久保正助等勸告して大島渡航を止め肥後に逃れ長岡監物に倚りて時機を俟つべきを以てす隆盛肯せず

安政六年己未 (西曆千八百五十九年)

三十三歳

正月四日山川港に滞船中大山正圓より世嗣哲丸天亡の報に接す

十二日大島に着し龍郷村龍佐民の家に寓す後佐榮志の女愛子を納れて箕箒の勞を執らしむ

十二月在國の大久保正助書を寄せ藩主忠義より誠忠士の面々へとして親諭書を拜受せし旨を報ず隆盛藩主の眞意を知るを得て大に喜ぶ

萬延元年庚申 (西曆千八百六十年)

三十四歳

大島に在り

二月藩主より特に金二十五兩を賜ふ大久保之を拜受して隆盛に送る

四月有村治左衛門水戸藩士等と井伊大老を櫻田門外に襲殺するの快報に接し大に歡喜す

是年藩廳より特に扶持米十二石を給せらる

文久元年辛酉 (西曆千八百六十一年)

三十五歳

大島に在り

正月二日庶長子菊次郎生る

十二月二十日龍郷村の中央に一家を新築して移轉す同夜鹿兒島より使者至り召還の命を傳ふ

文久二年壬戌 (西曆千八百六十二年)

三十六歳

大島に在り

正月十四日迎船に乘し歸國の途に就く

十八日七島洋に於て風濤に遇ひ再び龍郷に引還す

二十九日乗船龍郷を解纜す

二月十二日鹿兒島に着し大島三右衛門と變名す

十三日大久保一藏、中山中左衛門實等と小松帶刀清の邸に會合して久光藩主の父上京公武周旋のことに附大に論難す

十五日徒目附鳥預庭方兼役を命せらる同日久光に謁して意見を陳ぶ久光當時の場合に準據する策を問ふ隆盛よりて二策を進言す久光之を納れず十七日足痛と稱し指宿温泉に行く

三月初旬歸宅す大久保來訪し諸藩の浪士不隱の形勢あるを以てし出でて之を統御せんことを依囑す隆盛之を諾す

十三日先發して肥筑の形勢を視察し下關に至り久光の至るを俟つべき命を受け村田新八と共に鹿兒島を發す

二十二日下關に至り小河彌右衛門敏平野次郎等と白石正一郎の家に會見し京攝の形勢を知り即夜村田新八、森山新藏を伴ひ下關を發し海路大阪に向ふ

二十六日大阪に着し加藤十兵衛の家に投じ浪士等を統御す

二十九日大阪を發し伏見に至り堀次郎伊地知に會し長藩の長井雅樂と意見を同ふするを以てし大に面責す

三十日日本田親雄彌右衛門の盡力に依り宇治萬碧樓に潜匿す

四月六日大久保一藏伏見に着すよりて隆盛伏見に至り大久保を見て下關より東上の時由を告ぐ

八日村田森山と大阪に往き久光の到着を待つ會々横目志々目獻吉等至り捕縛引致の命を達す隆盛從容として命を受く志々目等手を下すに忍びずして去る蓋し海江田武次、堀次郎、中山中左衛門等隆盛浪士と結托し暴舉に與すと久光に告ぐるを以てなり

九日兵庫に赴く大久保來り密に誘ふて海濱に至り心事を告げ共に死せんと云ふ隆盛諭して之を止む

十日大久保等に送られて海路大阪に至る

十一日村田、森山と天祐丸に移乘し鹿兒島に護送せらる

十六日山川港に入り滞船して後命を俟つ

六月徳之島流謫の藩命ありよりて山川を出帆す村田は鬼界島に流謫せられ、森山は謫所定まらず船中に自刃す

六月十日徳島に着し岡前村に居を卜して謹慎の意を表す

七月五日庶長女菊子生る

十七日間切横目琉中爲の勧めにより松田勝傳の家に移る

八月二十六日妾愛子菊六郎、菊子の二子を伴ひ大島より来る同日島吏沖永良部島に

遠島の藩命を傳ふ隆盛謹で命を受く

二十七日岡前村より井の川村に移る

二十八日妾子等を大島に還らしむ

閏八月十四日徳之島を出帆し即日沖永良部島伊延港に着し十六日和宿村の牢獄に入る

間切横目土持政照大に厚遇す

是年名を吉之助と改む

文久三年癸亥（西暦千八百六十三年）

三十七歳

沖永良部島に在り

七日英艦鹿兒島に來襲せんとするの報あり隆盛大に之を憂ひ將に歸航して國難に當らんとし意を土持政照に告ぐ政照大に感奮し僕を嚮きて造船の資に充て船已に成り近く出發せんとす會々英艦撃退の報を得て之を止む

元治元年甲子（西暦千八百六十四年）

三十八歳

沖永良部島に在り

二月二十二日吉井幸輔友實三弟信吾及福山清藏健偉と共に鹿兒島より來り召還の藩命を傳ふ

二十三日迎船に乗り和宿港を發し二十六日大島に至り庶子等に再會し更に鬼界島に寄港して村田新八を伴ひ二十八日鹿兒島に歸着す

三月三日上京を命せられ村田を伴ひ四日乗船出帆す

十一日大阪に着す

十四日京師に着す

十八日軍賦役と爲る

四月十八日久光後事を隆盛等に委し京師を發し歸藩す

五月家老小松帶刀等と會藩士に會見す

六月四日伊地知正治、吉井幸輔等と共に島津周防珍彦藩主の弟の來着を迎へんとし大阪に下る

五日楠公社の敷地選定の用を以て兵庫に往かんとし伊丹に宿す同夜京師火あり幕府新撰

組をして浪士の池田屋に聚合するを圍み肥後藩士宮部鼎藏等十數人を斬り古高俊太郎等二十餘人を捕縛す隆盛等變を知り直に京師に歸る

十一日中村半次郎桐野利秋等を長藩に使し同藩の動靜を探らしむ

十五日珍彦の來着を迎ふる爲め再び大阪に下る十六日着阪す

十七日珍彦着阪すよりて十九日大阪を發し二十日京師に着歸す

廿四日長藩家老福原越後兵を率ゐて伏見に入る幕府在京の諸藩に命じて兵を出さしむ隆盛小松帶刀と議し禁闕警衛の命を奉ずるを以てし出兵を辭す

廿七日福原等兵を進めて嵯峨天龍寺に入る隆盛其計謀あるを察知し急を鹿兒島に報

じ援兵を要求す

同夜大納言近衛忠房の召に依り參殿し長藩處分の諮問に答ふ

七月八日一橋慶喜朝旨を在京諸藩に傳へ福原を諭して兵を退けしむ隆盛小松と議しまた之を辭す

十九日拂曉長藩兵京師に闖入す薩會越其他諸藩兵撃て之を卻く隆盛藩兵の參謀として烏丸通より進撃し督戰甚だ力め遂に足部に負傷す

二十八日小松と議し海江田武次を越前に使し松平慶永の上京を促す

是月竹内半右衛門、岩崎仙石を長州に使し吉川監物其他末家の動靜を探らしむ

八月十三日島津圖書久治、藩主の弟の歸國を大阪に送る

九月朔日使を江戸に遣り將軍の上洛を促す六日軍艦購入のことに附南部彌八郎に策を與へて英人に交渉せしむ

十一日吉井幸輔越藩士青山小三郎貞と大阪に下り始めて勝安房に會見し幕府の内情及び其開港意見を聞き大に其人物識見に推服す

十二日京師に還る

十五日肥後藩長谷川仁右衛門等と會見し征長のことを談論す

十九日伊藤萬次郎を藝州に使い軍糧及陣地の手當を爲さしむ

廿四日高崎猪太郎^{五六}を岩國に使い吉川監物を説き恭順歎願の道を計畫せしむ

是月勝の意見に因り明賢諸侯を集會し開港問題を解決せんことを策す

十月二日側役と爲り姓を西郷に復す

同日禁闕の戦功に依り藩主より感狀及陣羽織太刀を拜領す

六日征長總督徳川慶勝の旅館に出頭し軍議を大阪に開く旨の達書を請く

八日藩議の攻口變更を請はんとするを不可とし藝州地より陸路攻撃の策を建て之を鹿兒島に報す

九日禁闕守衛兵の一部を救應隊として出兵するに決し隆盛之が差引と爲る

十五日吉井幸輔と共に軍議に列する爲め大阪に下る

二十二日征長總督諸藩の重臣を大阪に會し軍令を頒つ隆盛吉井と軍議に列す同日書

を總督府に呈出し禁闕守衛兵の一隊を上の關に上陸せしめんことを稟申す

二十四日總督慶勝の召に依り其旅館に出頭す慶勝征長の方略を諮問す隆盛長防の事情を告げ長人を以て長藩を處分せしむるの意見を述べ慶勝之を納れ長防周旋のことを一切委任し副刀を賜ふ

廿六日吉井及び税所長藏篤を伴ひ大阪を發し海路廣島に向ふ

十一月二日廣島に着し直に岩國に向ふ

三日岩國に至り吉川監物を見て總督の命を傳へ進撃の期切迫するを以て速に福原等三家老以下暴臣を處分し恭順の實を表すべきを以てす監物其厚意を謝し誓て謝罪の實を擧ぐべきを以てす隆盛等よりて即日岩國を辭し六日廣島に還り總督の至るを待つ八日禁闕戦争の際捕虜とせし長人十人を岩國に護送せしめ長藩に交附す

十六日總督廣島に着す隆盛慶勝に謁し吉川説得の始末を復命す同日總督吉川を國泰寺に招致し成瀬隼人正肥等をして黒印軍令其他の事を詰問せしむ隆盛豫め答辯の要領を吉川に教ゆ吉川よりて陳謝大に力め漸く事なきを得たり

十七日大小監察永井戸川等と長藩處分につき利害得失を論じ處分案を總督に呈出す
二十日長藩諸隊兵三條實美等五卿を擁し將に暴發せんとすと聞き總督に建議し自ら
往きて諸隊及五卿を説得せんことを請ふ總督之を納れ五卿を九州五藩薩筑肥前肥後久留米に附
せしむ

二十一日救應隊を蘆屋出陣の本營に合するの準備を整へ廣島を發す

二十三日小倉に着し副總督松平茂昭に謁して長藩處分の意見を述べ越前及肥後藩士
等を解諭して意見に従はしむ

二十四日蘆屋に赴き長藩處分のことを藩兵總督島津久明に告げ即日小倉に還る

二十七日喜多岡勇平等と會見し五卿及び諸隊説得のことを議す

十二月二日筑前藩士月形洗藏詳等と會見し五卿移轉のことを議す

四日筑前藩士早川養敬勇士佐浪士中岡慎太郎道正と小倉に來り隆盛を訪ふ隆盛長藩及
五卿の處分につき談議す

十一日筑前藩士林泰小倉に來り隆盛を見て馬關渡海を促す隆盛よりて吉井税所の兩

人を隨へ馬關に渡り五卿の附士水野溪雲正名南大一郎土方久元中岡慎太郎及長藩高杉忠
作其他諸隊長等と同地大阪屋に會見し五卿移轉のことを論説す

十二日小倉に還り形行を副總督府に傳ふ

十三日早川養敬馬關より來り五卿の書を示し深く依頼ありし旨を告ぐ

十五日税所を隨へ小倉を發し岩國に向ふ

二十日岩國に着し吉川を見て諸隊鎮靜のことを説得す

二十一日吉川の客舎に饗應を受く會々萩政府前政府員大和國之助等七人を刑するの
報至る隆盛總督慶勝の臣長谷川惣藏等萩政府をしてこの事を行はしめしと聞き其拙
策を批難し大に慨歎す

二十二日岩國を辭し廣島に至る

二十七日總督の臣石河光晃等廣島に歸り長防巡檢の狀を復命す隆盛筑前藩士加藤司
書と總督に建議し速に解兵を令せられんことを以てす總督よりて即日解兵を令す

二十八日廣島を發し小倉に向ふ

慶應元年乙丑（西曆千八百六十五年）

三十九歳

小倉に在り

正月元日小倉に着し撤兵の令を同所在陣の藩兵に傳達し更に蘆屋に赴き藩兵總督島津久明に告ぐ

二日小倉に還る

三日副總督府に至り酒井十之丞を訪ひ五卿移轉に附談議す

四日小倉を發し歸藩の途に就く

十五日鹿兒島に着す藩主父子謁を賜ひ長防處分につき周旋するの功を賞し刀一腰を賜ふ

二月中旬五卿の警衛士西田彌四郎筑前より歸藩し筑前藩俗論黨起り五卿を冷遇するの狀を報ず隆盛より藩主に請ふて筑前に使し先づ太宰府に至り始めて五卿に謁す時に五卿の處置に關する幕府と總督の令齟齬するを以て守衛の五藩適從する處を知らず隆盛より二十五日五藩士を會し五卿の進止を議し各藩より使を上京せしめ總

督の指揮を仰がんことを約す繼ぎて福岡に赴き同藩主黒田長溥に謁し五卿の待遇に附進言し且同藩家老矢野梅庵及月形洗藏等と會見し五卿の復歸を計り薩筑の兵を以て京師を守護し以て幕府を威壓せんことを策す

是月對馬藩元家老平田大江大和の人北畠治房等と隆盛の旅亭に來訪し對馬藩の内訌を訴へ行きて盡力せんことを乞ふ之を諾す

三月五日博多を發し上京す十一日京師に着す二十八日赤根武人、早川養敬等と會見せんとし大阪に下る會々赤根幕吏の爲めに捕へらるよりて三十日歸京す

四月幕府長藩再征を令するの報至るよりて小松帶刀等と議し共に歸藩して藩の態度を決せんとして二十二日京師を發す坂本龍馬も又行を共にす

五月上旬鹿兒島に着し大久保一藏等と議し出兵を拒絶するの藩論を決す
是月大番頭と爲り役料高百八十石を給せらる

閏五月六日岩下佐次右衛門^方京師より歸藩し將軍の進發を報じ隆盛の出京を促す中岡慎太郎も又岩下と共に來麿し隆盛上京の途馬關に寄港し長藩の桂小五郎^{本戸}と會

見せんことを勸説す隆盛之を諾す

十五日岩下中岡等と共に鹿兒島を發し上京す十八日佐賀關に至る會々京師の急報至り俄に馬關寄港を止め東上す

二十三日京師に着す

九月中旬英、佛、米、蘭四國軍艦攝海に入らんとするの報あり隆盛前年計畫せし明賢諸侯集會の策を實行するの機至ると爲し先づ吉井幸輔と大阪に下り幕府と外艦の動靜を探る

十七日外艦の動靜を大久保に報す

廿三日京師に還り大久保と議し彌明賢諸侯の集會を計らんとし大久保は越前に使し隆盛は歸藩するに決す

廿四日坂本龍馬を伴ひ大阪に下る

廿六日胡蝶丸に乗船し大阪を出帆す

十月四日鹿兒島に着し京師の事情を藩主父子に告げ久光の上京を促す

十四日外艦攝海を去るの報至るを以て久光上京を止め隆盛小松帶刀と代りて兵を率ひ上京す

廿五日京師に着す

十二月黒田了助清隆等と薩長聯合のことを議し黒田坂本の兩人を馬關に至らしむ是年、岩山八郎太の女糸子と婚す

慶應二年丙寅（西曆千八百六十六年）

四十歳

京師に在り

正月七日黒田了助より桂小五郎等を伴ひ至るの報に接す

八日村田新八、大山彦八等と共に桂等の來着を伏見に迎ふ

九日桂等を伴ひ京師に還る

二十一日小松帶刀、桂小五郎、坂本龍馬等と小松の別墅に會し薩長聯合の盟約を協定す

二月廿九日小松帶刀、桂右衛門久武吉井幸輔、坂本龍馬等と京師を發し歸藩す

三月五日鹿兒島に着す

是月幕府監察小林甚六郎筑前に至り五卿を引致せんとするの報至る隆盛小松等と議し黒田嘉右衛門清綱をして兵を率ゐる太宰府に急行せしむ

四月藩政改革及陸海軍の擴張を進言す

五月小松桂等と藩政改革の議に預る

六月十七日英國公使パークス軍艦三艘を率ゐて鹿兒島に来る

十八日寺島宗則等と英艦に赴きパークスと應接し兵庫開港に就き朝廷幕府の事情及薩藩の態度を告げ親交を計る

七月十二日嫡子寅太郎生る

八月十五日日常山温泉に浴す

九月是より先大目附と爲る是月之を辭す

十月十五日小松帶刀と三邦丸より上京す

廿六日京師に着す

廿七日久光上京猶豫の願書を上る

十二月上旬大阪に下る

九日兵庫に往き小豆屋に於て英國公使の通譯官サトーと應接す

廿八日山階宮等蟄居せられし報に接し京師に還る

慶應三年丁卯（西曆千八百六十七年）

四十一歳

京師に在り

正月小松帶刀、大久保利通等と議し薩越土宇和島等諸侯の上京を計る

二十二日京師を發し歸藩す

二月朔日鹿兒島に着す

十二日家老桂右衛門、島津伊勢等と久光に謁し上京を促す久光之を納る

十三日土佐宇和島に使節を命せられ鹿兒島を發す

十五日高知に至る

十六日福岡藤次孝悌と容堂に謁し使命を述べ上京を促す容堂之を諾す

二十四日宇和島に至り伊達宗城に謁し使命を陳べ上京を説く宗城また之を諾す
二十七日鹿兒島に歸着し久光に復命す
三月十日村田新八、中岡慎太郎等をして大村平戸の諸藩を遊説せしむ
二十五日久光に扈隨して鹿兒島を發し上京す陸軍七隊及海軍隊七百餘人を率ふ
四月二日大阪に着し十二日京師に入る
五月十九日中岡慎太郎品川彌二郎等來訪す
二十一日中岡慎太郎、板垣退助等と小松帶刀の寓に會合し王政復古のことを議す
二十六日中岡板垣等來訪す
六月十五日山縣有朋を訪ひ討幕の決心を告げまた久光に進言して山縣等を引見せられんことを以てす
十六日久光山縣等を引見し薩長聯合の密旨を其主毛利敬親に傳へしむ同夜大久保一藏、伊地知正治、山縣有朋、品川彌二郎等と小松帶刀の寓に會合し薩長聯合を誓約す
十九日後藤象次郎等と會見し王政復古のことを議す

二十二日小松、大久保、後藤、中岡等と三本木の旗亭に會し王政復古を盟約す
七月七日村田新八を長州に遣り土藩との盟約を山縣等に告げ意見を問ふ
二十五日夜京師を發し二十六日大阪に着す
二十七日英國公使通譯官サトーと應接す幕府佛國と結托せんことを憂ひ其接近を破らんが爲め英國と親交を結ばんとするなり
八月上旬大阪より歸京す下旬また下阪す
九月上旬後藤象次郎と大阪に邂逅し土藩の藩論を聞き其頼むに是らざるを知り歸京して小松大久保等と議し長藩に交渉して王政復古の目的を斷行するに決す
十月六日小松大久保等と藝藩植田乙次郎長藩廣澤兵助眞に會見し藝藩の意見を聞く
八日小松大久保等と藝藩辻將曹維植田乙次郎、寺尾庄十郎、長藩廣澤兵助、品川彌二郎等を藩邸に會し三藩聯盟して王政復古を斷行せんことを決議す
十一日小松大久保等と議し共に歸藩して藩主の上京及び出兵を促すに決す
十二日小松大久保と討幕の宣旨を降下されんことを朝廷に請ふ

十四日討幕の密勅を薩長二藩に賜ふ即日小松、大久保、廣澤、福田平品川等と連署して奉命書を上る

十七日小松、大久保、廣澤、福田等と共に京師を發し大阪より藝船萬年丸に乗じて二十一日三田尻に上陸す二十二日小松と山口に至り毛利敬親父子に謁す同夜山口を發し二十四日三田尻を出帆す

二十六日鹿兒島に着し直に藩主父子に謁し討幕の密勅を呈し上京及出兵の事を促す二十八日忠義上京を決し之を藩内に布達す

十一月十三日藩主を奉じ兵を率ゐて東上す

十七日三田尻に上陸す

十八日毛利内匠、揖取素彦、山田市之丞、片野十郎等と會し薩長藝三藩兵の部署進退を協定す同日忠義長藩世子毛利元徳と會見す

十九日三田尻を出帆す二十一日大阪に上陸す

二十三日京師に着す

二十九日大久保伊地知治等と會し王政復古大號令煥發につき議す

十二月朔日大久保岩下吉井山田品川等と會し王政復古大號令煥發の期日を協定す

二日大久保と後藤象次郎を訪ひ大號令煥發のことを告ぐ後藤之に賛す

四日大久保、伊地知、吉井等と岩下の寓に會議す

五日後藤大號令煥發の延期を請ふ隆盛大久保岩下等と延期の不可を岩倉具視に進言す

六日岩倉、岩下、吉井、伊地知等と大久保の寓に會し大號令煥發を九日と決議す

七日大久保等と岩下の寓に會議す

八日大久保岩下と連署して岩倉の諮問に答へ斷然徳川氏處分の朝議を確定せられんことを請ふ

九日大久保岩下と共に參朝す朝廷王政復古大號令の煥發あり

十二日參與職に任せらる

十三日大久保岩下等と藩邸に會し岩倉の諮問する徳川氏に對する臨機處分の大綱二

策につき議す

十四日大久保、岩下、吉井、品川等と藩邸に會し岩倉の諮問する二策を決議し品川と同伴して岩倉の邸に往き申答す

十五日大久保品川等と藩邸に會し徳川氏處分の事につき議す

二十四日大久保岩下等と議し徳川氏處分の案を作り大久保をして岩倉に提出せしむ

二十五日大久保吉井伊地知等と藩邸に會合す

二十八日大久保岩下吉井土方等來會し討幕の策を議す

二十九日大久保岩下と三條實美の邸に候す

明治元年戊辰（西曆千八百六十八年）

四十二歳

京師に在り

正月元日江戸三田藩邸事變の報に接し之を大久保に報す夜大久保來訪し討幕の策を議す

二日大久保に代りて岩倉邸に往く岩倉王政復古につき外國布令の形式を諮問すより

て大久保と岩下の寓に議し案文を提出す尋ぎて大久保と同伴して九條邸に往き徳川氏處分の朝議に列す同日大阪の幕軍形勢不穩の報ありよりて長藩山田市之亟等と議し鳥羽伏見二道の警備を嚴にせしむ

三日拂曉幕軍大舉北上の報に接すよりて直に援兵を鳥羽伏見二道に派し急を朝廷に稟申し討幕の藩論を決して長藩と策戦を議す午後官軍の捷報に接し伏見に往き戦線を巡視し夜に入りて歸京す

四日戦場を巡視し諸隊を督す

五日淀に往き攻城の藩兵を督す即日淀開城す

六日夜に入りて歸京す

七日征討大號令發布の會議に列す

十三日藩主より王政維新の功により劔一振を賜ふ

十七日海陸軍掛及び徴士を命せらる

十八日藩主に請ふて徴士を辭す

二十七日久光の褒詞を受く

二月朔日大久保と會し岩倉の諮問する征討の策略を議す

十二日東海道先鋒隊の藩兵差引と爲り京師を發す

十四日東征大總督府參謀を命ぜらる

二十五日東海道先鋒の各藩隊長を駿府に召集し勝安房の書を示して江戸進軍の令を傳ふ

三月五日大總督駿府に着すよりて鞠子に迎ふ

九日幕臣山岡鐵太郎江戸より駿府に來り徳川氏の爲めに哀を乞ふ勝又書を軍門に呈す隆盛山岡に應接し朝裁の處分案を交附す

十日先鋒隊出張を命ぜられ駿府を發す

十二日池上本門寺に至る十三日江戸攻撃の令を先鋒諸隊に發す同日勝安房より面識を求むるの書に接すよりて直に高輪藩邸に至り勝と面議す勝徳川氏恭順の實情を告げ且つ靜寛院宮の起居を保安し熟慮を求む

十四日渡邊清左衛門清○大村藩士横濱より來り英國公使と談判の事を告ぐ同日勝と再び田

町藩邸に議す勝徳川氏謝罪の條款書を出し明日の進軍を中止せんことを乞ふよりて之を諾し中村半次郎村田新八をして進軍中止を東海東山兩道の先鋒總督に傳へしむ十五日江戸を發し十六日駿府に還り徳川氏謝罪の條款書の大總督宮に呈す大總督宮命じて京師に至り朝裁を請はしめらるよりて即日駿府を發し十九日京師に着す

二十日太政官代に出頭し勝の提供書を呈し朝裁を請ふ朝議慶喜の死を宥むるに決し處分の條款を指示して授けらる二十二日京師を發す二十五日駿府に着し朝裁の條款書の大總督宮に呈す大總督宮より徳川氏處分の全權を委任せらる二十七日駿府を發し箱根に至り先鋒總督橋本少將に朝裁書を呈し江戸進發の部署を約し直に江戸に向ふ

二十九日高輪藩邸に着す

四月上旬橋本少將に進言し江戸入城の期を四日に定む

四日東海道先鋒總督橋本少將公然江戸城に入る隆盛總督に隨從す總督勅書を出安中

納言に授く

十日勝安房と池上に會し江戸城地受授のことに附議す同夜各隊長を増上寺大總督府本營に召集し城地受授に附市中警衛の事を達す

十一日先鋒總督府參謀海江田信義木梨恒準江戸城を收む隆盛自ら兵を率ゐて市中を警備す

二十八日江戸を發し海路上京す

閏四月五日京師に着す

六日大久保廣澤吉井等と岩倉邸に會し徳川氏の封土及關東鎮撫の策を議す

八日岩倉、小松、大久保、後藤、廣澤、吉井等と三條邸に會議す

十一日三條東下に決し同伴して京師を發す

二十三日江戸に着す

五月七日參與兼大總督府參謀となる

十五日彰義隊攻撃の部署を定め湯島天神境内に出張して官軍を督す既にして賊敗走

するを以て戰跡を巡視して歸營す

二十二日大總督宮謁を賜ひ軍勞を賞し短刀一腰を賜ふ

下旬江戸を發し西上す

六月五日京師に着す時に藩主忠義關東に出陣せんとすよりて朝廷に建議し奥羽北越方面の形勢切迫するを以て藩主の出陣を止め藩兵のみを直に會津北越方面に増派されんことを以てし且つ自ら忠義と歸藩し更に北越出軍の準備を爲さんと請ふ朝廷之を納る

九日大阪に下る十一日忠義を奉じて大阪を發し海路歸藩す

十四日鹿兒島に着す

七月二十三日北越出軍兵の總差引を命せらる

八月六日兵を率ゐて鹿兒島を發し北越に向ふ

十日柏崎に着港す

十一日新瀉に廻船上陸す時に長岡既に陥落し北越略平定すよりて中旬松ヶ崎に移る

是月次弟吉次郎越後に戦死す

九月上旬庄内鼠ヶ關の後背を衝かんとし豫め村田新八、柴山龍五郎景綱等をして秋田方面の状況を探らしめ三弟信吾等をして一隊を率ゐ鼠ヶ關に向はしめ自ら殘餘の隊を率ゐて山形に向ふ既にして山形降るよりて轉じて庄内の攻撃軍を指揮す二十四日會津陷落し二十六日庄内また降るよりて黒田了助、大山格之助等と入城し黒田をして城地を收受せしむ

是月奥羽全く平定し諸道の官軍順次陣地を撤す隆盛また庄内を發し歸途に就く

十月中旬京師に凱旋し東北平定の狀を復命す是に於て大總督府參謀の任を解かる尋ぎて歸休を乞ふ之を許さる

二十三日後事を大久保小松等に委し歸國の途に就く

三十日軍勞を以て太刀料金三百兩を下賜せらる

十一月上旬鹿兒島に歸着す藩主父子より軍勞を賞せらる

是月日當山温泉に行く

明治二年己巳（西曆千八百六十九年）

四十三歳

鹿兒島に在り

正月十八日朝廷出京を命せらる之を辭す

二月上旬また日當山温泉に浴す

二十三日忠義來訪し藩政に參與せんことを促す隆盛大に感激し二十四日藩主に扈隨して歸麿す

二十五日參政を命せられ再び藩政に興る

四月朝廷賞典調査につき參謀在勤中の管轄諸隊兵の戦功調査方を命せらる

五月是より先榎本釜次郎武揚等函館に據り官軍に抗す隆盛應援兵を率ゐて再び征途に就く

二十日函館に着す榎本等已に降伏す

二十五日函館を發し歸途に就く

六月朔日東京に着す

十五日東京を發し歸國の途に就く

是月王政維新の功に依り賞典祿永世二千石を下賜せらる

七月十四日鹿兒島に歸着す

是月諸縣郡吉田温泉に赴く

九月正三位に叙せらる

是年賞典祿及び叙位を辭す聽されず

明治三年庚午（西曆千八百七十年）

四十四歳

鹿兒島に在り

正月十八日參政を辭す養俸百五十俵を給せらる更に藩政顧問を命ぜらる

二月五日山口藩の諸隊兵制改革を喜ばずして暴動を起すより形勢視察として山口

へ出張を命ぜらる七月大山巖中村桐野利秋村田新八等と出發す

十六日歸着し復命す

三月次男午次郎生る

四月賞典祿辭表を許容せらる

七月三日再び藩政に參與す

是月鹿兒島藩大參事に任せらる

八月福岡藩贖札事件に付同藩へ出張を命ぜらる

十月弟從道東京より歸來し興起を促す

十二月岩倉具視勅使と爲り大久保利通之に副し鹿兒島に來り久光及び隆盛の上京を促す久光疾を以て之を辭し隆盛のみ上京するに決す

明治四年辛未（西曆千八百七十一年）

四十五歳

鹿兒島に在り

正月三日乗船鹿兒島を發す

四日細島に於て勅使の一行に追及す

六日三田尻に上陸す木戸孝允等來り迎ふ

七日勅使に隨從して山口に抵る

八日大久保と木戸を訪ひ打合せをなす

九日大久保と勅使に謁し木戸と三人土佐に同行のことを請ふ之を許さる

十日大久保と木戸を訪ひ土佐行を告げ同意を求む木戸之を諾す同日大久保と毛利敬親父子に謁し朝權の確立を期する爲め薩長土三藩の聯合を説く

十三日山口を發し十六日大久保木戸三好重臣池上四郎等と同伴三田尻より乗船土佐に向ふ

十七日土州浦戸に上陸し直に高知に抵る

十九日大久保木戸等と土藩の板垣退助、福岡孝悌等に會見す

二十一日浦戸に至り乗船出帆す

二十二日神戸に着し同日大阪に抵る

二十七日神戸に行く

二十九日大久保、木戸、山縣有朋板垣等と同伴乗船し大阪を發す

二月朔日横濱に上陸し二日東京に着す

八日木戸板垣等と三條公を訪ひ薩長土三藩より兵隊徵集の事を議す

十三日參朝す兵隊徵集の爲め歸藩を命ぜらる

十五日東京を發し二十五日鹿兒島に歸着す

二十六日久光忠義に謁し朝命を述べ兵隊徵集の事を進言す

三月九日忠義上京に付隨行を命ぜらる

下旬忠義に隨行し常備兵四大隊を率ゐて鹿兒島を發す

四月中旬東京に着し市ヶ谷舊尾州藩邸に兵營を置き爾後營内に起臥す

五月和歌山藩大參事津田出を訪問し國政に附意見を聞く

六月朔日大久保を訪ひ政令を一途に出でしむる爲め木戸を政府の首位に立たしめん事を説く大久保之に賛す

十三日大久保を訪ひ木戸推選のこと板垣山縣井上等同意の旨を告ぐ

二十三日大久保來訪し木戸肯せざるを以て木戸と共に首位に立たんことを勸む之を諾す

二十五日木戸と共に參議に任せらる
七月三日大久保を訪ひ熊本藩建議のことに附議す
五日制度議員権限の相定を請ふ
八日大久保を訪ひ廢藩置縣のことに附議す
九日大久保山縣井上等等と木戸の邸に會し廢藩置縣の事を議す
十日大久保を訪ひ政體のことに附議す
十一日大久保山縣等來訪す
十二日大久保木戸と參朝し廢藩のことに附議す
十三日參朝す朝議明日を以て廢藩置縣を發表することに決す
十八日三條實美來訪す由利公正東京府知事登庸の事を談す
八月朔日大久保と津田を訪ひ國政を談す
九月十二日大久保を訪ひ歐洲使節のこと井上承諾の旨を告ぐ
十月十七日大久保の留守中大藏省事務所監督のことを承諾す

十一月岩倉遣歐大使の一行を横濱に送る
是年宮政軍制の改革及び警察制度の事に附盡力す

明治五年壬申（西曆千八百七十二年）

四十六歲

東京に在り

正月元日參内し皇后陛下に拜謁して賀詞を申す
二十四日參内し御學問所に召され西洋料理を賜ふ
二十七日參内し御學問所に召され西洋料理を賜ふ
二月警官増員の事に附盡力す
五月二十三日御巡幸に供奉して東京を發す
六月二十二日車駕鹿兒島に至る
七月初旬御還幸に先だち歸京す
十九日陸軍元帥に任せられ近衛都督を兼ね
二十九日陸軍元帥兼參議に任せらる

八月板垣退助と議し清韓の地形風俗民力等視察の爲め陸軍中佐北村重頼同少佐別府晋介を韓國に池上四郎、武市熊吉、彭城中平を滿洲に遣す
十一月休暇を得て歸省す

明治六年癸酉（西曆千八百七十三年）

四十七歳

鹿兒島に在り

三月外務卿副島種臣清國に行かんとし鹿兒島に來り隆盛を訪ふ

是月東京に還る

五月十日陸軍大將兼參議に任せらる

是月大久保岩倉大使一行に先だちて歐洲より歸國す隆盛屢々大久保を訪ひ韓國問題につき談論す

七月韓國問題につき閣議あり隆盛使節を差遣すべきを以てし自ら使節の任に當らんと言ふ

是月陛下親しく韓國の事を御尋問あらせらる隆盛謹で奉答す

八月三日臺灣處分のことを三條太政大臣に促し且遣韓大使たらんことを請ふ

十四日大使問題を解決せんことを板垣退助に促す

十六日太政大臣を訪ひ大使問題に對する決心を促す

十七日大使問題に附盡力せんことを更に板垣に依頼す

同日閣議隆盛を遣韓大使と爲すに決す

十八日三條太政大臣の邸に至り大使御裁可の内命を受け歸途板垣を訪ふ

是月疾あり特に陛下の思召により獨醫の診察を受く

九月岩倉遣歐大使の一行歸朝す隆盛よりて速に閣議を開き韓國問題を決定せんことを三條太政大臣に促す

十月十一日三條太政大臣閣議の期日を通達す隆盛よりて更に書を呈し決心の在る所を吐露す

十三日三條太政大臣の邸に至り内政の事に附岩倉右大臣と論議す

十四日岩倉邸に至る岩倉閣議に缺席せんことを求む隆盛肯せず同伴して登閣し板垣

副島江藤等と大に對韓の策を岩倉等に論説す

十五日閣議遂に隆盛の意見を容るゝに決す

十七日閣議に列し速に勅裁を得られんことを三條に促す

是日出使始末書を草して三條に提出す

同夜三條の召に依り其邸に至る三條岩倉の意志を告ぐ隆盛固く執て動かす議曉に及ぶ

十八日三條俄に發病し人事不省に陥るよりて二十日岩倉代りて大政を署理すべき勅令あり

二十二日隆盛板垣、副島、江藤等と岩倉の邸に至り遣使の勅裁を請はんことを促す

岩倉強辯屈せず隆盛等遂に事の爲す可らざるを知り斷然袂を拂つて其邸を辭す

二十三日正三位陸軍大將兼參議近衛都督を辭するの表を上る

二十四日岩倉韓國問題につき意見を上奏す上岩倉の説を嘉納あらせらる岩倉よりて之を隆盛等に通達す

同日小梅村越後屋の別荘に退隱す

二十五日參議近衛都督を免せられ陸軍大將故の如くたるべく旨の御沙汰を受く

二十八日東京を發し歸國す

十一月十日鹿兒島に着し武村の草廬に入る

十二月下旬山川村鰻の湯に行く

是年三男西三生る

明治七年甲戌（西曆千八百七十四年）

四十八歳

山川鰻の湯に在り

一月江藤新平來訪す

二月下旬鹿兒島に歸る

八月踊温泉に行く

十二月日當山温泉に行く

是年賞典祿を以て私學校を設置し専ら道義義務の二ヶ條を趣意とし青年を訓育す

是年三弟從道臺灣征討の都督と爲り出征に際し人を鹿兒島に使し募兵を依頼す隆盛三百人を徵集して遣る

明治八年乙亥（西曆千八百七十五年）

四十九歳

日當山温泉に在り

是年三條實美興起を促す隆盛應せず

是年私費を以て私學校生木尾日高救仁郷の三人を佛國に留學せしむ

明治九年丙子（西曆千八百七十六年）

五十歳

鹿兒島に在り

四月大山巖普佛觀戰の途に就かんとし同伴を勸む隆盛應せず

七月有村温泉に行く

十二月大山巖歸省し再び政府の要路に立たんことを勸告す隆盛また應せず

明治十年丁丑（西曆千八百七十七年）

五十一歳

鹿兒島に在り

是月大隅高山方面に獵す私學校黨造船所の彈藥を掠奪す

二月上旬四弟小兵衛出獵地に急行し鹿兒島の急を報じ歸宅を促す隆盛大に歎息し共に歸麿す桐野利秋、篠原國幹等來訪し政府陰謀の事實を告げ舉兵を促す隆盛遂に之に従ひ私學黨を率ゐて東上し政府の罪を問ふに決す

七日鹿兒島縣令大山綱良を招き決議の旨を告ぐ

十二日陸軍大將の資格を以て桐野、篠原兩少將と連署して正式の届書を大山縣令に提出す

十三日大山縣令之を政府及各府縣各鎮臺に報ず

同日東上部隊七大隊を編制す

十四日より各隊出發す

十七日桐野、村田等と共に二大隊及砲隊を率ゐて鹿兒島を發し大口街道より肥後に向ふ

二十一日川尻に至る先鋒隊已に官軍と衝突す同日桐野、篠原、村田、池上、永山等の諸

向ふ

年譜

隊長を集め戦略を議す

二十二日代繼宮に至る同日各隊進撃し熊本城を攻圍す

二十五日官位を褫奪せらる

二十七日四弟小兵衛高瀬に於て戦死す

是月熊本に入り二本木に本營を置く

三月四日篠原國幹田原坂に戦死の報に接す

二十日田原坂の險壘遂に官軍の手に歸するの報に接す

四月十三日諸隊利あらず二本木の本營を徹し後退して木山に本營を移す

二十一日本營を矢部濱町に移し桐野、村田等を會し爾後の戦略を議す乃ち人吉に後

退し機を見て攻勢に轉するに決し二十二日村田、池上、別府等と兵二千餘を率ゐて

矢部を發し椎葉越を経て人吉に着す

五月形勢利あらず二十九日人吉を去て宮崎に赴く

七月三十日佐土原廣瀬に轉じ是日高鍋に退却す

八月二日更に延岡に移り尋ぎて熊田に轉す

十四日和田峠に至り諸隊を指揮す

十五日永井村に據る官軍來り包圍すよりて諸隊長を會し包圍突破の議を決す

十七日決死の士五百餘人を率ゐて可愛嶽の險を突破し長驅して鹿兒島に向ふ九月朔

日鹿兒島に入る士民大に喜び東奔西馳官軍の彈藥を奪ひ之を薩軍に與へ爲に士氣大に振ふ

六日より十日迄城山野村某宅後の土窟に居る十日馬乘馬場の鹿柴に移る十三日再び

野村宅後の土窟に歸る十九日新に一洞を堀り之に移る

二十二日河野主一郎、山野田一輔の兩人官軍に使せんと乞ふ隆盛其自由に委す

同日河野等を官軍に使せし事由を各隊に告げ決死の覺悟を促す

二十三日各隊長を營中に會し最後の宴を催す

二十四日拂曉官軍一齊に城山に突入す隆盛部下を督し輿に乗じて奮進せしが會々敵彈を股部と腹部に負ひ遂に別府晋介をして首を斬らしむ桐野村田等も皆自刃し城山

陷落す

明治二十二年二月十一日正三位を追贈せらる
明治三十五年六月嗣子寅太郎を華族に列し侯爵を授けらる

系圖

○九兵衛 菊池武光ノ後裔
元祿中始メニ島津家ニ仕フ 龍右衛門 九兵衛ヨリ八代ノ孫

吉兵衛 始メ九郎ト稱ス
勘定方小頭

彦八 大山家ヲ嗣ケ

吉之助 隆盛 贈正三位
母ハ椎原氏政子

お琴 市來六左衛門ニ嫁ス

吉次郎 隆廣 番兵ニ番隊監軍
戌辰之役越後ニ於テ戰死ス

お高 三原傳左衛門ニ嫁ス

お安 大山成美ニ嫁ス

信吾 始龍庵ト稱ス從道
故元帥海軍大將侯爵

小兵衛 十年ノ役高瀬ニ於テ戰死ス

成美 故埼玉縣參事

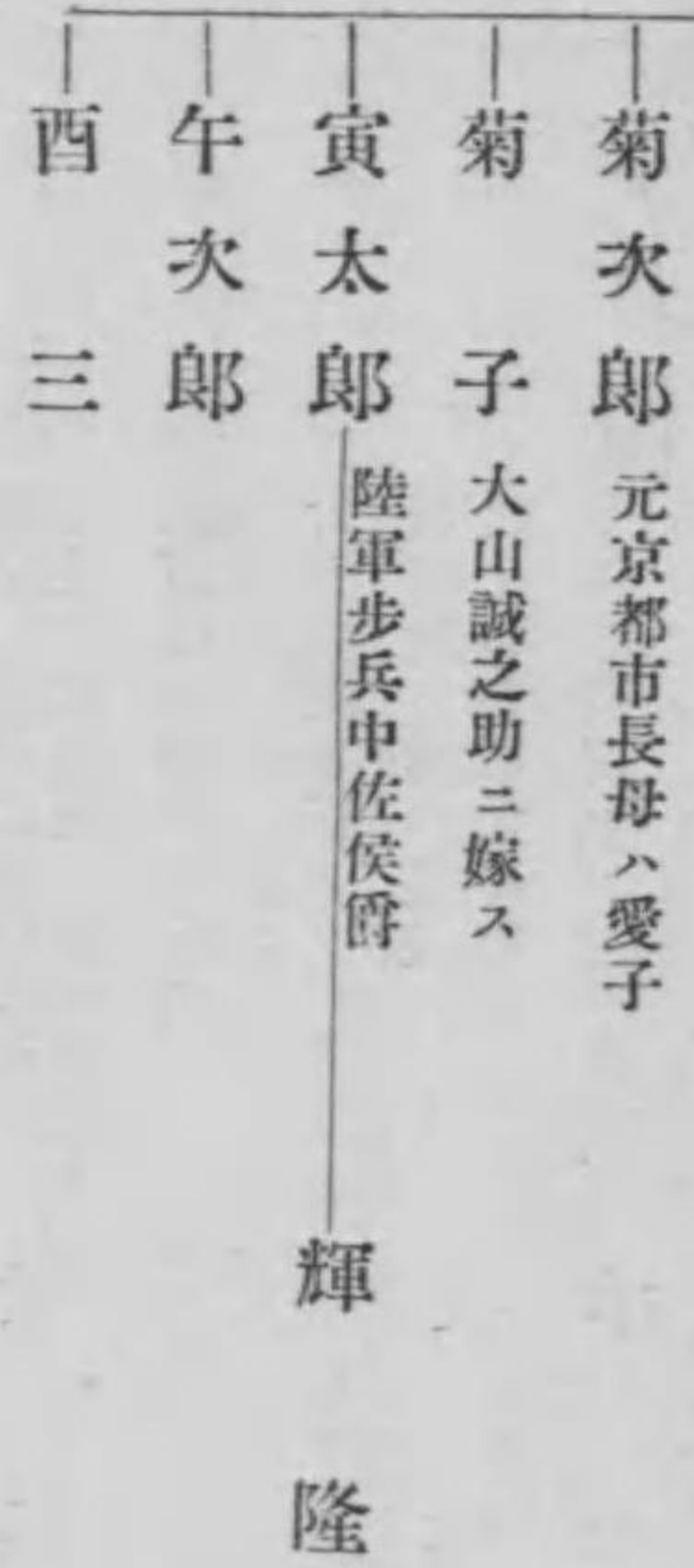
巖 元帥陸軍大將公爵

誠之助

隆準 故式部官

從德 陸軍歩兵少佐侯爵

幸吉



書翰

福島矢三太に贈る書 (安政元年八月二日)

尙々御賢父様御元氣之筈宜しく御傳へ可被下候

秋冷相催候處愈以御壯剛奉慶賀候隨而小弟にも無異罷在當分は宿替にて獨居いたし間
 間夢中には貴丈に御逢申上候偕大變到來仕誠に紅涙にまみれ心氣絶々に罷成悲憤の情
 御察可被下候もうは御聞及の筈と奉存候先々月晦日より太守様俄に御病氣不一と通御
 煩大小用さへ御床之内にて御寝も不被爲成先年の御煩の様に相成模様にて至極御世話
 被遊候儀に御座候若殿様には去廿三日晝九ツ時より御瀉しにて晝の内十二度夜二十五
 度位の儀にて八ツ時分終に御卒去被遊候段我々式は翌朝承候位にて残念如何とも申様
 のあるものにて無御座候思へば々々々髪冠を突き候太守様にも至極に御氣張り被遊候
 御様子と被伺申候又此上御煩重候ては誠に暗の世の中に罷成儀と只身の置處を不知候

只今致方無御座目黒の不動へ參詣致命に替て祈願をこらし晝夜祈入事に御座候熟思慮仕候處いづれなり奸女をたをし候外無望時と伺居申候御存の通り身命なき下拙に御座候へば死する事は塵埃の如く明日を頼まぬ儀に御座候間いづれなり死の妙所を得て天に飛揚致御國家の災難を除き申度儀と堪兼候處より相考居候儀に御座候心中御察可被下候實に紙上に向て此若殿様の御儀申述難く筆より先に涙にくれ細事に不能及候眼前奉拜候故尙更難忍只生きて在るうちの難儀さ却て生を怨み候胸に相成憤怒にこかされ申候恐惶謹言

八月二日

西郷善兵衛

福島矢三太様

【按】安政元年三月隆盛藩主齋彬に扈隨して始めて江戸に出づ是年六月齋彬疾あり未だ愈へず八月二十四日世嗣虎壽丸突然天す此書即ち藩主の病狀と世嗣の夭亡とを在國の親友福島矢三太に報じたるなり是より先齋彬屢男子出生するも皆夭亡するを以て之れ藩の權臣輩か奥向の婦女等と結托し呪咀或は毒殺するものなりとの風説あり隆盛深く之を信じ悲憤の情に堪へず死を以て奸女輩を斃さんと決心したるなり

樺山三圓に贈る書

(安政二年六月)

前略今日は越前藩矢島錦助と申人の所に津田原田同道にて差越候筈にて追々定日を立て毎月出會の賦に御坐候皆々水府與にて面白次第に御坐候貴丈杯御出府中に御座候はば御同伴可仕候へども残念の至に御座候越前の事共承申候處誠に羨敷次第いづれ君臣合體不仕候ては何も行れ不申頓と水戸老公の御初政の模様は相伺はれ申候 下略

西郷吉兵衛

樺山三圓様

【按】安政二年隆盛江戸に在り水戸越前肥後柳川藩士等と交を結び時々會合して大に國事を談ず此書之を當時在國の樺山に報じたるなり矢島錦助は越前藩の儒者、津田は山三郎肥後藩士、原田は八兵衛水戸藩士樺山三圓名は資之薩藩士

大山正圓に贈る書

(安政二年夏)

酷暑例より凌兼候へ共彌以御壯剛珍重奉存候隨而小弟無異延光乍憚御安慮可被下候扱

君公益御機嫌能被遊御座恐悅御儀奉存候先日は日下部伊三次御召抱に相成誠に難有大に力を得彼是教示を受候儀に御座候水戸に被罷在日に、四度幕府の捕れに付んとする事五度かく大難に處し候人物にて彼是事に老練忠義の者に相違無御座候當分は一向差はまり粉骨碎身可致との事にて早速より相働れ候次第實に大幸御悅可被下候將又豊一條當暮迄之内には○打落候儀と慥に見留御座候間巨々細々御納意可被下候其外、御報知偏に奉願候右暑中御伺旁奉得御意候恐々謹言

西郷吉兵衛

大山正圓様

【按】此書安政二年の夏日下部召抱の事を報じたるなり日下部の家は元薩藩士なりしが祖父の代に故ありて水戸藩に仕ふ伊三次は前名を宮崎復太郎と稱し曩に藩主徳川齊昭の謹慎を命ぜらるゝや冤を雪がんとし江戸に出で大に奔走する處あり後幕府の勘定奉行川路左衛門尉の家に寄寓す安政二年川路日下部の乞を以て薩藩に復歸せんことを藤田東湖に倚り齊昭に請ふ齊昭よりて之を齊彬に傳ふ是に於て遂に復歸するに至る豊一條云々隆盛等家老島津豊後を権臣の巨魁と目し之を除かんとしたるなり大山正圓は大山格之助綱良の前名

樺山三圓に贈る書 (安政二年八月三日)

殘暑甚敷御座候處御家内中様無御痛愈以て御安康之筈奉欣喜候隨而小弟無異罷在申候間乍懼御安意可被下候扱御幼君御一周忌迄生ながらへ貴公抔直接に顔前奉拜候人に無御座候ては其節の御苦さも不相分只無暴之所行に見られ候半相咄人さへ無之中々忍兼候次第御想像可被下候盆前より暑邪に當られ頓と痢病様にて五十度計も瀉し候へ共もうは本服仕候宿許抔え申遣程之儀も無之出仕候間左様御思召可被下候廿三日は御靈前え參詣候處頓と頭も上り不申足も歩まれず病後押て參詣仕尙更之事に御座候いづれ當時の急務御子様御出生の儀何よりの事に御座候間何卒俊齋抔被仰談日新公大中公え御至誠を以御誕生被遊候處御誠願被成下度神靈もなか忠心を無になし被申間敷と被相考申候間偏に奉合掌候

一御存之通原田八兵衛事具足製造之賦にて取合申候間何卒御氣寄を以被仰談野牛之皮三枚計御見出し大廻船より御上せ被下度御願申上候送飛脚も當暮迄に到着不申候此旨兼而奉得御意候恐々謹言

八月三日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

【按】安政二年八月隆盛亡世嗣の一周忌に會し病を押して墓參し悲歎の情に堪へず即ち書を樺山に贈り世嗣の出生を祖宗に祈願せんことを依頼したるなり日新公は島津家中興の英主忠良、大中公は其子貴久の諱名なり俊齋は海江田信義の前名

樺山三圓に贈る書 (安政二年八月二十日)

芳翰恭拜誦酷暑之候無御痛御安康之由珍重此事に御座候隨而小弟にも無異議延光いたし居候間乍憚御安意可被下候扱四方の大儒幕府より御召に相成會澤も出府被致候いまだ面會不致候得共奇妙に望を達候嬉敷次第に御座候貴兄にも御聞被成候はゞ嘸々御殘念之筈と奉存候越前の矢島錦助と申人靈嚴島の下屋敷學問所え被罷居至極閑所に而津田企に而柳川池邊藤左衛門原田月々兩度づゝ定日相定め朝より終日の會にて誠に面白先度共は貴兄の噂共津田仕出申候御遠察可被下候皆々水府與にて至極深密の談話に相及び雄會相催申候恐々謹言

八月二十日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

【按】當時幕府諸藩の儒者を江戸に召致す水戸の儒者會澤伯民(恒藏)また江戸に至る隆盛兼て會澤の人物を聞知し大に之を慕ふ其江戸に至るや未だ相見ざるに望を達すと稱して大に喜び之を樺山に報じたるなり

樺山三圓に贈る書 (安政二年十月四日)

寒氣相募候處彌以御壯榮奉珍賀候隨而小弟にも無異罷在候間乍憚御安意可被下候扱去る二日の大地震には誠に天下の大變にて水戸の兩田もゆひ打に被逢何共無申譯次第に御座候頓と此限にて何も申口は無御座候御遠察可被下候此旨荒々如此御座候恐々謹言追啓君公益御機嫌能澁谷御屋敷に被爲入上屋敷は逆も御住居出來させられ兼候次第に御座候

十月四日

西郷吉兵衛

樺山三圓様

【按】安政二年十月二日江戸大地震あり水戸の藤田東湖戸田忠敬之に死す隆盛前年始めて出府するや樺山等と屬

屢東湖忠敬を訪ひ其人物識見に推服し將來兩人に倚りて大に爲す所あらんと期せしが遂に不慮の災に罹り大に失望し之を樺山に報じたるなり

樺山三圓に贈る書 (安政三年十一月朔日)

暫は不得貴意候處彌以御安康珍重奉存候然ば別紙相届居候處不埒之至御座候津田狀は昨日相届申候將又御庭方茶家引替差上申候間宜敷御取計被下度奉合掌候德利並茶家申受共相成儀も御座候はゞ是以何卒御取計被下度櫻並日下部等へ相送り度此段とも御願申上候尙拜肩可奉厚謝候以上

十一月朔日

樺山三圓様 當用向

【按】別紙は逸す「茶家」は土瓶の方言なり「津田」は山三郎「櫻」は水戸藩士任藏「日下部」は伊三次を曰ふ

原田誠之助に贈る書 (安政四年七月二十九日)

御一別以來不奉伺御安否候處稍秋冷相催候御賢父様御始御一統様彌御安康可被成御座奉恐賀候其御地滞在候時は何廉御丁寧被成下御厚志何とも難謝殊に出立之節は重疊之御品御惠投被成下深く御禮申上候隨而私等無異議送光仕候間乍慮外御放念可被成候四ヶ年月故郷に罷歸候處親戚朋友抔大喜に御座候御遙察可被下候陳ば御兩殿様益御機嫌能可被遊御座恐悅之御儀奉存候次に寡君儀も着涯より不快に而先月迄は懸念いたし居候處最早快能成此三日項より用向も承り候様相成安堵仕候乍憚御安慮可被下候扱承知仕居候大坂大久保方に度々參候得共餘程繁多之由にて逢ひ不申一封相殘置候處自然相廻候半其後も大久保方より書狀參候處差廻たるとの趣相届候に付決而相届候儀と相考申候熊本津田方は一宿相調彼社中も一統無事之由に而一夜を明し談話相果不申名殘惜敷相別れ其節最早許詫の一條は御返事差上たる趣に御座候間是亦相達候儀と相考申候○京師にて寡君脇坂侯へ面會仕候處閣老中より被仰遣候越前様何程之事被仰立候ても決て御受取被成問敷との由にて如何の譯にて右等の事に御座候哉相尋候得共脇坂侯も御不審之由にて、申候との趣異舶之事に付ても色々御建白被爲在候に付御禮儀之

事共に而右様之時宜にも相及候歟一向相分不申候御賢慮可被下候○福山侯御死去之由何とも申難き次第天下國家之爲悲事に御座候空虚に乘じ弊國之奸物も勢を得候儀に而尙更可歎事共にて御省察可被下候何卒御跡之處英傑之御方被爲續候儀偏に奉渴望候○大山下着尊藩之御事共傳承仕、奉賀候儀に御座候阿登に付紙面を以寡君不申上候儀共も御座候間少しも無御遠慮被仰懸度御願申上候○下田異人難測申出候との俗説も御座候由如何之振合に成行候哉彌落入候歟琉地之方先づ靜謐に而當分船は入津仕候得共當年は全異船も不來由に御座候此段御厚禮旁右可申上如斯御座候大山即時出府仕候に付御直に御聞取可被下候右及延引無申譯仕合平に御海恕可被下候恐々謹言

七月二十九日

西郷吉兵衛

原田誠之助様

追啓上、別、不仕候に付、承け候

【按】原田誠之助は水戸藩士名は明善縁陰と號す藤田東湖の門人なり隆盛江戸に在るの時親交あり此書安政四年四月隆盛江戸より歸藩し七月出府せんとする大山正副に托して寄せたるなり書中「御兩殿様」とあるは水戸藩主

徳川齊昭父子を指し「寡君」とあるは齊彬を指す「大久保」は土浦藩士大久保要「津田」は山三郎を曰ふ隆盛歸藩の途兩士を訪問したるなり「京師にて寡君臨坂候へ而會仕候處」云々以下文意解しがたし「臨坂候」は臨坂淡路守「越前様」は松平慶永を曰ひ「福山侯」は老中阿部伊勢守を曰ふ阿部は齊彬と親交あり齊彬襲封の時も大に盡力し薩藩の権臣輩を陰に抑制し居たるを以て隆盛阿部の死に因り再び権臣輩の勢力を得んことを憂ひたるなり「阿登」とあるは米國使節ハリスの登城を曰ふ

橋本左内に贈る書 (安政四年十二月十四日)

芳翰辱拜誦仕候昨日は御來訪被成下候處御かまひ不申上失禮仕候御病氣も御快方の由御喜び申上候扱て兼て御話の橋公御行狀記御出來の由にて早速御届被下慥かに落手いたし候此旨乍略儀御請書如此御座候頓首

十二月十四日

西郷吉兵衛

橋本左内様

【按】橋本左内は越前藩士名は綱紀景岳と號す夙に藤田東湖等と交り活眼卓識を以て知らる安政二年十二月二十日橋本始めて隆盛を三田の藩邸に訪ひ國家の經綸を談論するや隆盛大に其人物識見に推服し翌日改めて橋本を水戸藩士原田八兵衛の曹舎に訪ひ刻頸の交を結び爾後共に國事に奔走す安政四年齊彬松平慶永等と將軍繼嗣

問題に盡力するや隆盛橋本と兩侯の志を體して大に朝暮の間に運動す此書其頃橋本より一橋慶喜の行狀記を送りたるに答書したるなり

有村雄助に贈る書 (安政五年正月三日)

改年之御吉慶不可休期目出度被成御超歲奉恐賀候隨而私事無異加年仕候間乍憚御安慮可被下候扱出立之砌は御祝被下別て難有御厚禮申上候右御祝迄可申上如此御座尙期永日之時候恐々謹言

正月三日

西郷吉兵衛

有村雄助様

參人々御中

【按】安政四年十二月隆盛藩主の命を奉じて鹿兒島を發し出府す此書其翌年に出したる年始狀なるべし有村雄介は海江田信義の弟有村治左衛門の兄なり萬延元年三月治左衛門等と櫻田事件に關係し治左衛門等が井伊大老襲撃の目的を達するや金子孫二郎等と京師に向ふ途中藩吏の爲に捕へられ鹿兒島に護送せられて自刃す

月照に贈る書 (安政五年八月十一日)

尙々有村儀は至而慥成者にて御座候間此書狀御覽被下候はゞ何卒柳馬場之鍵屋え御出會被下候而大封物御受取可被下候自分注進可申候間左様御承知可被下候

去二日早曉發足仕晝夜兼行差急申候處漸ながら七日晝時分弊廷に到着仕申候彌以無御障御勤王之筈奉恐賀候相隔候得ば尙更如何與餘計に案方仕候計に御座候扱御當地之御模様彌増奸勢逞敷尾藩に而は御付家老竹腰大奸物にて井水土與合符いたし君公を責込候時宣にて有志之者悉く遠け長谷川は御國元に投落され田宮は表え追出され候次第只只御一人與相成れ君公は現在搏せられ候姿に御座候水藩は今一つ嚴に相成老公駒込廷を御連枝並竹腰水土より水藩に入替て護衛いたし候様尤幕監察よりも右通に御相成候位にて既に八朔には珍事到來可仕模様にて水藩は物體決心いたし候様子に御座候由幕府より町奉行え被相達同心其外火消には指圖次第繰出候様との趣誠に危き事に御座候兩藩共に右通之譯に相成居廷中え入込候儀も不相調密々通候儀さへ難相叶残念とも何共難申次第之譯何卒宜敷陽明公に被仰上被下度奉合掌候いづれ不遠變を引候儀無相違兩藩共に憤激いたし居候間今通に而は相濟申間數何様御達相成候而も始終受返々々い

たし居何事も延引仕候付又々手強く相掛來には別條有御座間敷水藩は餘程人數も繰上
せ候由に御座候右に付而は天朝え手を出し候儀は迎も出來申間敷儀に御座候間必御安
慮可被下候いづれ成此上は兩條之違勅決然與相立被遊御確守被遊候儀當時的重の其
策與奉存候暫く其機を御見合之外無御座殘心之至に御座候

一内藤豊後守上京仕候由此人は伏見に而は至極民心を得有志之様に御座候得共東行後
は都而奸に與し正論之面を以京師之懷に這込情實を問扱趣向に御座候由必御油斷被
成間敷儀與奉存候

一井伊與間部勢甚敷其他之閑老は只其意に隨居候計に御座候

一大久保右近將監も油斷は不相成奸に入込候議と被思申候いまだ懺成咄は無御座候得
共心を置べき者に座候

一竹腰並水之家來を上せ事情探索に參候由

一老寡君儀當月二十六日當地發途之賦に御座候通伏之砌左府公より御直書を以當時不
容易御時節柄若哉異人等之騒も御座候はゞ兼而御力と被思召儀故舊交を不忘御助力

御頼被遊との趣御申込置被下度左候はゞ人數を繰出し守衛等之都合至而致安く御座
候間何卒宜敷御頼申上置候其儀においては決而御安慮被成下候様御序を以被仰上置
可被下候老寡君出立後に相成私にも都合仕候而又々上京仕可申候間尙又其節委敷御
談合可申上候に付左様思召可被下候

右之通之時宜にて返す々々も奉恐入儀に御座候得共實に無致方儀にて御存之通船を失
ひ唯孤島にたゞすみ候様如何ともしがたしヶ様成事にいたり尙更殘恨千萬之儀に御座
候此節は私無據身寄者差下候付品々右之始末申上候間宜敷御汲取可被下候大切成儀を
言を喰候場に相當無申譯次第に御座候いづれ御面上細大可申上候得共其内右之形行迄
申上越候自然左府公之御怒も可被爲在儀與恐入候得共不得止次第にて力に及び不申候
有村俊齋與申者に託し差上申候間御受取被下度右之者は何も委敷儀不相分候付其考に
て御受取可被下候此旨要事迄如此御座候恐々謹言

八月十一日

西郷吉兵衛

忍向様

追啓上滯在中には別而御懇志被成下厚奉謝候尤御序を以左府公之宜敷御願被仰上可被下是亦御願申上候

口上

此一封此まゝ御上げ下され候様願上り何も後刻參殿委曲可申上候早々めてたくかしく

忍向

むら岡様

【後】忍向は京都清水寺成就院の住職月照と稱す勤王の志厚く近衛家に入らせしを以て隆盛と相識り劍頭之交を結ぶ是より先井伊直弼の大老となるや勅許を經ずして米國との條約調印を專斷し加ふるに世論に反して將軍の繼嗣を紀州家より迎へ益々專横を極む是に於て勤王派の公卿及有志等は大に幕府の政策を憤慨し更に三家三卿及列藩をを集會し衆議を盡くして内外適當の處分を爲すべしとの議起り遂に勅書を水戸に下しまた親藩及薩長以下十三藩へも勅書の趣旨を傳達すべしと命ぜらる當時の勅書は日下部伊三次鶴岡幸吉の二人之を齎らして東下せしが其前隆盛は近衛忠熙の内命により勅書の寫を携へて江戸に至り尾張水戸兩家に内達せんとせしが當時幕府兩家に壓迫を加へしを以て勅書内達の目的を果すを得ずより隆盛は海江田信義をして勅書を一先づ京師に返納せしむ此書即ち江戸の情勢を報じ目的を果す能はざりしを謝したるなり書中「有村」「海江田」「大封物」は

勅書「井水土」「井伊大老」と紀州家の家老水野土佐守「長谷川」「惣藏」「田宮」は如雲君公は尾張藩主徳川慶恕「老公」は徳川齊昭「陽明公」は近衛忠熙「間部」は間部下總守「老寡君」は齊興「左府公」は近衛忠熙を云ふ老寡君云々齊興八月二十六日江戸を發し歸藩の途に就かんとす隆盛より齊興の伏見通過の際忠熙より禁闕守衛の兵を出すべき直書を下されんことを請ひたるなり此事前に既に家老鎌田出雲歸藩の際同じく近衛家より忍向を以て直書を賜ひたる事實あり蓋し隆盛深謀ありたるなり後の口上書は忍向隆盛の書を其儘忠熙に呈せんことを老女村岡に依頼したるなり

日下部伊三次 堀仲左衛門 贈る書 (安政五年九月十七日)

任幸便啓上仕候冷氣相募候得共彌以御安康可被御座奉恐賀候隨而小弟無異儀滯留仕居候間乍憚御安慮可被下候陳ば有馬君御着府にて御當地之事情委敷御聞取被下候半其後之處左之通に御座候

一月照一條より陽明家些御弱之御模様にて而苦心此事に御座候鷹右府公は小林へ鶉飼より餘程責掛候處案外御張込罷成大慶之儀に御座候就而は左府公御儀に付而は決而御案し被下間敷老公御一條實に苦心仕既に私え茂引拂候儀勿論原田才輔え御返事之趣いづれ幕府より之命を不受候而は迎も守衛之人數被差出兼候然し若哉之事に付而は

如何様共可被盡段被仰上候由是にて餘程御弱と存候儀に御座候由に候處豊家を拜謁迄仕掛置候處至極難有がり居候得共老公より御差止に相成計も皆崩頓と手を切候處今一振切て仕掛候處老公御聞通に相成御意當、御英斷被爲在江戸表出立相成候守衛人數大阪御屋敷へ被備候儀と相成表通之處追付幼君公御出府相成候間其内御供方人數も故障等も難計夫故被召止候筋にて大阪御留守居京都御留守居共えも委敷豊印より被相渡案外振はまり此上は十分之人數被繰出候場に相成陽明家え拜謁仕候而細事言上仕候様豊印より被相渡此上は彌御振はまり相成候様起而相願可申候に付決而相調可申候儀と奉存候尤書付を以も別に申上置候其上明日共は決而拜謁相叶可申候間益豊印引勧め候儀勿論老公之御望之處へ迄も御にほわせ相成得と御腹へすはり候様可宜敷被盡候間必御心配被下間敷候守衛人數何れも中途へ被差向早々着阪仕候儀御達にも相成誠に難有次第に御座候明日間閣着之趣に御座候間若哉暴發仕候はゞ直様義兵を擧可申左候はゞ土州土屋之兵は應じ可申尾張も同様と相考申候間間閣等之兵は柔弱故に打破可申左候はゞ彦根を乗落候様可仕候間其節は關東にて兵を合せ打崩

候様御責可被下候

- 一關東之模様有馬着之上は決て相替可申候間何卒雷發之向に御座候はゞ早々御知可被下候左様無御座候而は京師之御備にも相拘候て第一手當相成御國元え茂申遣人數繰登候様可致事に御座候
- 一有川方御取替金之儀は私方より直様返辨致置候に付御安心可被下候
- 一御國之儀は何事も表向仕掛候筋に相成至而仕合之事に御座候其外朝廷之御模様は杉浦より御聞取可被下省略仕候

九月十七日

西郷 吉兵衛

日下部 伊三次様
堀 仲左衛門様

【接】隆盛八月二十四日江戸を發し三十日京師に入る時に老中間部下總守將に上京して勤王派の志士を逮捕せんとす隆盛よりて藩兵を以て京師を守護し江戸の有志と東西應呼して義旗を擧げんことを計畫し有馬新七をして此事を江戸の有志に通ぜしむ此書隆盛江戸に在る日下部伊三次堀仲左衛門(後次郎伊地知貞馨と改む)に京師の事情を報じたるなり書中有馬は新七を云ふ月照一條云々是より先幕吏月照を捕へんとするを以て隆盛近衛家の囑により月照を伴ひ大阪の大久保要方に潜匿せしめしが其れより近衛家は幕府より疑はれ大に當惑したるを云

ふ鷹右府公云々水藩の京都留守居鶴岡吉左衛門内勅のことにつき鷹司家の諸大夫小林民部大輔をして政通を説かしたるを云ふ老公御一條云々齊興歸藩の途伏見に至るや前に隆盛より近衛家に依頼する所ありしを以て近衛家より家人原田才助をして禁闕守衛の兵を出すべき旨を齊興に傳へしめらる然るに齊興は幕府を慮りて之を肯せず隆盛大に之を憂ひ隨從の家老鳥津豊後を忠烈に調せしめんと乞ふ齊興又之を許さずより再び建議して江戸藩邸の守衛交代兵を大阪藩邸に留め外船渡來の變に備へんことを以てす齊興出府の供方人数の故障を補ふの名義を以て漸く之を諾したるなり「幼君公」は忠義を云ひ「豊家」は鳥津豊後を云ひ「間部」は間部閼老を云ふ

長岡監物に贈る書 (安政五年十二月十九日)

酷寒之砌御座候得共彌以御壯健可被成御座恐悅之御儀奉存候猶拜謁仕候節は旁々御懇志之段難有奉佩感厚御禮申上候著涯より色々混雜に取紛書狀も差上不申甚以不敬之至何卒御海恕可被成下候隨而私事土中之死骨にて不可忍儀を忍び罷在候次第早聞届被下候半天地に恥ヶ敷儀に御座候へ共今更に罷成候而は皇國之爲に暫く生を貪居候事に御座候御笑察可被成下候扱同藩堀仲左衛門と申者此節罷歸候處關東之事情承り誠に越候之御忠誠奉感服候就而は弊國之義如何にも残念之至に御座候得共都而瓦解仕逆も人数など差出候儀不相調候間同志之者共申合突出仕る外無御座決心仕居候仲左衛門には又

又出足仕候間何卒御逢被下度奉合掌候何も御直に御聞取被成下度省略仕候越藩橋本にも捕われ候由に御座候得共此度之儀に取り而は決而相崩れ不申段も申來候いづれ此機會を失ひ候而は實に本朝は是限と相考居り候仰願は天下之爲御伏藏なく堀え被仰被下度之而已奉祈居候此旨御厚禮旁奉捧愚札候恐惶謹言

十二月十九日

西郷三助

長岡監物様

御侍史

追啓此度罷下候處直様改名仕候様被申聞變名仕候又々幕より御用召申來候儀無相違御座候半其節は死亡之筋に被申切賦之由に御座候間此段も内々申上置候若哉御書共被成下候節は椎原與三次と申者私叔父にて御座候其方に差向け被下度是又奉願候

【按】長岡監物は肥後藩の家老夙に勤王家を以て有志の間に知らる隆盛安政四年十一月鹿兒島より東上するや途熊本に至り長岡を訪ふて時事を談ず此書堀仲左衛門を紹介したるなり是より先間部閼老の上京するや果して勤王志士の逮捕に着手すより隆盛は海江田信義と月照を伴ひ僅かに大阪を逃れて歸藩す(月照は跡より筑前藩士平野國臣と共に入藩す)然るに福岡の捕吏月照を迫窮し來るを以て藩廳隆盛をして月照を伴ひ日州路に向はしむ月照今は免れざるを知り即ち死を決し之を隆盛に告ぐ隆盛よりて相約する所あり十一月十五日夜月照平野

等を伴ひ乗船して日向に向ふ途十六日黎明大崎ヶ鼻沖に於て月照と相抱きて海に投ず平野等驚きて之を救助せしが月照は遂に死し隆盛は蘇生す藩廳よりて兩人を死せし者として幕府に届出て隆盛に命じて大島に渡航せしむ當時薩藩は齊彬の死後俗論黨島津豊後新納駿河等専ら國政を料理し幕府の鼻息を窺ひて只管社禮の安泰を欲するのみよりて隆盛の畫策せし京師出兵のことも行はれず藩内四分五裂するに至る是に於て大久保利通等少壯慷慨の志士は憤懣措く能はず脱藩して事を舉げんとし隆盛に勤め大島渡航を止め肥後に逃れ長岡に倚り時機を待つべきを以て隆盛肯せず只義舉の方策を教へ堀を長岡に紹介したるなり

大久保正助に贈る書 (安政六年正月二日)

大義之一舉に付御策略之趣幾度も承知仕候得共小生儀土中之死骨にて武運に拙く大義を後にいたし端島に身を逃候儀譬へば破軍之降卒にて御斷申上候儀に御座候得共數ならずも先君公之朝廷御尊奉之御志親く奉承知如何にもして天朝之御爲めに不可忍之儀も相忍び道の絶はて候迄は可盡之愚存に御座候間不顧汚顏拙考之儀も御返事申上候間必御觀察被下御用捨奉希候

一堀より肥藩之決心一左右到來云々

按ずるに彌々決心候ても越に一往之返事不承届候て事を舉候儀は決して仕間敷越と事

を合て操出可申儀と相考申候夫而已ならず筑因長之一左右も必ず見合可申儀と奉存候就ては事を舉之機會十分相調候はゞ兼々格護之事急に御突出奉願候其節遲疑仕候儀は忠義之人に無之候併機會を不見合候ては只々死を遂げさへいたし候へば忠臣と心得候儀甚以て惡敷御座候間是非御潜居被下處奉合掌候

一堀若や幕手に相掛候節盟中之憤激云々

按ずるに盟中之人難に相掛候迎無謀之大難を引出し候事有志之可爲儀に御座候哉大小之辨別を不分事と相考申候依、成程残念之至に御座候得共堀も何之爲に奔走仕候哉其心志を御取被下度死を決して天朝之御爲めに盡すに非ずや左候得ば其志を受續ことは盟中の盟たる大本と相考申候餘り理屈ケ間敷御座候得共楠公の正行を歸したるは子々孫々迄も朝廷の御爲めに忠義を遺したる彼の大親切後世迄も仰ぎ慕ふ所に候其節正行も共に戦死仕候て大孝子に御座候哉遺訓を守て忠義を盡し候所不論して明なり能々御勘考可被下候千騎が一騎に成候迄も我黨之忠節を盡し候所肝要に奉存候必ず、に不可移儀に御座候

一三藩へ暴命之云々

按ずるに三藩に暴命を發候はゞ彌破れ可申奉存候此上は死を賜ふの暴は有之間敷其節は必ず彼方よりも應援之儀可申遣候事速に候はゞ其儀も間に合兼候半歟乍併盟中の儀は三藩と死生を共に仕度儀に御座候如何とならば先君公右三藩と共に天下之大事を被爲談朝廷之御爲に盡させられ候御事に御座候間同じく決心仕度儀と奉存候三藩動立候はゞ共に動立可申儀と奉存候

一堂上方に恐多も難を奉掛候節云々

按ずるに堂上方へ手を掛け候はゞ定て勤王之諸藩空見して罷在申間敷候間必ず疎忽に動立不申諸藩と合體いたし候て是非共御難を奉救儀肝要と奉存候憤激之餘りに事を急ぎ候ては益御難可奉重候間能々御考可被下儀と奉存候

一陽明殿に添書之儀間々御評議も有之候儀にて若や吟味不届候て異議共に相成候ては却て不宜儀に御座候間伊地知に考付候處得と相咄置候間御談合可被下候、之儀同斷申置候間左様御納得可被下候

一諸藩之有志見當に相成候人云々

水戸

武田修理

安島彌次郎

越前

橋本左内

中根靱負

肥後

長岡監物

長州

増田彈正

土浦

大久保要

尾張

田宮彌太郎

右之外御意見之趣難有感服仕候必煩案被下間敷奉願候頓首

正月二日夜認

源吾拜

正助様

【按】隆盛安政五年十二月三十日鹿兒島を出帆し大島に向ふ途山川に寄港碇泊中大久保利通に答書して義舉につき方策を書き與へたるなり源吾は隆盛の變名正助は大久保の前名なり

税所喜三左衛門に贈る書 (安政六年二月十三日)
大久保正助

尙々着島より三拾日も相成候得共一日晴天と申す日は無御座雨勝に御座候一體雨はしげき所之由に候得共誠にひどいものに御座候島之よめしよたちうつくしき事京大阪杯がかなふ丈に無御座垢のけしよ一寸計手の甲より先はぐみをつきあらよふ

一正助様に申上候矢三太如何之鹽梅に御座候哉手紙に而も殘置合に御座候得共却而氣掛與相考態與殘し不申候今に考候得者夜に而も卒度參逢置筈ちやつたと殘懷之至に御座候益衰候半能き模様も御座候はゞ宜敷御傳置可被下候餘り無情之事に御座候得共私に茂逢事は實は出來不申候儀に御座候

芳翰辱拜誦仕候彌以御兩兄御安康被成御座候段奉恐賀候陳者小弟無異儀勝たる順風に而一夜込に翌日晝時分には大島龍郷村與申所に(假屋元より五里計)に安着仕當分も右場所に罷在申候島役よりこゝに罷居如何可有之候儀却而可然との吟味にて有之候段申來候故決而望は無之邊鄙之處別而大幸安樂に過候誠にけとふ人には込入申候矢張はぶ性にて食取ふ與申念計乍然至極御丁寧成儀にてとふからしの下肴の鹽梅にて痛入次第に御座候憚乍御休意可被下候扱出帆之節は旁御懇情尊兄には何歎御世話成上別而難有御厚禮申上候誰も咄相手も無之種子島誠助兩度參り寛々罷在候重野兩三日參居候位にて島人の子三人程是非と申事にて相受取居申候皆十計にて何も役には立不申朝暮之飯は自分にいたし候得共何も苦も無之心配するやうな事も無之何方におひても苛政之行

れ候儀苦心之至に御座候當島之躰誠不忍次第に御座候松前之蝦夷人捌よりはまた甚敷御座候次第苦中之苦實に是程丈けは有之間敷と相考居候處驚入次第に御座候

一肥藩之議論偏固之事と被相考申候横井を嫌ひ候ば可笑な事にては有之間敷哉何分天下之時體一二年はゆれ申候歟殘心之至に御座候決して我藩より事を擧候儀は出來不申時運を相待外無之御座候只々京師之方伏拜尙更忘成り不申候

一正助様より鉛御惠投別而難有鬱々として罷在候間只獨にて鐵砲打共いたし間には小鳥打等にて狩なと被誘參候處誠に難場雲を見申候纔計鉛持參仕居候處頓と引切居候別て難有御厚禮申上候頓と島中拂底にて大之凶年砂糖ほ出來不申百姓共難儀之様子に御座候夫故飛船被差立候由承り候間早々ながら荒々如此御座候尙追便御厚禮可申上候恐々謹言

二月十三日

菊池源吾

税所喜三左衛門様
大久保正助様

追啓上吉井有村へは別紙認兼候間宜敷御傳可被下候後便細事可遣候

【按】隆盛正月十二日大島に着し龍郷村龍佐民の家に寓す此書着島後の動靜及島の事狀等を報じたるなり税所喜三左衛門は故子爵税所篤の前名隆盛幼時より親交ありし人なり書中矢三太は福島矢三太を云ひ重野は故文學博士重野安釋を云ふ重野は當時罪ありて謫居中なりしなり追啓の吉井有村は吉井友實海江田信義を云ふ

吉田七郎に贈る書 (安政六年四月二十一日)

霖雨難凌御座候得共彌以御安康可被成御座珍重之至に奉存候然ば先達て參樓仕候砌は多人數にて別て難有御厚禮申上候誠に土産迄頂戴仕重々御禮申上候偕卑生潜居之始末御願申上置候處御達之趣承申候處家米被下候一條は相定候向にて御座候得共些と相違之譯も有之歟に奉存候間乍不成合左之通御尋申上候

一是迄龍郷に守衛方杯被罷在候節は家米被成下候へ者鍋半釜等之類は家之亭主より入付候仕來の由にて其振合を以て相達向にて鍋半釜等は御物申下米之内より家の亭主に申受候節に吟味仕候由に御座候如何様相成候ても卑生におひては事欠き不申候へ者相濟儀に御座候得共家の亭主に餘計の迷惑相掛候儀不本意の至に御座候間其儀は

先以て見合置吳候様申置候左候へば鹿兒島へ申遣置候付其内は今成にて相濟せ可申考に御座候間左様御思召可被下候

一薪之儀何様共承知不仕との事に御座候間是又御達相成候處奉願候是迄居候儀にも御座候間早速より入付之事にいたし度く候に付御願申上候

一油鹽類之儀は決て申出候事は不仕候間左様御思召可被下候

一丹荷一荷は役所に不用のもの有之由にて入付相成申候夫許りにて御座候

右之件々何卒御吟味次第卑生より何様成共申上候譯は無御座候間御書付を以當方役所に御達被成下度御願申上候左候て餘り申上兼候へ共先日御口先にも承知仕居候間遠島人同様にはいたし間敷と一口御達被成下度同様^にいたされたまり兼候儀多々候故漸く腹を据へ候事に御座候右様の事迄申上候儀恐入候譯に御座候へ共何卒御高察可被成下候

一龍郷には逆も居られさる所に御座候只物數奇計にても無之旁のし不申候而已有之込入候存念如何共止不申候間何卒追而場所替御願申上候様可仕候間左様御納得可被成

下候

乍末筆先日蠟燭御願申上候處過分に御惠投被成下別て難有御厚禮申上候是以て少々餘計も有之候處諸方より被申越候て無據差遣候自由之儀早速申上候て難有御厚禮申上候

右之通御自由之儀以參御願可申上筈に御座候得共濕氣にて鹽物相絶ち候てキケンボウ服用仕候處頓と元氣相衰へ臥居候位に御座候間乍略儀以書中奉願上候追て拜面之上御厚禮可申上候恐惶謹言

四月二十一日

菊池源吾

吉田七郎様

【按】此書調居中の取扱ひ振り及米鹽雜具等の給與方法に關し島役吉田七郎に希望を述べたるなり丹荷は桶の方言なり「のし不申」は忍び得ずと云ふ義なり

大久保正助等に贈る書

(萬延元年二月二十八日)

永久丸惠泰丸順惠丸三便之芳翰難有拜見仕候御同盟中様彌以御安康被成御座候由奉雀躍候隨而野生無異消光仕候間乍憚御安意可被下候陳者天下之形勢漸々衰弱之體實に慨歎之至に御座候橋本迄死刑に逢候儀案外悲憤千萬難堪時世に御座候堀にも些目角相立候様子殘恨之儀に御座候此先生江戸相逃候而は何の策も出來兼候半願くは此一ヶ年之間豚同様に而罷在候故何卒姿を替走出度一日三秋に而御呼返之期相待居候處益夜深く罷成尙々恨を失し候時宜に而野生罷登候而又々何様の肝癪差起候も難計幸孤島に流罪中之事故黙止候様と之猶豫不斷之輩吟味相付候半歟と苦察いたし居候儀に御座候○先生方御國事は勿論朝廷之大難を御建白之處餘程御忠誠を被察候儀實に感心之至爲天下國家難有次第に御座候然處不容易御直書迄之一條夢々如斯時宜に及申間敷と考居候處何とも難有御事只々此死骨さへ落涙仕候儀に御座候畢竟諸君之御精忠感應と飛揚仕候次第に御座候御國家の柱石に相成れとの御文言奉恐入候事に御座候御請書に付而野生名前迄御書上被成下候義過分至極痛入候譯に御座候○到は何より以難有御儀に者主上確乎被爲涉候との御事何とも難申本朝之大幸と奉仰候御事に御座候○御陣所を引候始

末表に弱を顯し候姿にて勃興之機相見得候事歟一向見留難付と奉存候御正義之諸侯も必氣を奪候半と遙察いたし居申候○野生御呼返し無之儀は何方に被拒候哉殘情此事に御座候早捨切居候命爲何生ながれ候哉息之有限は微忠を奉獻に心體計にてかく罷在候事に御座候間是非何様之義有之候共只々忙然と變を待可申哉罷歸さへ仕候得者彌事を起可申候間其見込を以一日なりとも引延し候策歟何分御知らせ可被下候○大正師氣之毒千萬之事に御座候

右之通荒々御報迄如此御座候恐々謹言

二月廿八日

菊地源吉

大稅有吉様

御直書拜讀仕候て

思ひ立君が引手のかふら矢はひと筋にのみいるぞかしこき一筋にいてふ弦のひびきにてきえぬる身をもよひさましつゝ

尙々周公旦之御忠膽實に奉感佩候將又波平御刀一條正々堂々の御建議御尤千萬に御座

候得共夫を只今取て返し候儀名分上より見る時は必ず殘恨之御次第可止譯に無御座候得共是は先づ其通にて幕え阿從之姿を以本道之御忠略奉願候儀に御座候夫をなせと申せば國奸より幕奸え箇様々々と申込候而夫より色々讒を構へ候節は大害を引出し可申候間隠然として此御耻を義舉を以て被取返候御謀略奉願候此ぶた不入儀に御座候得共考之儘申上候○南島にも大和流行病流行にて死亡多く野生も此節は被相打四五日は相苦候得共無程全快當分は先づ静り候向に御座候

追啓上皆々様色々御丁寧之御品々御惠投被成下誠に難有仕合に御厚禮申上候○永樂丸儀は琉球に於て破船にて御座候由○肥永岡大人死去之段津田書面にも細々實悲儀之仕合個様之衰微之世上人傑悉なくなり候儀可歎可悲

【按】此書大久保利通(正助)、税所篤(喜三左衛門)、海江田信義(有村俊齋)、吉井友實(仲助)の四人に贈りたるなり隆盛謫居中大久保等より時々天下の形勢を報じ来る毎に悲憤憂悶の情に堪へず一日も早く自由の身となりて國難に當らんと念勃々たりしなり橋本は橋本左内を云ひ堀は堀仲左衛門を云ふ御直書の一條とは當時大久保等同志と共に脱藩して義舉せんとするや藩主忠義の耳に入り誠忠士の面々へとて諭告書を賜ふ大久保等感激して其舉を止め連名の血判を以て請書を呈出す其際隆盛も志を同じうしたるを以てし其請書に隆盛の姓名を

も加へ其旨を報せしを以て隆盛藩主の意中を知り大に喜び之を謝したるなり大正師云々は大山正圓安政の大獄に永押込に處せられしを云ふ周公旦は久光を周公に比したる隱語なり波平御刀一條云々齊彬在世中近衛家を通じて御劔を獻納せんことを奏請し主上大に嘉納あらせられしが會々齊彬死せしにより齊興藩士野村助七をして劔を携へ上京せしむ然るに齊興もまた死せしより島津豊後等之を好機とし御劔獻納は徒に幕府の嫌疑を受け藩の社稷を危くするものなりとて野村に命じ獻上を辭し劔を携へて歸藩せしむ大久保等之を聞き大に憤激し藩廳に建言して速に御劔を獻納せられんことを以てし之を隆盛に報ず隆盛乃ち表向きより正々堂々と禁廷に接近するは却て幕府の猜忌を招き不良の結果を生ずべしとの意見を述べたるなり永岡大人は長岡監物を云ふ

木場傳内に贈る書 (文久二年)

當月十一日付之御懇札同廿三日朝相屆難有拜讀仕候實に御馴々敷線返し卷返し候私斯く罷成候形行は決して不申上考に御座候得共如何様之御疑惑も難計御安心成兼候事と無據委細申上候間御一覽後丙丁童子に御與へ可被下候島元より相考候よりは雲泥之違ひにて御府内都て割據之勢に相成居頓と致し様無之模様故暫くの間觀察仕候處當時之形勢少年國柄を弄し候姿にて事々物々無暗な事而已出候て政府は勿論諸官府一同疑惑いたし爲處を不知勢に成立ちケ様之事は是て引結び此處で成るものといふ事は全く不

知志は能く向候ても所置に至て疎く俗人之笑ふ事多く君子之賦に候得共爲す處至て賤敷手而已相見得君子之所行に無之候所謂誠忠派と唱候人々は是迄屈し居候ものゝ仲候て只上氣に相成先づ一口に申さば世之中に酔ひ候鹽梅逆上いたし候模様にて口に勤王とさへ唱へ候へば忠良のものゝ心得さらば勤王は當時如何之處に手を付て勤王に罷成候哉其道筋を問詰候得者譯も分らぬ事にて國家之大體さへケ様のものと明めも不出來日本之大體はことといふ事も全存知無之幕之形勢も不存諸國之事情も更に辨へ無之そうして天下之事を盡そうとは實に目暗蛇をぢすにて仕方もない儀に御座候然處小弟儀順聖公之被召仕候との趣世間に相響居此ものか歸りたら決して事柄も變ろふとあてに相成候鹽梅にてもふは博奕も打たれ候向に無之是が幸中の不幸に御座候餘り高く直段を付られ込り切たる事に成立候

泉公御參府に付御大策と申儀有之是は三四輩之處にて極秘密之事にして有之候由然處着涯小松家へ會し候様承り大久保同伴參候處中山向之介參會有之四人會席にて御大策之趣承候處此節は京師迄にて一橋越前御後見御政事御相談役と申勅御申下之御事と承

候付委敷承候處頓と返答さへ出來兼隨分之御大策も取處無之鹽梅に罷成候私より問掛候者右之勅を御下し相成候には手づると申もの無之候而は連も出來不申閣老之處へ委敷申込候而ケ様に成され候はゞ請合て盡すと申事能々地盤を居へ不申候ては出來申間敷夫は如何に候哉と承候得者全く手は付居不申左様なら幕府にて甘く御返答申上候而始終勅に不應候はゞ如何之御策相立候哉承候得者其時はいつまでも京師御滯之賦京師へ一年も二年もとは御滯相成間敷若不應日には違勅之罪を御責不被成候ては名義も相立申間敷又京師御保護に付ては只錦之御屋敷共に被爲在候ては何共知れぬ事所司代を追退井伊の固めを除不申候ては相成間敷違勅之罪如何御正し可被成哉相尋候處一言之返答も出來不申時日を移す内異人と相結大坂口より軍船を差向候はゞ其時御手筈如何相付候哉一々難論仕掛候處返答さへ出來兼候人々御大策とは餘り氣強くつまりは夫故私を相待候事に御座候間任じ吳候様承候得共是は私にては連も出來不申いまだ御内評中之儀にも有之候はゞ如何様共盡し様有之候得共都て仕くさらかして仕様と被申候ては出來不申段返答いたし是は案外之次第貴公方にて御論も出來不申其上甚以疎略之御

策と相考候間泉公之處如何御居被遊候哉拜謁仕度申出候處自然拜謁被仰付賦に候間兩三日中被召出との事に御座候然處二月十五日舊務に被復直様被召出候處一々右之難論申出其上私愚考とは大に違ひ申候只今の御手段は先公方被遊候御跡を被爲踏候御事にて其時よりは時態も相變順聖公と一樣には成されがたく江戸におひても御登城も六ヶ敷諸侯方之御交も無之一體成され方相變不申候ては彌成し應候處見留付不申しづれ大藩之諸侯御同論御成りなされ合從連衡して其勢を以成され不申候而は相濟間敷此方様より京師御保護被遊候はゞ勅と一時に諸大名俄に御登城に相成即座に御扱不被成候ては迎も出來中間敷又京師御滯に付ては必ず變を生じ可申と委敷理を盡し申上候處尤成譯にて今更致し方も無之此度之儀は御届捨にて最早延も難致是非平常之處を以成さるとの事に御座候得共非常之備を成し非常之事を被成候には平常之處を以出來不申若合從連衡之策出來不申候はゞ固く御守被遊候處相當之御處置にては有御座間敷哉是非御病氣之處御申立被遊御參府御延引被成つまりは割據と申御腹合にて被爲在度愚考之形行不殘申上候處二月廿五日御發駕被召延三月十六日と相成申候然處只今之處を以策を

立候様承知仕候に付二策書取を以申上候第一策は是非御參府御延引幕へは參府に差掛候處非常之世態にて國中人心動立號令をも不顧人々踏出候勢に成立騷動可致候間當年之處は相延家老を以名代差登候趣を以て被召延度御國中には御家老中より御危申上候と御引留申上候趣被仰達度との所置も相付申上候第二策は是非御延引之處不被爲出來候はゞ天祐丸より關東迄御乗船にて御參府被爲在度左候へば違變輕重相計候得ば京師におひて變動可致は案中にて御座候故難易之處海上にては輕く御座候に付右の計被遊度趣申上候處二策共御取用無之實に仕方なき事に御座候故一日出勤仕候而より直様足の痛にて引入夫より湯治に差越何様の事にても足引上げ不申考にて隱遁之賦に御座候處諸國より有志之者共御國元之様參私には湯治留守御座候處罷歸り承候へば右之次第にて一夕大久保參り實に心配いたし居彌變を生じ候との趣承候故不得止出足仕候事に御座候是より先き御國家の人心不平にては治も變も出來不申候尤君子の爭大幸にては無之是非兩全之策相立久留米におひても君子の爭よりして混亂に及候前車の覆轍も有之候間是非一致して御國中勤王に相成候様被成度頻に切論に及候處是が畢竟一番惡

事と相成候又豊州之一黨におひても起てはならぬと二度押甚以君子の爲すべき業に無之小人の黨は利を以相結候故黨中の内頭立たるもの一兩人も不差障處へ被爲出候はゞ一黨致疑惑悉く崩立可申頓と先無し小路へ追込候はゞ決して小人と見こなし候而も面の知恵丈は又外に働き可申決して恐れ居不申と委敷解立候得共一體土臺狭小にて増増小く罷成候計にて如何成明智の人出候而も今通にては今日之處さへ六ヶ敷勢に成立申候來春御歸府の上親敷御覽可被下候

一村田新八同道にて下之關に參着にて尤他國へ出候儀大監察方大きに六ヶ敷漸く下之關迄は差支有之間敷と申事故夫よりは被召列との御内達も有之候然處飯塚におひて森山新助方より差立候飛脚に逢ひ早々下之關之様急候様との趣有之又々相急候處三月二十二日朝白石方へ參着申候處豊後岡藩二十人參會居卒度面會いたし右之人數は直様大阪之様出船有之候新藏船手當いたし居既に出船之處へ參付跡へ一封相殘し其暮方出船にて同二十六日大阪へ着いたし候處宿屋へも難相付新藏案内を以て加藤十兵衛方へ相付潜匿いたし居候次第に御座候大阪に出候處諸方の浪人等都で堀計を以

御屋敷へ御潜め相成居候關にて筑前浪人平野次郎と申もの此以前月照和尚之供いたし御國元へ參り臨終の時も同所に罷在候人にて夫より方々へ徘徊いたし周旋奔走勤王之爲盡力いたし艱難辛苦を経候人に御座候右之者至極決心いたし居候故又其方と死を共に可致我等に相成候いづれ決策相立候而共に戦死可致と申置候勿論皆死地の兵にて生國を捨父母妻子に離泉公の御大志被爲在候段奉慕出掛候に付都てヶ様に申候而者自負之様御座候得共私を相手にいたし來候趣私死地に不入候而は死地の兵を扱ふ事出來申間敷何篇諸方の有志は大阪にても都で私より引しめ置候處有村俊齋阿久根より極々急にて京都へ參り早々御中途又々踏返申候其折平野と川下り一緒にいたし候處私の決心を平野より相咄候由然處俊齋より右之趣直様申上候處至極の御立腹にてヶ様に罷成申候畢竟下之關へ罷在候はゞ彼所より被差下賦にて有之たる由其時迄は兩全の策を立候者左州之一列と與合何篇泉公を御惡敷申のけ私出立の前晚桂右衛門殿宅へ參候儀共大不都合相成候由にて被差下筈之處又々右之俊齋口上にて大谷相成申候右谷之趣は四ヶ條にて○浪人共と與合決策相立候一條○年若之者共尻押

いたし候二條○御滯京相計候三條○關より大阪へ飛出候四條にて一向胸に落不申大阪にては加藤所へ潜匿伏見にては御假屋へ潜居候事にて京師へも出掛不申其上大阪に於て面會の人々も纒の者にて右様之儀相計候人へも逢不申堀次郎咄にいづれ此節京師御滯にて御盡不被遊候ては不相濟關東へ御下り相成候て何にも不相成との咄は承申候全御滯京を計り候覺無之候○浪人共は始終私へケ様云聞して吳ヶ様致してはならぬからせぬやうに申聞て呉れと被頼始終叱付置申候先生方之人々十分に二才衆にさへ立兼唯我身構而已にて偽謀を以て致し居られ候事共にて御座候乍然堀へ久々振於伏见面會いたし候處昔日に變唯智術を以仕事いたし居候間ひどく面責いたし申候自分の身が恐しく成ると術を不用候ては致方無之候間都て取止め候様大事に懸候ては唯誠心を以不盡候ては不相成譬仕損候ても誠心さへ相立候はゞ感慨して起る人も出來候間術にては決して不相濟尤長州永井雅樂と申大奸物と腹を合せ與合居候間ひどく其儀を責若永井と同論いたすに於ては永井儀は長州の有志共へ可刺申置候間同論いたさせ此方におひても汝を亭主振に可致其時は二才衆其脇に居合候故右の人

人へ可打とは申たる事に御座候是も今更相考候得ば大邪魔に相成候筈に御座候永井を打の策は實に手荒ひ様に御座候へ共天下の奸物にて御座候京師へ罷登候譯は幕府より御頼を以出居候夫は是迄の御扱振宜敷無之前非を悔て御改被成との趣を以て朝廷をだまし付候策にて書取を以朝廷へ差出候書面有之其内に第一異人交易勅許相成候様偏に申立黄金をつかひ九條殿下をだまし開港勅許に相成候はゞ直様堂上方御冤罪を解又諸候方も同様可致抔と誠につまらぬ事計書立候て薩摩と同意にて申上候長州候連名にて可差上候得共急速の事故其儀も不相調候間其證據には堀次郎被召呼御聞取可被下と申上御聞取相成申候堂上方有志の御方々御論御正敷和宮様御下向に付ても御願通御縁談被爲濟候はゞ早速異人の所置可相付と申上其通御許容相成候いた舌も不乾に開港の一條甚以不届之次第と永井は見出され候由に御座候夫故無據打方の儀長州の有志へ申含候尤長州におひても永井の黨と有志の黨と兩立いたし居候一長州へは朝廷の御取扱諸藩とは格別之御譯合も有之當時一向御頼に相成候譯故主上御直筆を以御書取相下り候右のケ條書を以上記之者共も皇朝の御爲めに盡し候儀に

て誠忠を旌表いたし候様堂上方を御始め有志の諸方も一向皇國の御爲め被爲盡候處都て御打込に相成候間本々之通被復右之取扱いたし候役人誅罰いたし候様又右之勅令通不應候は、有志の諸侯を京師に被召違勅の罪可正候間其通可出來哉否可申上との趣十五ヶ條有之候由其儀を悉く永井は可打崩策にて相働候向に御座候間ひとく黄金を相仕ひ候由に御座候此儀は慥に長州大阪御留守居宍戸九郎兵衛と申すものより承候宍戸は直に拜見いたし候由に御座候決して行先我國の爲にも永井邪魔と可成は案中に御座候是は畢竟幕のいたひ處を程能致し成し自分の功を立天下之權を可取計謀と被察申候餘程幕府におひては此節の勅使御同伴之御一條やかましき由に御座候○浪人共御屋敷へ御引受にて御構ひ相成候儀泉公御不合點に御座候處堀申上候者私御受合申上候御返答申上夫にて御安心相成候由夫々伏見にても混雜到來いたし候ては如何之申譯いたし候哉奸人の舌頭可畏ものに御座候又決して此儀も私へ打かふせ候半と被察申候私四月十日罷下候様承知仕早速船へ乗付申候至極穩密に被致人氣混雜可致とは相考候由然しながら私を置候ては實にせわしき故落し候向と相見得申候

落され候跡は堀は大阪にては宿屋へ臥候儀も不出來若哉被打候半歟と臆心にて御屋敷内御納戸へ潜臥いたし候由可笑之志にて有之間敷哉大阪見聞役中私を落し候儀不合點にて御側役へ突掛大に論判いたし候由に御座候御國元におひて御供の役掛中より又大きに議論相起候由に御座候大監察の處一圓承引不致嚴敷申立是非對談を懸申度被申立候由御座候得共喜入不受入夫形状見より申來候なりにて參申候夫は面白きことにて只徳之島へ被遣と計にて羽書を以被相達何之罪狀も不相分候決して此節は御助米共被下向には無之島元におひても相愼候様島代官より可申達との趣にて御座候故假屋本へ五里隔候岡前と申所へ潜居仕候頓と世事を忘却仕候處何の苦も無之尤御助米不被下儀難有次第に御座候先つ右等之形行にて細大書盡しかだく又自身申にて能きやうに相見得候間其處は御推讀可被下候御存之通暴言を吐候儀は多く有之候其罪は難逃候間安然として罷在申候間御安堵可被下候

一森山儀私に者眼病相煩ひ養生方に上陸いたし居候處及自刃候段承り驚き候次第に御座候私と村田儀は島方相分候得共森山儀一向不相分尤先年之一向宗又々發起致し六

ケ敷向に承居ニにて夫等之處を以御吟味六ヶ敷相片付兼候半歟委敷不相分候勿論三人はハへは不差遣様伏見より申來候由是は畢竟桂氏へ聞かせぬ賦と相見得申候婦女子の所行と片腹痛く御座候私儀は愚痴には有之候得共片最負共致し候考は全く無之候處中山奸謀を以左州一列と結合候て事を計と申成し其罪を以被落申候此中山と申すもの我意強く只無暗のものに御座候一番寵を得大久保杯は私一件より大に被忌位を保候儀もあふなき儀に御座候得共私を斯様に致し又大久保迄落し候ては人氣混雜可致逆漸く助り候向に御座候が只今共は如何之振合に罷成候哉頓と相分不申候一田中河内助と申すは中山家の諸太夫にて京師におひて有名之人に御座候右之人栗田宮様之御令旨と申すものと錦の御旗を捧居候由右は偽物にて是を以人々をあざむき候と申すものにて御國元迄被差下との趣を以船中にて私に隠然と父子三人外に浪士三人都合六人被殺候由譬偽物にもせよ朝廷へ被差出眞偽明白御取捌き可被在處に私に天朝之人を被殺儀實に意恨之事に御座候もふは勤王の二字相唱候儀出來申間敷此儀を若哉朝廷より御問掛相成候は如何御答相成候ものに御座候哉頓と是限の芝居

にて御座候もふは見物人も有之間敷と相考申候

一此度勅使御下向に付ては餘之儀にも有之間敷勿論大原三位公と申せば聞ゆる慷慨家にて如何様の御議論出る儀も難計若哉幕におひて猶豫いたす儀も有之候は益憤言出る儀相違有之間敷逆も黄金共にては打付被申間敷彌勅の通相調候得は御國家におひても御大幸泉公も御大功にて此上もなき御事に御座候幕役は中々一と通のすれものにては手も突掛られ候丈けに無之いまだ幕情御不案内之事に御座候間ちよつとした事に御乗り被成候と直に突込夫より見こなし候間一藩の力にて平押し押候ては弱居候幕にもせよ些六ヶ敷此方の御勢ひ御扱次第にて勅の立と立ぬとに有之譯に御座候餘程幕府におひて六ヶ敷申立候との評判に御座候如何罷成候ものに御座候哉今共ほもふ相分居候半遠海の事故全く通不申紛情此事に御座候私にも大島へ罷在候節は今日々々と相待居候故肝癢も起り一日か苦に有之候處此度は徳之島より二度出不申と明め兼何の苦も無之安心なものに御座候若哉亂に相成候は其節は可罷登候得共平常に候は兼御赦免を蒙候ても滯島相願ひ可申合に御座候骨肉同様の人にさへ

唯事の眞意も不問して罪に落し又朋友も悉く被殺何を頼に可致哉老祖母一人有之是計氣掛相成居候處大島より罷登候御命致居候而満悦いたし候に付もふは心掛も無之罷登候てより死去仕候に付何も心置こと無之候連も我々位に而補ひ立候世上に無之候間馬鹿等敷忠義立は取止申候御見限可被下候恐々謹言

大島 三右衛門

木場 傳 内様

尙々當島代官三ヶ條の仁政相發申候一ヶ條大島同様書役の姦件にて御注文品宜き物は御渡し不足と御唱當人へは不相渡自儘に申受候處其弊を改人々注文品の通帳を以て相渡候節引合様罷成候由二ヶ條は寒中砂糖煎方頓と取實も無之實に作人共込入候由御座候十分熟し候上春正月にても宜敷候間作人の心次第煎方取付候様との趣に御座候處一同雀躍いたし候由に御座候三ヶ條は當島は大島とは引違砂糖は過返しと申して三合代米被下候由然處惣勘定不相濟内は右之通返米不被成下候處手短の作人共にて右の正餘計は羽書を以て取引いたし惣て一斤も不作姦商に謀取られ候處此度は

内斤を以正餘計の者へは速に代米被成下全不作人へは不相渡直に自分正餘計の者へ配當相成筋に相決し是以大に勢立候向に御座候當島は小島にて一體弊も薄く豪族も無之其權無之中通を以ておし候鹽梅にて至て仕安由に御座候勤方内意に付ても前以進物等いたし候儀は決して無之内願は申出候由に御座候得共其弊無之由に御座候○假屋本へは一度も出懸け不申度々申來候得共却て面働くさく掛り合不申候五里計も相隔居候故頓と物音も聞へ不申候至ての田舎にて仕合の事に御座候大島は餘程夷の風盛に御座候此度は遠島人同様掟杯へも根付にて畏り居申候乍然島役連も大島の様には無之遠島人と申ても餘り卑劣には取扱不申向に御座候頓と夷の風は取馴居候處不馴始終始ての振合にいたし居候故、、、、、様子に御座候○當島は米國にて茶等少々持參候處惣て米に相成二石計も相成候付飯料等は全く差支不申乍殘念品替等は不致候ては此度は出來不申候故俗人と相成雅風は出來不申御一笑可被下候

舊書

【按】此書徳之島謫居中大島見聞役たりし木場傳内に贈りたるなり隆盛文久二年召喚の命を受二月十二日大島より鹿兒島に歸着す當時久光藩主に代り兵を率ゐて上京し大に公武の間に盡力する所あらんとすよりに隆盛の歸

着するや久光召致して意見を問ふ隆盛當時の時勢に鑑み之を不可とし且つ二策を進言す久光之を納れず隆盛より温泉に行きまた出ず時に諸藩の浪士等久光の東上を機とし討幕の旗を擧げんとす大久保等浪士の久光を誤らんことを憂ひ隆盛に説き出て之等過激の浪士を統御せんことを以てす隆盛之を諾し三月十三日村田新八と先發して下關に至るや上國の浪士等暴發の恐れあるを以て直に急行して大阪に至り浪士等を統御す然るに久光の東上するや大に隆盛の舉動を怒り四月十一日隆盛等か歸藩せしむ斯くて隆盛等は山川港に至り滯船中更に徳之島に流謫の命を受け七月初旬着島す(村田は鬼界島に流謫せられ森山は山川に自刃す)當時久光の隆盛の舉動を激怒せしは其左右にありし中山中左衛門、海江田信義、伊地知貞鑿等の進言に出でしものなるも久光と隆盛とは元來其意見主義一致せざりしなり即ち久光は浪人志士を斥けて公武合體を主張し薩摩一藩の力を以て尊王の功を建てんとし隆盛は之に反して諸大藩の合同を謀り天下の志士と共に尊王の實を擧げんとす故に其間に主義感情の衝突するは勢ひ免れざる所なり勿論久光とても徳川氏に對する忠義心よりして一意に公武合體を唱へたるにあらずと雖其尊王論に對しては緩急温劇の差ありしなり此書によれば隆盛が如何に薩藩の状態を憤慨嗟嘆し失望の極世事を思ひ斷ちて絶海の孤島に天命を樂み生涯を送らむと決心せしかを想ふべし書中泉公は久光を云ひ左州は家老島津左衛門を云ふ

木場傳内に贈る書

(文久二年八月二十日)

七月十八日付貴札八月十九日相届御懇札難有拜見仕候殘暑無御痛御勤仕之段大慶奉存候隨て野生無儀岡前と申邊鄙に罷在候間乍憚御降意可被下候陳ば一橋尾之二公御出世之段雀踊此事に御座候先文差上候付相届候半哉間違難計當所詰役方より上封いたし貫

候間相違は有之間敷奉存候其節申上候一件之趣にては無之哉又相變登城にても相成御政事向御相談にても御聞被爲成との趣相成候哉夫迄には至り申間敷粟田宮參殿相成候様罷成候よし左様之向には些六ヶ敷當分相國寺之房中廢庵に御住居にて三度の御食事さへも伏見宮様より御續にて御付一人罷在候由長歎息之至に御座候○先便長き不綴之管切語差上候通之時勢に御座候間來春御參府之上は決して私儀一言も御出被下間敷尤平常之譯にて御取返共御座候ても再上國は仕不申了簡に御座候此世中如何様保樂を當候ても内症外邪不可治之極に至り候間三五年を不出して變に入候儀相違無之其内は決して當島を出不申考に御座候又當時餘程奇虛之取扱而已有之候間何れ二度押之御手数も難計其からきこと酒鹽などにて追付丈之事には無之候御遙察可被下候中々島元よりは御府内之事書面共にては察する所合不申候ヶ様之體に罷成り三十日も我家に不在して又遠島と申は誠に稀成ものに御座候此場に相成憤激して變死共いたし候ては殘恨之次第にて決してもふは行廻らす命を奉じて死を賜とも如何共從容として畏ざる考に御座候御安心可被下候變事に當り色々了簡も變るものものに御座候また命もおしかると

申人も有之筈に御座候得共惜むべき時は何ヶ度でも惜しむ考に御座候御一笑可被下候
 ○膝素立之御扱誠に驚候次第に御座候夫迄は迎も出来不申候儀と相考居候處案外之譯
 に御座候先生故決して冠を振り可申と明め候處實に御蔭を以て先生も先生になり後世
 に残り可申候御度は昔日に打變り何も調不申當島之事などは丸で夢にも見不申候乍然
 此度之代官は餘程最初よりかゆき處に手か付模様にて一同悦び居申候○宮登都一條色
 色御世話成し被下難有御厚禮申上候○女子出生之由是は考に相違ひ申候先便には決し
 て男子と推計申上候處女子之由何にても乍幽囚も祝敷御座候召使置候女之儀決して渡
 海不致様尙又御頼申上候桂氏滯島中は少しも懸念無之候間安心致し居候様御申付可被
 下候尤桂氏若哉上國共相成候はゞ大島迄では島替被仰付候筋御周旋相願申候桂氏大島
 へ罷在られ候内は六ヶ敷由承り奇妙之事に御座候此旨御禮答如此御座候恐々謹言

八月二十日認

大島 三右衛門

木場 傳 内様

【按】木場の書に答へ再び心事を述べ且つ待遇を報じたるなり一橋尾云々久光大原勅使を奉じて江戸に下り大に

盡力する所あり幕府遂に一橋慶喜を將軍の後見に松平慶永を政事總裁と爲せしを云ふ尾は越の誤なり三五五年
 を不出して變亂に入云々先見の明驚くべし女子出生は菊子の出生を云ひ桂氏は桂右衛門を云ふ當時大島在番な
 り

琉中爲に贈る書 (文久二年閏八月十一日)

度々御懇札辱拜誦いたしいます御全快も無之候由時分柄御愛養可被成候隨而野生にも
 無異滯舟にて消光いたし居候間乍憚御安慮可被下候陳者子供等歸島に付ては色々御心
 配被成下御厚禮申上候仲祐にも召歸度山々相考候得共在番より止置候様承事にて夫故
 召置是迄御心配被成下候御禮儀さへも出来不申位殘情此事に御座候いづれ沖永良部島
 へ罷在候共御書状迎も相調申間敷候間何卒右等之處は御海容可被下候此度任幸便荒々
 御禮迄如此御座候以上

又八月十一日

吉 之 助

仲 爲 様

追啓態々五郎御遣御厚志之段深く御禮申上候御令閏様へも宜御鶴聲御願申上候

【按】隆盛八月下旬沖之永良部島に幽閉の藩命に接し徳之島を出帆せんとする際間切横目たりし琉中爲に贈り在島中の厚意を謝したるなり子供等云々隆盛大島より妾愛子及菊次郎菊子の二子を呼び寄せしが沖之永良部島渡航につき又歸島せしめたるなり

桂 右衛門に贈る書 (文久三年四月十二日)

尊翰先月二十七日木藤氏着島にて直落手仕難有拜誦仕候先以御勇健被爲御座候段奉恭賀候隨而私事無異儀消光仕候間乍憚御安慮可被成下候陳ば徳之島より當島に引移候處直様牢中に被召入却而身の爲には難有無餘念一筋に志操を研候事にて、を困候は餘程拙策に御座候益志は堅固に突立申事にて御一笑可被成下候福山高田之兩士至極之親切にて痛入仕合に御座候此度代合之川口と申者早速より懇切之事にて御存之通木藤は同郷旁仕合之事御座候付其處は御安心可被成下候此内より餘り殿、より丁寧に逢候處やふれ竄人よりは嫉まれ候位獄人にさへ其様之譯、おかしなものに御座候此旨御禮答迄如此御座候恐惶謹言

四月十二日

大島 吉之助

桂 右衛門様

追啓上豚之兒至極御丁寧被成下候段重疊難有次第奉謝候に言葉を不知候

【按】此書大島在勤中の桂より書に接せしを以て之に答へたるなり書中木藤は源左衛門福山は清藏高田は平次郎川口は萬次郎を云ふ

操 坦勁に與ふる書 (文久三年四月二十九日)

四五日は書物讀方御斷申上度御座候間外々へも御通し被下度御頼申上候以上

四月二十九日

吉之助

坦 勁 様

當用上置

【按】沖之永良部島幽囚中島中の少年等に讀書を教へたる節其中の一人操坦勁に與へたるなり

琉中爲に贈る書 (文久三年六月二日)

暑氣甚敷御座候得共彌以御壯健可被成御勤務珍重奉存候隨而野生にも無異獄中に消光

仕申候間乍憚御放念可被下候然れば其元へ罷在候時分は御一同様別而御叮嚀被成下別而忝次第一筆御禮答可申上山々相考居候得共御案内之通外出不相成事にて便宜不得空敷罷在候處此度頑用喜衆より御狀被下幸の事に而是迄の御禮乍延引荒々申上候事に御座候將又大島よりも書狀參候處豚子杯歸島の節は御土産等過分被成下候由細々申來重疊御親切之次第御厚禮申上候此旨荒々如此御座候恐々謹言

六月二日

大島吉之助

仲爲様

追啓御賢息様へ今度別啓不仕候間宜敷御鶴聲奉希候滯島之節は御芳志不淺次第忘却不仕段宜敷御傳聞可被下候

【按】此書徳之島の仲爲に贈り在島中の厚意を謝したるなり

操坦勁に與ふる書 (文久三年七月五日)

今日御嘉祥奉賀候然者古文二冊共卒度拜借御頼申上候些見合度儀御座候間此段奉得貴

意候頓首

七月五日

吉之助

坦勁様

當用向

【按】古文眞寶の借用を依頼したるなり

米良助右衛門に贈る書 (文久三年九月二十六日)

尙々其元には英人手を付候歟御手當向申來候事歟又は守衛人數被差下候譯にても可有御座候哉自然琉人共は一防戦仕候考は決して有御座間敷何分貴丈之御戦死可早歟と相考申候

積年不接鳳眉適昨春大島より罷登候節は度々御來訪之處折惡敷御面會不仕殘念此事に御座候夫より貴丈には御渡海之處私には大坂之様出立仕候て南北相隔候次第に御座候其後御音信承知不仕候得共彌御壯剛之筈珍重奉存候隨而小弟には如何之災難にて御座

候哉不圖も譴責に逢最初徳之島に被遣との事にて大坂より船にて山川迄罷越候處宿許へも不罷歸候而直様船移替徳之島へ初旬相着候て罷在候處八月下旬飛船來着にて沖之永良部島へ遠島に被處船張にて差越島着之上圍入と申事にて今に安然として坐牢に罷在候間乍憚御放慮可被下候扱當七月初鹿府前之濱において英船數艘來着いたし亂妨有之候段粗承候事共に御座候誠に大變之世上と相成始終歎息之事共に御座候定て其御元には追々飛船等も往來いたし候との風評も有之候付委敷相分候半細々御洩説被成下處起て奉歎願候獄中に罷在候て不入事と思召も難計御座候得共御存之通順聖公御鴻恩奉戴居候得ば御國家之御災難只々傍觀仕候いはれ無之憤怒に胸を焦し候事に御座候彌危急之場合罷成候はゞ如何にもいたし小宮山之跡を追て赤心を顯し可申と是のみ相考候事に御座候何分にも虚實無構御聞取丈けは詳悉御知らせ可被下候御存之通世上變態にて大島より登涯には驚居候事にて西之別府に引籠る考に御座候處無據出足仕かくの如き目に逢ひ候得共却て宜敷讀書一篇にて餘念無御座安氣之事に御座候夫丈けは御安意可被下候責に逢へば逢ふ程益志は堅固に罷成申候小人之拙策と一笑仕居申候當島詰役

御運中よりは至極丁寧之譯にて仕合之事に御座候勿論御返事被成下候付ては與論島にて始終便宜有通し之由承候付川口萬次郎殿在番にて被參候間委敷相願置申候間與論島之方へ御届被下候得ば直様相届候事に御座候間左様御取計被下度御願申上候左候て御嫌疑之廉々可有御座候其上間違も無之候間當島付役木藤源左衛門宛にて御遣可被下候源左衛門には舊同郷にて其譯相通置候間左様御納心可被下候尤川口氏は來三月迄は與論詰にて御座候故何卒近便より御返事被成下度御願申上候心事態と申殘候恐々謹言

九月二十六日

沖之永良部より

大島吉之助

光良助右衛門様

追啓上相成儀に御座候はゞ唐紙少々唐筆二三本御惠投被成下度奉願候只讀書と手習之外餘事無御座候當分は詩作共打立隨分獄中にてても樂も出來候ものに御座候

【按】隆盛閏八月十四日沖永良部島伊延港に着し在番所和泊村に禁錮せらる此書翌文久三年九月二十三日大島に在る米良助右衛門に贈り英艦鹿兒島前濱來襲の事を問合せたるなり是より先英艦七艘生麥事件(文久二年八月二十一日久光江戸より西歸の途生麥に於て英人四人行列を横切るや徒士之を斬り其一人を殺す之を生麥事件と

云ふを以て鹿兒島灣に來襲するや薩藩各砲臺撃つて之を却く隆盛其噂を耳にし大に憂慮して事實を問合せたるなり

土持政照に代りて徳之島與人役に贈る書 (文久三年)

いまだ寛々不得鳳眉候得共彌以て御揃御勤務之筈珍重奉存候然れば御城下前之濱に於て英夷亂妨之様子爲有哉之風聞有之畢何某急速御下島之處より右等之説相發候との事にて表通御問越相成候譯に御座候自然巨細虚實分明御返事可被爲在候には御座候へ共其間には表通は御嫌疑之廉も難計推考致候間私共よりも内輪を以て別段及御頼談候譯に御座候其處厚く御汲取被下候て餘計之儀と思召之事迄も無御腹藏御洩説被成下候處起て御頼申上候儀に御座候輕き者共之申事にて虚實不相分候得共痛心之餘り及御尋問候始末に御座候就而は其御許より御米御積登可相成哉杯とも申事に御座候實事に候へば大和船積入方として早々罷下候御振合に御座候哉又は鳥次を以て御仕登可相成か右様之手數相成候ては一同之御難儀と奉存候右は如何之策を以て御補ひ被成候向に御座候哉若當冬下船も相成向共成立候はど砂糖御仕登之處も不被爲出來筈と奉存候如何御

運相付候哉御懷合處詳委爲御知被下度御頼申上候尤も當所にて粗風聞仕候形行は箇條を以て虚實無構一々左條之通御尋申上越候間委敷御返事被成下度御願申上候

- 一 山川口にては防戦如何の間にて御座候哉火急之事にて全く仕應せざるものに候哉
- 一 英艦何十艘乗込候哉何月何日の戦にて候哉
- 一 御臺場諸所破損の向に申來候間何方何ヶ所及破損候哉
- 一 英艦櫻島之御臺場より一艘は御打留め相成たるとの向に御座候何艘御打留相成候哉

- 一 英艦速に引取候哉又は江戸表杯へ乘廻候歟本國の方へ引拂候哉
- 一 上下町は御焼拂に相成其餘煙御城迄相及候との趣申觸れ候實事に御座候哉
- 一 琉球船二艘大和船四五艘相損候向に御座候何方へ繫居候て及破損候哉且小船は數十艘破損との向に御座候波止場内へ有之候船にて御座候哉
- 一 上下町人何方へ相逃候哉又は武家之童女方如何の御處置相成候哉
- 一 戦士の御方々大人數被爲焼死候御様子に御座候幾人許に御座候哉

一近國並長崎御奉行杯早々御援兵として被差出候向に御座候哉

一當島への御用封も有之右は當所より飛船にて被差渡候者え御渡相成居との事に御座候又上國與人眞粹憲等之書狀都て同様の由承り居候彌其通の事に御座候はゞ都て御取揚被下候御手都合被成下度分けて御願申上候

右は忌諱に觸れ候言も可有御座候得共御存之通端島之事にて詳に相分り候譯無之勿論非常の世態に御座候へば御互に形勢相知候處急務の事に御座候へば承候儀も悉御尋越申上候に付何卒細大爲御知下候様分而御願申上候自然箇條に洩れ候處多分之事に可有御座候間無殘處爲御知被下度態と飛船を以て御尋越申上候

【按】隆盛の和泊村に禁錮せらるゝや間切横目土持政照隆盛の人物を畏敬して大に優遇す此書隆盛英艦來襲の状況を詳にすること能はざるを遺憾とし政照の名を借り徳之島龜津村の奥人に問合せたるなり

村田新八に贈る書 (文久三年十一月二十日)

尙々島方氣候不順之事に御座候間御保養專要と奉存候何も日暮無之候而詩作に打

立是共樂にいたし候事に御座候愚詩入御覽申候間御一笑可被下候

御書翰辱拜誦仕候彌以御安康之由雀躍此事に御座候爾來御疎情之至眞平御海恕可被成下候隨而小弟無異儀獄中に消光仕候間乍憚御安慮可被下候陳ば貴兄如何之御所置相成候哉案勞仕居候處先づ輕目之御扱にて至野生御悅申上候何は扱置於前之濱炮戰之囀承り髮冠を突候仕合に御座候此已來如何之時態に相成候哉一戰迄之說而已にて頓と不相分案勞此事に御座候天下之所論如何に成行候歟一度戰聲響候て決而内亂相始候半割據之姿に可相成は案中之事と相考居申候幕威日々相衰候模様と被伺申候間決而霸業を起す邪心之諸侯も出來候半歟いづれ夷人え相結疆國は彼を以内を痛め鋒を挫候而衰を待候はゞ事を被計候て如何計之國衰にも可及事に御座候半可畏世上に相成申候○京師之模様も紛々之様子與被伺慨歎此事に御座候御互に折角正氣を養ひ可申時節に御座候乍末美墨御惠投被成下候而有難御厚禮申上候此旨御禮答迄荒々如此御座候恐々謹言

十一月二十日

大島吉之助

村田新八様

【按】此書鬼界ヶ島に流謫中の村田新八より寄せし書に答へたるなり絶海の孤島に幽囚の身となりし隆盛が當時如何に國家の前途を憂慮したるかを知るべし

操 坦哉に贈る書 (文久三年十一月二十八日)

右之通先刻の御咄綴立候大體に御座候間若其都合相加へて御取直し被下度個様の願文は第一受取人之腹中に相叶ふ様に書立候が濟み易きものゝ由承居候當時事を執行候人に些強く申立候歟御口に合候半かと愚考いたし居候いづれ御當地之形勢次第御賢慮御尤奉存候以上

十一月二十八日

吉之助

操 坦 哉 様

【按】薩藩英艦撃退後沖永良部の島役人操坦哉見舞として上臈の節鐵砲下附の願書を隆盛に依頼す隆盛執筆して與へし際添へて贈りたる書なり願書は建言書の部に載す参照

高田平次郎に贈る書 (文久三年月日不明)

昨日福山君より承候には尊丈御神刀御殘し置下され候との儀千萬難有重疊御親切謝するに言葉を知らず候實は此條御願申上度と相含み候得共獄中之事故申出兼候處早く御備被下何共有難奉感佩大に力を得候事に御座候餘りの嬉さに愚詩綴立差上申候御笑覽可被下一つのは先年差上候ものを些取直差上申候平仄合不申候故仕替仕候間如斯御座候此旨荒々得貴意候頓首

大 島 吉 之 助

高 田 君 机 下

追て機會を見直に返劍可仕候

憑君認取英雄氣 斬賊勇肝百倍加
遺策惠刀三尺劍 血戰當千加亂麻

【按】隆盛は重罪人として沖永良部に幽囚せられしを以て帶刀を沒收せられたるに在番詰役たりし高田平次郎隆盛と親交を結び居たるを以て其任滿ちて歸郷するに當り一刀を同僚福山清藏に預け其趣を土持政照を以て隆盛に傳言し聊以て留別の意を表せしが隆盛福山より之を聞き大に喜び書を贈りて其厚意を謝したるなり

高田平次郎に答ふる書 (年不明)

御紙面忝拜見仕候御尋之身幅覺不申長さは三尺八寸に而御座候外は頓與相覺不申候間
此旨御報迄如此御座候頓首

四月二十八日

西郷吉之助

高田平次郎君
尊酬

【按】此書年不明高田平次郎隆盛の謫居中に贈りし刀の事につき後年間合せたる書に答へしものならんか

操 坦勁に贈る書 (元治元年正月十五日)

卒度御尋申上候文選の内九成醴泉銘と申もの可有之候半歟御見合被下度若相見え候は
ば其部一冊御借し被下度御願申上候

正月十五日

吉之助

坦勁様
當用

【按】文選の借用を依頼したるなり

土持政照に贈る書 (元治元年三月四日)

一筆啓上致候彌以御安康御勤務之筈珍重存上候隨て野生にも無異儀先月二十八日歸着
いたし候に付左様御放念可被給候扱て其許に罷在候時分は何篇御叮嚀被成下別而難有
御禮申上候其許の次第家内の者共へも細大申聞候處皆々大悦此事に御座候家内共より
も厚く御禮申上候様承事に御座候其元出帆候處龍郷へ翌九ツ時分安着致皆々大悦の事
共にて蘇生の思ひをなし候仕合御遠察可被下候四日の滞在にて御座候處愚妾の悦び情
義に於て是又御憐察可被下候左候而二十六日朝出帆いたし喜界島へ寄船にて二十八日
安着致候親類の悦御察可被下候今日出帆にて上京候處雨天にて山川港へ滞船いたし候
故荒々御禮迄如此御座候草々

三月四日

大島吉之助

政照様

【按】此書隆盛が元治元年赦免歸漢後上京の途山川港より政照に贈り在島中の厚意を謝したるなり是より先薩藩に於ては久光の寵を得て勢力ありし中山中左衛門薩英戦後閑職に轉じ藩の實權小松清康大久保利通等の手に歸すより有志の士は隆盛を孤島より起さんとし屢々久光に請ふ所ありしが久光の怒り容易に解けず是に於て三島通庸(彌兵衛)、永山彌一郎、篠原國幹(冬一郎)、柴山景綱(龍五郎)等死か決して久光に強請するに及び久光漸く之を許し元治元年正月藩主より公然赦免の命ありよりて吉井友實(仲助)、隆盛の弟從道(信吾)及福山健偉(清藏)と共に隆盛を沖永良部島に迎ふ隆盛乃二月二十三日を以て出帆し途次大島に立寄り妻子等に再會し更に鬼界ヶ島に寄り村田新八を伴ひ二十八日鹿兒島に歸着するや直に上京を命ぜられ着京後軍賦役と爲る

大久保一藏に贈る書 (元治元年五月十二日)

中將様益御機嫌克細島御光著被遊候段被仰越御互恐悅此御事に御座候陳ハ御當地之形勢日に月に衰へ立候次第に御座候堂上方に於て例之驚怖の御病症が相起り暴客の畏れ甚しく稍暴論行はれ候半かと申勢に御座候陽明家に於て御父子様共守衛人數の内より御番相勤吳候様にとの御事にて兩御殿每晚御人數被差遣候事に御座候武田一條に付て

は先便にも申越候通り伊丹大きに被惡候鹽梅にて申さば小兒の老婆を失ひ候と申御心持にて其怨は皆々伊丹に參り逆も仕様無御座候處より頻りに相惡み刺客にても行候半かと申程の危に迫り候様子と申評判も有之彼も些と弱り立候鹽梅に御座候武田逝去候より行衛不相分坊主に相成りたるとの趣に御座候處近來承候へは會津屋敷に潜居やに世評致す事に御座候會藩薄情の次第には右等の手數致居候て此御方様御屋敷へは是非行末御結合致し置度との事にて出會致し吳候様との儀故小松太夫を始め私共五六人出張候處有志會にては全く無之俗會の上通りと申鹽梅に御座候間御笑察可被下候

一土州の儀此舉に乘し大發可致との世評有之候處迎も大舉出來候様子に無之今で持張候處さへ六ヶ敷勢に御座候由長州は勿論暴客輩も近來一橋を頻りに疑ひ出し異説紛々の様子に被相聞申候段々策略の次第も相顯れ水人杯は籠絡致され候姿にて決して攘夷の腹に無之別に一物有之候半其趣にて而探索に打掛候由に被相聞申候

一大樹公にも去る七日御下坂に相成三十日位は浪華城に御滞在と申評判に御座候夫より關東に御歸城相成候は必ず夷船長州へ參り可申と勝麟太郎も相咄候由長州破立

候上は決て浪華へ突掛開港の説を起候半との咄同人申居候由御座候麟太郎にも近來之處尙更幕吏に被忌候由に御座候

一水野へ是非滯京致候様朝廷より被仰出候處水野には是非大樹公へ付添不參候ては不相濟候間稻葉被殘置との事にて淀滯京の賦に御座候由水野と一橋は餘程合居候様子に御座候

一近比御屋敷惡評甚敷起り畢竟幕府より出候事多有之向に被相聞申候上海に於て茶等の品を以て盛に交易相始候杯との説を申觸れ候由是等皆々幕奸の隱策と相見へ申候當分に相成候ては御遺策の通頓と手を引き岡崎の調練等追々有之色々探索に心を用ひ候計に御座候處暴輩も至極疑を生じ舉動不相分深く吟味致す様子に御座候當時態にては迎も一家中一體致し居候譯無之議論紛々に可有之候處頓と異議無之不思議な事と且恐れ且疑迷の由と被相聞申候長州より頻りに合せ度との腹と相見得へ申候へども手の付様無之鹽梅に御座候暴客も參候へ共最初より因循説を出しに致し何も是で出來不申との返答にて押通し居候故議論迫りかけて參り兼候次第に御座候唯今の

暴客と申もをかしたものに御座候來月とも相成候て異船長州へ參候半か餘りに威張居候て面の惡き者ともに御座候故雲行を見候て暴威衰へ候半と相考居申候筑後の應援も勢弱候との風評に御座候始終根の居はらぬ事計に御座候故持張に通らぬ様子に被相聞申候此旨風説の儘申上候間御推考可被下候恐々謹言

五月十二日

大島吉之助

大久保 一藏様

【按】此書京師の状況を在藩の大久保に報じたるなり是より先文久三年九月久光朝命により上京し松平慶永山内容堂伊達宗城等と大に公武の間に周旋する所あり當時幕府は外交問題につき姑息の手段を執り横濱鎖港の命を下し使節を歐洲に派遣す久光大に之を不可とし元治元年正月大將軍上洛するや横濱鎖港不可の建言書を朝廷及幕府に上り極力之を主張す然るに久光の議納れられず二月遂に横濱鎖港の朝命下る久光不平に堪へず乃ち後事を隆盛等に委し四月歸藩す時に幕府は長藩の前年外艦を砲撃し且つ幕府の使節を殺し薩藩の綿船を砲撃する等の罪を聲らし大に糾問する所あらんとし若し應ぜざれば征討の師を起さんとし諸藩に内命して兵を備へしむ而して長藩に與する過激の浪士等は京師に入り大に爲す所あらんとし機を窺ひ薩藩は久光の歸藩後隆盛京師に在りて實権を握り禁闕守衛と兵士の訓練とに力を盡して敢て動かす故に幕府は大に薩藩の舉動を疑ひ無根の風説を傳へて頗に惡評を加へしが一方長藩及會藩は薩藩と交を通ぜんとするの風ありたるなり書中中将様は久光を指し陽明家は近衛家を云ふ武田一條云々(武田は相模守伊丹は藏人共に尹宮の家人なり)浪士に斬られんとし

逃亡したるを云ふ其原因は慶應二年三月桂に贈る書に詳かなり大樹公は大將軍を云ひ水野は老中水野和泉守稻葉は同稻葉美濃守を云ふ

大久保一藏に送る書 (元治元年六月初日)

兩度書面差出置候處淀川満水にて出帆出來兼滯坂之段申來候間又々申越候今朝承候趣は因州益田正人と申者一橋より被召呼被相達候には此節長州へ異船襲來の儀無相違候得共いまだ日限之儀は不相分由然處隣國の譯を以因州より援兵被差出候ては不相濟候付得と君侯へ申上ヶ様之御計無之様盡力可致との事に御座候處益田御返答の儀は於此儀は何ぞ長州を相救ふと申には無之候得共最初朝廷より攘夷の筋も篤く被仰出且皇國の土地彼等に汚され候ては神州之御耻辱と相成儀に御座候間皇國の御爲に應援被爲成賦御決心相成居候間如何にも御受は出來不申段申切候由に御座候就ては備前之儀は先つ一橋の口にかゝり候半かと申事に御座候右益田の説に外一兩藩は應援の方も有之候段申居候由御座候得共何方かは不相分事に御座候○一橋の説には只今幕府に於ひて是非長州へは異船不差向様談判の事に候得共聞入候か無覺束いまだ期限は不相知との事

に御座候由日限いまだ不相定處へ援兵に不差出様御伺共いたし候儀に御座候へば是等の御決着相成候て襲來の日限を極め候事かと申説に御座候由援兵不差出様御達相成との御願申上位にて襲來を止候談判央とは可笑な咄に御座候何か其邊の處に見合候廉有之ての事と被察申候只今に至りては各藩一橋を惡み候勢に成立候次第に御座候是非一橋には長州を挫て其上攘夷の筋を相初め候存慮と被相伺候得共夷人の手を借り長を押へ候始末可惡の業に御座候此旨今朝迄の形行早々申上候尙追々形勢に依り申上候様可仕候恐惶謹言

六月朔日

大島吉之助

大久保一藏様

追て水人吉成方へ佐久間修理も近日引付候由に御座候是等は當分暴客の恐れも有之且他日用ひ候賦と相見得申候

【按】當時外艦下關に來襲せんとするの説あり一橋慶喜等却て之を幸とし外人の手を借りて長藩を苦しむるの策を探り因備等の隣藩をして來襲の節長藩に應援する事勿らしむ隆盛之を聞き其奸計を憤慨して之を大久保に報

じたるなり

大久保一藏に贈る書 (元治元年六月六日)

兩三度長州へ異船襲來の事件申上越候間一々御聞取被下候半其後の處も彌襲來いたし候儀は慥に不相分候得共長州の説にては朔日二日兩日の間に襲來候由に申居候との事に御座候得共慥成一左右は不承事に御座候然處長州援兵の國々十二藩は有之段申居候由御座候得共一國を以應援の處は決て相少く御座候半有志と歟申人數脫藩等にて行向候事歟と相考居申候藝州より最早六百騎の人數を押出申候由にて因州に相知れ在京の者は皆々引拂援兵の爲に歸國の筋に見得申候是は定て一國を以應援の事と被伺申候筑州よりも小倉邊へ援兵被差出候賦と被相伺申候右等の次第に御座候得共長人在京人數二百計は一旦伏見迄で引取候處又々繰登候筋に被相聞申候是は何様國元の方及大破候共不動筋に決定いたし居候向に御座候此處は一物有るものと相見得若哉自分國大破いたし候はゞ此怨を何方に歟可報賦にては有之間敷哉長州に於ひては何様の事ありとも

どうか變動到來可致歟と相考居申候當分にては段々御國の處も暴客邊よりも今一度説を申立る模様候間(此間缺文)一橋侯の惡られ候方一と通ならざる事に御座候御察可被下候今日は公子御迎として大坂迄參居候付荒々大坂より申上候間左様御汲取可被下候恐々謹言

六月六日

大島吉之助

大久保一藏様

【按】隆盛六月四日伊地知正治、吉井友實等と島津珍彦(周防藩主の弟)の來着を迎へん爲め大阪に下り六日外艦下關來襲につき諸藩の形勢を大久保に報じたるなり

大久保一藏に贈る書 (元治元年六月八日)

暑氣相募候得共御兩殿様益御機嫌能被遊御座恐悅之御儀奉存候次に貴兄御無異之筈與珍重奉存候陳者當月初方には公子御着坂之御模様與承居候故御迎として去る四日出立にて五日着坂いたし直様兵庫之様參候賦是は楠公社之一條に付地面沙汰幕より大坂御

留守居方へ申立候儀御座候間伊地知正治吉井幸輔三人一緒に參居候處いまだ御着も不相分候付兵庫え差越賦に而大坂御留守居同道いたし伊丹迄差越申候伊丹之儀は薩摩定宿與申儀を陽明殿え願出定宿之札相掛置候得ば浮浪士之暴を免候由にて然御方より被仰遣候付定宿之札相記し候場に罷成候處一度は薩摩人一宿いたし吳候得ば別而宜敷段申事故兵庫へ參掛一宿いたし居候處五日夜之會藩等浪人捕方之一件内田仲之助方より申來鷄鳴相達披見之央京地之方火烟相見得候付實に驚駭いたし早々罷歸候次第に御座候然る處委敷相尋申候處出火之儀は着火等之向に無之長州人探索は今に不怠昨夜も兩三人は召捕候向に被相聞申候畢竟何等之處より如此始末に相及候哉委敷不相分候得共先日も長州援兵各國より不差出様との御沙汰被成下候様朝廷に相願候儀も有之又は浪人取締之爲守衛之者嚴重に相迫手に餘り候はゞ切捨不苦人間違に而も不苦様御達相成候間一橋より頻に草稿迄相認申出候處無御據御沙汰被出候由に御座候是等之儀前以相發し候次第に御座候へば決て長州之本國を異人を以相破らせ京地は悉く相除之舎に而御座候哉又は暴令相發に付長州より忍兼候而暴發可致之謀相洩候而々様之始末に及候

哉突留候廉もいまだ不相知候得共長州人を相除候儀晝夜甚敷ものに御座候由長人は是に而氣を被挫候歟又は激候哉は不相分候得共昨日迄に三度程國元に飛脚を差立候由いまだ長之廷中には攻掛不申途中又は宿屋等之者計に手を掛候由に御座候水野和泉守昨朝御當地出立伏見に參直様乗船之由是は大坂より早々關東に歸國之向に被相聞申候家中之者旅宿いたし居候亭主之物語に此度は危きめに逢ふ筈之處からき命を助り歸國いたす譯與相咄候由承り候左すれば何歟相企候半歟とも被相察申候ともあれかくもあれ此末如何形行可申哉長州も唯々止居候事にも無之大破に相成歟又は大舉して登り立申歟に可有御座候唯今は薩州之處双方より望を被掛候模様にも御座候得共確乎として動き不申禁裏御守衛を一筋に相守居候事に御座候處各國之心配は露程も不存安氣なものに御座候御遙察可被下候御當地戰場與罷成模様も御座候はゞ直様早打を以御注進可申上候間左様御得心可被下候今朝歸京仕荒々形行申上越候恐々謹言

六月八日

大島吉之助

大久保一藏様

書翰